

一般社団法人日本社会福祉学会

2012年度関東部会研究集会抄録集

大会テーマ

被災地の生活支援、生活再建における
ソーシャルワーク実践、研究の役割と課題
～ソーシャルワーク実践・研究に何ができるのか～
社会福祉学からの「発信力」

開催日：2013年3月9日

会場：大正大学 巣鴨キャンパス

【プログラム】

■受付開始 8 : 3 0 ~ (3号館2F)

■自由研究報告 9 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0

第 1 会場 (第1分科会) 場所 3 2 1 教室

9 : 0 0 ~ 9 : 5 0

- ①【研究報告部門】ソーシャルポリシーにおけるスティグマの位置と様態について
—T.H. マーシャルのソーシャルポリシー論の観点から—

日本社会事業大学大学院 2 年

松岡是伸

9 : 5 0 ~ 1 0 : 4 0

- ②【研究報告部門】「誘導」の一考察—ソーシャルワークとリバタリアン・パターンリズム論の近似性—

日本女子大学

石川時子

■座長：荒井浩道氏

■コメンテータ：石川到覚氏

第 2 会場 (第 2 分科会) 場所 3 2 2 教室

9 : 0 0 ~ 9 : 5 0

- ①【研究報告部門】市民後見人による支援の公共性に関する研究

東京大学大学院博士課程 2 年 / 日本学術振興会特別研究員 DC

税所真也

9 : 5 0 ~ 1 0 : 4 0

- ②【研究報告部門】消費税と給付付き税額控除のマイクロシミュレーション分析

群馬医療福祉大学

白石憲一

■座長：新田秀樹氏

■コメンテータ：秋元美世氏

第3会場（第3分科会）場所 323教室

9:00～9:50

- ① 【研究報告部門】女性労働問題とホームヘルプ事業創設との関連
—通知・通達・議事録などの公文書の分析から—

帝京平成大学

中嶋 洋

9:50～10:40

- ② 【研究報告部門】性風俗関連産業に巻き込まれた子どもの支援をめぐる課題に関する研究—子どもを対象とした性的搾取の態様と被害に焦点をあてて—

立教大学大学院博士後期課程2年

赤嶺恵理

10:40～11:05

- ③ 【萌芽的研究報告部門】婦人相談所一時保護所における職種の実態と課題 その1
—アンケート調査から—

和洋女子大学
城西国際大学

庄司妃佐
堀 千鶴子

11:05～11:30

- ④ 【萌芽的研究報告部門】北米における女性アルコール依存症者と自助グループ研究の
動向—フェミニズムからエンパワメントへ—

上智大学大学院前期課程2年

月岡 幸

■座長：野城尚代氏

■コメンテータ：堅田香緒里氏

第4会場（第4分科会）場所 324教室

9:00～9:50

- ① 【研究報告部門】知的障害当事者の政策立案への参加・参画に関する一考察
～新たな視座に基づく知的障害当事者「参加・参画モデル」
（協働関係の構築）の検討～
立教大学大学院博士課程後期課程4年／立教女学院短期大学
遠藤美貴

9:50～10:40

- ② 【研究報告部門】私立学校における特別支援教育の体制整備に関する実証的研究
－「幼小中高一貫」したシステム開発の視点から－
東京学芸大学大学院博士課程3年／成女学園中学校・成女高等学校
田部絢子
東京学芸大学
高橋 智

■座長：小野孝嘉氏

■コメンテータ： 沖倉智美氏

第5会場（第5分科会）場所 326教室

9:00～9:50

- ① 【研究報告部門】少年非行・矯正教育分野における発達障害児の実態と支援に関する調査研究

東京学芸大学大学院修士課程2年
東京学芸大学
内藤千尋
高橋 智

9:50～10:40

- ② 【研究報告部門】障害乳幼児支援施策の形成過程－戦後の保健・福祉・教育施策に視点をあてて－

東洋大学大学院博士後期課程3年／福山市立大学教育学部
高橋 実

■座長：高橋一弘氏

■コメンテータ：佐藤信人氏

第6会場（第6分科会）場所 327教室

9:00～9:50

- ① 【研究報告部門】 市民参加型の在宅緩和ケア体制
—B組織における組織学習過程を通して市民と専門職との協働の可能性を探る—
上智大学 鍋木奈津子

9:50～10:15

- ② 【萌芽的研究報告部門】 ソーシャルワーク研究における質的内容分析法の適用
ルーテル学院大学大学院博士後期課程2年 乙幡美佐江

10:15～10:40

- ③ 【萌芽的研究報告部門】 終末期ケアにおけるアドボカシーの意味
—ナラティブ・アプローチの視点からの考察—
東洋英和女学院大学大学院博士後期課程
遠藤紀子

10:40～11:05

- ④ 【萌芽的研究報告部門】 久坂部羊作品に見る、現代医療・介護・福祉の問題点
筑波大学大学院博士前期課程2年 野田晃生

■座長：田嶋英行氏

■コメンテータ：北本佳子氏

第7会場（第7分科会）場所 328教室

9：00～9：50

- ① 【研究報告部門】夫婦を対象とした予防的心理教育プログラムの開発評価
ーインパクト理論の妥当性の検討を中心にー

日本社会事業大学大学院博士後期課程3年
日本社会事業大学

宇野耕司
大島 巖

9：50～10：40

- ② 【研究報告部門】保育所保育士における「保護者に対する支援」の現状と課題

東洋大学大学院博士後期課程1年

橋田康世

■座長：山本真実氏

■コメンテータ：中野敏子氏

第8会場（第8分科会）場所 271教室

9:00～9:50

- ① 【研究報告部門】子育て課題を持つ母親の役割をめぐる保育士支援—Z保育所における保育士と母親へのインタビュー調査から—

植草学園大学／東洋大学大学院博士後期課程3年

小川 晶

9:50～10:15

- ② 【萌芽的研究報告部門】0歳児保育を利用する母親の就労と子育てに関する研究
～待機児童のいないA市における実態調査を手がかりとして～

東洋大学大学院博士前期課程2年
東洋大学

樋口和子
森田明美

10:15～10:40

- ③ 【実践報告部門】震災におけるこころのケア活動—医療機関のソーシャルワーカーの活動から—

東京女子医科大学病院／大正大学大学院

小野賢一

■座長：金子恵美氏

■コメンテータ：西郷泰之氏

第9会場（第9分科会）場所 273教室

9:00～9:50

- ① 【研究報告部門】健全育成における保護と予防機能に関する分析
—1970年代の母親クラブ役割をてがかりにして—

東洋大学大学院博士後期課程3年／新潟県立大学 植木信一

9:50～10:40

- ② 【研究報告部門】被害者保護からサバイバー支援への転換—米国・ロサンゼルス地域の人身取引問題に対する取り組み—

日本学術振興会特別研究員 佐々木綾子

10:40～11:05

- ③ 【萌芽的研究報告部門】住居不安定をともなう生活困窮者に対する住まい支援の課題
—地域社会の包摂に向けて—

首都大学東京

小田川華子

]

■座長：菱沼幹男氏

■コメンテータ：月田みづえ氏

第10会場（第10分科会）場所 276教室

9:00～9:50

- ① 【研究報告部門】1920年代の東京市における教育救済事業に関する歴史的研究
—関東大震災と震災復興事業を中心に—

東京学芸大学大学院修士課程2年

石井智也

白梅学園大学

石川衣紀

東京学芸大学

高橋 智

9:50～10:15

- ② 【萌芽的研究報告部門】精神保健福祉領域におけるリハビリ—論の興隆に関する—考察
—わが国における障害受容論との比較に焦点を当てて—

筑波大学大学院博士前期課程2年

木原亜季

筑波大学

結城俊哉

10:15～10:40

- ③ 【萌芽的研究報告部門】自立生活センター—介助サービス利用者・介助者間における問題共有意識の検討—性をめぐる介助活動に焦点をあてて—

筑波大学大学院博士前期課程2年

北川 優

筑波大学

結城俊哉

10:40～11:05

- ④ 【萌芽的研究報告部門】若者自立支援型社会的企業Aへの調査に関する中間報告

横浜市北部児童相談所

宮竹孝弥

■座長：贄川信幸氏

■コメンテータ：坂本智代枝氏

■■ 昼食・休憩（運営委員会） ■■ 11:30～12:30

（運営委員会：3号館1F鴨台プロジェクトセンターでおこないます。）

■■ 学会奨励賞受賞者講演 ■■

『生活保護は最低生活をどう構想したか～保護基準と実施要領の歴史分析～』

神奈川県立大学 岩永理恵氏

場所 多目的コーナー

12:30～13:00

■■ 基調講演 ■■ 場所 多目的コーナー

13:10～14:00

「生活再建と住宅・福祉～ソーシャルワーク実践・研究への期待」

講演者：大本圭野氏（元東京経済大学教授・生命地域研究所代表）

■■ シンポジウム ■■

場所 多目的コーナー

14:10～17:00

テーマ

「被災地の生活支援、生活再建におけるソーシャルワーク実践、研究の役割と課題～ソーシャルワーク実践・研究に何ができるのか～」

【シンポジスト】

- ・ 被災地のソーシャルワーカー実践から：山田美代子氏
(日本医療社会福祉協会)
- ・ 被災地の子ども支援で見えてくる生活再建の道筋：森田明美氏
(東洋大学)
- ・ 福島支援とコミュニティデイベロプメント：佐藤信人氏
(武蔵野大学)
- ・ 国際NGOの支援活動とソーシャルワークの課題：西郷泰之
(大正大学)

(コーディネーター)

山田知子氏 (大正大学)

岡部 卓氏 (首都大学東京)

■■ 総会・関東部会研究大会奨励賞授与式 ■■

場所 多目的コーナー

17:00～17:30

関東地域ブロック研究大会(3月9日開催)

受付 3号館2F

時間	多目的コーナー	第1会場(第1分科会) 321教室	第2会場(第2分科会) 322教室	第3会場(第3分科会) 323教室	第4会場(第4分科会) 324教室	第5会場(第5分科会) 326教室	第6会場(第6分科会) 327教室
8:30	開場および受付開始						
9:00	自由研究報告						
9:00		①【研究報告】 松岡是伸氏 座長:荒井浩道氏 コメンテータ:石川到寛氏	①【研究報告】 税所真也氏 座長:新田秀樹氏 コメンテータ:秋元美世氏	①【研究報告】 中髙洋氏 座長:野城尚代氏 コメンテータ:堅田香緒里氏	①【研究報告】 遠藤美貴氏 座長:小野孝嘉氏 コメンテータ:沖倉智美氏	①【研究報告】 内藤千尋氏 座長:高橋一弘氏 コメンテータ:佐藤信人氏	①【研究報告】 鎗木奈津子氏 座長:田嶋英行氏 コメンテータ:北本佳子氏
9:25							
9:50		②【研究報告】 石川時子氏 座長:荒井浩道氏 コメンテータ:石川到寛氏	②【研究報告】 白石憲一氏 座長:新田秀樹氏 コメンテータ:秋元美世氏	②【研究報告】 赤嶺恵理氏 座長:野城尚代氏 コメンテータ:堅田香緒里氏	②【研究報告】 田部絢子氏 座長:小野孝嘉氏 コメンテータ:沖倉智美氏	②【研究報告】 高橋実氏 座長:高橋一弘氏 コメンテータ:佐藤信人氏	②【萌芽的研究報告】 乙幡美佐江氏 座長:田嶋英行氏 コメンテータ:北本佳子氏
10:15							③【萌芽的研究報告】 遠藤紀子氏 座長:田嶋英行氏 コメンテータ:北本佳子氏
10:40				③【萌芽的研究報告】 庄司妃佐氏・堀千鶴子氏 座長:野城尚代氏 コメンテータ:堅田香緒里氏			④【萌芽的研究報告】 野田晃生氏 座長:田嶋英行氏 コメンテータ:北本佳子氏
10:40				④【萌芽的研究報告】 月岡幸氏 座長:野城尚代氏 コメンテータ:堅田香緒里氏			
11:05							
11:30	昼食・運営委員会(3号館1F鴨台プロジェクトセンター)						
12:30	学会奨励賞受賞者講演	『生活保護は最低生活をどう構想したか～保護基準と実施要領の歴史分析～』神奈川県立大学 岩永理恵氏					
13:00							
13:10	基調講演	『生活再建と住宅・福祉～ソーシャルワーク実践・研究への期待』大本圭野氏(元東京経済大学教授・生命地域研究所代表)					
14:00							
14:10	大会シンポジウム	テーマ:被災地の生活支援、生活再建におけるソーシャルワーク実践、研究の役割と課題～ソーシャルワーク実践・研究に何ができるのか～ □被災地のソーシャルワーカー実践から:山田美代子氏(日本医療社会福祉協会) □被災地の子ども支援で見えてくる生活再建の道筋:森田明美氏(東洋大学) □福島への支援とコミュニティ・デイベロップメント:佐藤信人氏(武蔵野大学) □国際NGOの支援活動とソーシャルワークの課題:西郷泰之氏(大正大学) (コーディネーター)山田知子氏(大正大学) 岡部卓氏(首都大学東京)					
17:00							
17:00	総会 関東部会研究大会 奨励賞授与式						
17:30							
	閉会						

関東地域ブロック研究大会(3月9日開催)

時間	第7会場(第7分科会) 328教室	第8会場(第8分科会) 271教室	第9会場(第9分科会) 273教室	第10会場(第10分科会) 276教室	
8:30	開場および受付開始				受付 3号館2F
9:00	自由研究報告				
9:00	①【研究報告】 宇野耕司氏 座長:山本真実氏 コメンテータ:中野敏子氏	①【研究報告】 小川晶氏 座長:金子恵美氏 コメンテータ:西郷泰之氏	①【研究報告】 植木信一氏 座長:菱沼幹男氏 コメンテータ:月田みづえ氏	①【研究報告】 石井智也氏 座長:贅川信幸氏 コメンテータ:坂本智代枝氏	
9:25					
9:50	②【研究報告】 橘田康世氏 座長:山本真実氏 コメンテータ:中野敏子氏	②【萌芽的研究報告】 樋口和子氏 座長:金子恵美氏 コメンテータ:西郷泰之氏	②【研究報告】 佐々木綾子氏 座長:菱沼幹男氏 コメンテータ:月田みづえ氏	②【萌芽的研究報告】 木原亜季氏 座長:贅川信幸氏 コメンテータ:坂本智代枝氏	
9:50					
10:15	②【研究報告】 橘田康世氏 座長:山本真実氏 コメンテータ:中野敏子氏	③【実践報告】 小野賢一氏 座長:金子恵美氏 コメンテータ:西郷泰之氏	②【研究報告】 佐々木綾子氏 座長:菱沼幹男氏 コメンテータ:月田みづえ氏	③【萌芽的研究報告】 北川優氏 座長:贅川信幸氏 コメンテータ:坂本智代枝氏	
10:40					
10:40			⑤【萌芽的研究報告】 小田川華子氏 座長:菱沼幹男氏 コメンテータ:月田みづえ氏	④【萌芽的研究報告】 宮竹孝弥氏 座長:贅川信幸氏 コメンテータ:坂本智代枝氏	
11:05					
11:30					
12:30	学会奨励賞受賞者講演	『生活保護は最低生活をどう構想したか～保護基準と実施要領の歴史分析～』神奈川県立大学 岩永理恵氏			
13:00	基調講演	『生活再建と住宅・福祉～ソーシャルワーク実践・研究への期待』 大本圭野氏 大本圭野氏(元東京経済大学教授・生命地域研究所代表)			
13:10	大会シンポジウム	テーマ:被災地の生活支援、生活再建におけるソーシャルワーク実践、研究の役割と課題 ～ソーシャルワーク実践・研究に何ができるのか～ □被災地のソーシャルワーカー実践から:山田美代子氏(日本医療社会福祉協会) □被災地の子ども支援で見えてくる生活再建の道筋:森田明美氏(東洋大学) □福島の支援とコミュニティ・デイベロプメント:佐藤信人氏(武蔵野大学) □国際NGOの支援活動とソーシャルワークの課題:西郷泰之氏(大正大学) (コーディネーター)山田知子氏(大正大学) 岡部卓氏(首都大学東京)			
14:00					
14:10					
17:00	総会 関東部会研究大会 奨励賞授与式				
17:00					
17:30					
	閉会				

抄 録

第 1 会場（第1分科会） 場所 3 2 1 教室

9 : 0 0 ~ 9 : 5 0

- ①【研究報告部門】 ソーシャルポリシーにおけるスティグマの位置と様態について
—T.H. マーシャルのソーシャルポリシー論の観点から—

日本社会事業大学大学院博士後期課程 2 年

松岡是伸

9 : 5 0 ~ 1 0 : 4 0

- ②【研究報告部門】 「誘導」の一考察—ソーシャルワークとリバタリアン・パターンナリズム論の近似性—

日本女子大学

石川時子

■座長：荒井浩道氏

■コメンテータ：石川到覚氏

ソーシャルポリシーにおけるスティグマの位置と様態について

——T.H. マーシャルのソーシャルポリシー論の観点から——

日本社会事業大学大学院 2年 松岡 是伸 (6093)

[キーワード] スティグマ、ソーシャルポリシー、悪しく循環する体液

1. 研究の目的

本研究の目的は、T.H.マーシャルのソーシャルポリシー論の観点から、ソーシャルポリシーにおけるスティグマの位置と様態を明らかにしていくことである。

ソーシャルポリシーにおいてスティグマは「真の課題」であり、普遍主義と選別主義、サービス受給過程、資源配分の割り当てなど幅広い文脈で議論されてきた (Titmuss 1968)。そしてスティグマは「古典的で新しい課題」でもある。ソーシャルポリシーの学問的形成期からスティグマは問題として取り上げられ、福祉国家の誕生と黄金期には大きな主題としてあげられていた。また「貧困の再発見」や「福祉国家の危機」のインパクトは、ソーシャルポリシー研究におけるスティグマの問題を社会に告発した。しかしスティグマの問題はこれまでに解決、払拭に至っていない。昨今のグローバル化や脱工業化社会、新自由主義の台頭、福祉国家の再編成などにより社会構造は変動し、複雑多岐にわたる関係性の多様化と社会的排除のような断絶状況の中で、現代のソーシャルポリシーにおけるスティグマを問い直す必要性が生じている。そのため第2次世界大戦以降、ソーシャルポリシー研究の主導的な役割を担ったT.H.マーシャルのソーシャルポリシー論の観点からスティグマに言及することは、その理解と応答に対してひとつの伏線を張ることができる。

そのため本研究の意義はソーシャルポリシーにおけるスティグマの解明にあり、スティグマが「真の課題」、「古典的で新しい課題」とされてきた問いに解を与える一助となることである。そしてソーシャルポリシーにおけるスティグマが、制度利用者や申請者などにスティグマを負わせ、社会的アイデンティティを深く傷つけているのであれば、それを払拭、是正する議論は重要な意義を持つものである。

2. 研究の視点および方法

本研究ではソーシャルポリシーにおけるスティグマを分析するために T.H.マーシャルのソーシャルポリシー論を手がかりとする。具体的にはT.H.マーシャルが先鋭化させた「シティズンシップ」「社会的階級」「ハイフン連結社会」を取り上げていく。これらを塩野谷祐一が示した「公共的空間、私的空間、制度、個人」の枠組みに基本的に依拠・応用し分析をする (塩野谷 2002)。ちなみに「公共的空間」とは、「自律的個人が公共の問題の理解と討議を通じて、政策や制度の枠組みの変革に直接・間接に参加し、公共的意思決定にコミットするという『自由』を持つ」(塩野谷 2002:246) ことであり、「私的空間」は「自律的個人がさまざまな社会的実践の場を通じて、優れた能力を磨き、卓越したものごとを達成し、能動的かつ理性的に自己を変革していく」ことである (塩野谷 2002 ; 4,246)。

この枠組みは、「制度」と「個人」が「公共的空間」と「私的空間」を区別しつつ「相互作用する場 (空間)」で複数の双方向性を持つものである。この枠組みの利点はスティグマの概念的特徴 (社会関係上に成り立つ概念)、社会的交換、ソーシャルポリシーとの関係を的確に捉えることができる点にある。また「公共的空間」と「私的空間」の区別は、従来見られたスティグマの属性に偏った分析を克服でき、本来の概念規定に従った分析ができる点に大きな利点がある。

これらのことから T.H.マーシャルのソーシャルポリシー論から検討を加え、スティグマについて分析と議論を整理し、ソーシャルポリシーにおけるスティグマの位置と様態を明確にする。なお本研究の方法は文献研究にて実施された。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会が定める「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守し実施された。

4. 研究結果

ソーシャルポリシーにおけるスティグマの位置と様態を T.H.マーシャルの観点から論考した結果、以下のように研究結果を得ることができた。

【ソーシャルポリシーの根本的問題としてのスティグマ】 第1に、T.H.マーシャルのソーシャルポリシー論の究極的な唯一の目標・目的は、「福祉」への帰結であり、それを体系的に整理すると①「貧困の解消」、②「福祉の極大化」、③「平等の追求」であった(Marshall 1970)。そして根本的問題のひとつとして、多くのサービス供給を屈辱感や恥辱感(いわゆるスティグマ)を与えずにどのように個別に供給するかとしている(Marshall 1975)。よってティトマスと同様に、ソーシャルポリシーの主たる問題・課題としてスティグマを明示化していた。

【スティグマとシティズンシップの剥奪】 第2に、19世紀前後の貧困救済はシティズンシップを事実上、剥奪することによって救済が実施されていた。そして救済を受ける人々はスティグマを付与・烙印されコミュニティから排斥されていた。スティグマの形成にはスピーナムランド制度の試みと失敗が影響しており、貧困救済の価値や制度が抑圧・管理的なることを可能とした。その結果、新救貧法ではスティグマが申請抑制、道徳的選別、救済方法の統制・管理化で積極的に導入され、象徴的に「劣等処遇」「ワークハウス(労役場)」として示された。その象徴は「相互作用の場(空間)」を通じて結合と循環を繰り返し、救貧法の「負の遺産」として形成されたのである。

【スティグマと社会的階級】 第3に、社会的階級において不平等を解消する経済的平等化の取り組みは、限定的効果しか持たず心理的な階級意識の中にスティグマが残余していた。それは「公共的空間」では、スティグマが付着した制度を申請・受給する階級と見做され、「私的空間」では、低い地位とスティグマによって個人は汚染され、社会的アイデンティティは傷つけられていた。

【「悪しく循環する体液」としてのスティグマ】 第4に、ハイフン連結社会を議論したうえで、T.H.マーシャルは貧困を「瘤」、不平等を「悪しく機能する器官」とした(Marshall 1981)。スティグマは「瘤(貧困)や「器官(不平等)を下支えしており、これらが機能するときに不可欠な役割を果たす「悪しく循環する体液」と位置づけることができる。我々が「瘤(貧困)の除去を実施しても、「体液(スティグマ)が残滓となり正常な機能を害する。構造的な問題である「器官(不平等)は、政策的な改善を試みても「悪しく循環する体液(スティグマ)によって他へ転移する。

このことからスティグマは、「公共的空間」、「私的空間」、「制度」、「個人」において結合と循環を繰り返していた。スティグマが複雑な概念であり社会において発見しづらいのは、この結合と循環を繰り返しているためである。そしてそれは時空性(時間・空間)を持ち合わせており、1970年代のイギリスでは救貧法下の「負の遺産」としてスティグマが「新たな課題」を引き連れて舞い戻ってきたのである。スティグマが「古くて新しい問題」と言われる所以である。

【ソーシャルポリシーにおけるスティグマの位置と様態】 これらのことからソーシャルポリシーにおけるスティグマは現代社会が抱える貧困、社会的排除、不平等などの問題や課題を下支えしている「悪しく循環する体液」である。スティグマの様態は、「公共的空間」、「私的空間」、「制度」、「個人」における「相互作用の場(空間)」において結合と循環を繰り返していた。これによってスティグマは各空間や制度、個人で連続性を持ち、その影響は広範囲であるが、顕在化は局所的であったりするのである。

今後、T.H.マーシャルがソーシャルポリシーの根本的問題としてスティグマを位置づけたように、福祉サービス上において「悪しく循環する体液(スティグマ)を的確に捉え、スティグマ自体を解決する方法を歩みが遅くてもひとつひとつ議論し、ソーシャルポリシーに反映させてく試みが重要である。

〈引用・参考文献〉

Marshall T.H. (1963)Sociology at the Crossroads and Other Essays, Heinemann.(=岡田藤太郎・森定玲子訳(1998)『社会学・社会福祉学論集—「市民資格と社会的階級」他』相川書房)。

Marshall T.H. (1970)Social Policy in the twentieth century(Third edition), Hutchinson.

Marshall T.H. (1975)Social Policy in the twentieth century(Fourth edition), Hutchinson.

Marshall T.H.(1981) The Right to Welfare and Other Essays, Heinemann Educational Books. (=岡田藤太郎訳(1989)『福祉国家・福祉社会の基礎理論—「福祉に対する権利」他論集』相川書房)。

Marshall T.H. and Bottomore T (1995) Citizenship and Social Class : and Other Essays,Cambride University. (=岩崎信彦・中村健吾訳(1993)『シティズンシップと社会的階級—近現代を総括するマニフェスト』法律文化社)。

塩野谷祐一(2002)『経済と倫理 福祉国家の哲学』東京大学出版。

Titmuss R. (1968) Commitment to Welfare, George Allen &Unwin. (=三浦文夫(1971)『社会福祉と社会保障—新しい福祉を求めて』東京大学出版会)。

研究報告部門

「誘導」の一考察

ーソーシャルワークとリバタリアン・パターナリズム論の近似性ー

日本女子大学 石川 時子 (6605)

[キーワード] 誘導、自己決定、リバタリアン・パターナリズム

1. 研究目的

本研究は、社会福祉、とりわけソーシャルワークにおいて、援助者が利用者の自己決定を支援する際に「誘導」が起きるのではないかという疑問をもとに、「誘導」とは何か、その概念と構造を検討するものである。対人援助において、自己決定とは「自己」に閉鎖されたものではなく、他者との関係性の中で紡がれる「支援を受けた上での自己決定」が成立すると考えられている。特に、人生の危機状況にある人や、判断能力が不十分と見なされる人に対しては、意思決定を他者が支援し、本人の利益になるようにするプロセスこそが、ソーシャルワークにおいて重要であると考えられている。しかし、丁寧な対話を通じて、援助者の思惑の方へ利用者の意思決定を誘導してしまっているのではないかと、という疑念があり、これが援助者の感じる戸惑いやディレンマの一つになっていると思われる。対人援助を経験する者ならば、一度はそうした自身の関わりに恐れを抱くものであろう。支配的な関わりはパターナリズムとして批判されるが、当事者が決定する限りにおいて、例え誘導された意思決定であっても「自己決定」ということができ、自己決定を尊重する支援と言い換えることが可能になってしまう。この誘導に対する疑念は、管見では問題提起や注意喚起に留まっているが、単なる注意喚起は徒に援助者のディレンマを深めるだけになってしまう。そこで本研究では、対人援助に潜む誘導の問題を明らかにするために、誘導の概念と構造を明らかにし、ディレンマを解明するための基礎的考察を行いたい。ただし本研究は基礎的な理論考察であるため、援助方法論の具体的な検討は別途行うものとする。

2. 研究の視点および方法

本研究は誘導の概念および構造に関する理論的考察を行う。はじめに誘導の問題に焦点をあてるために、自己決定の支援に関する議論の整理を行い、パターナリズム論と自己決定の関係を述べる。次に、隣接概念である操作、説得、強制等の概念を論じている先行研究から、誘導概念との峻別を行う。医療や保健等の対人援助の領域でも誘導の理論に焦点をあてた研究は少ない。そこで本研究は、近年、行動経済学で注目を集めている、Cass.R.Sunstein & Richard.H.Thaler の‘Nudge’ (ナッジ) の議論に着目し、社会福祉学・ソーシャルワーク論への援用を試みたい。彼らの論はリバタリアン・パターナリズム論と呼ばれるが、その論と彼らの主著である‘Nudge’ (ナッジ) の議論戦略を紹介し、その問題点を考察する。更に、パターナリズムの正当化に関する議論と自己決定の関係、マターナリズムという自己決定を誘導する支配形態との関連を論じる。最後にリバタリアン・パターナリズム論から得られる社会福祉学への示唆と援用、そして誘導の概念と構造、それを防ぐための基礎的考察を行いたい。

3. 倫理的配慮

本研究は調査等を行わず文献研究のみで行う。報告に際して引用文献や出典を明記し、研究引用のルール・倫理を遵守する。

4. 研究結果

社会福祉学において、利用者の自己決定の尊重は重要な倫理原則であり、近年の制度を設計する上でも根幹をなしている。またソーシャルワークを含む対人援助では、自己決定とはその能力が「ある／ない」（できる／できない）の二元論ではなく、援助者と利用者が対話を重ね、コミュニケーションの中で成立する「支援つき自己決定」「自己決定の共有」という考え方が多く論じられている。しかし援助のゴールが共有できない場合にはいずれを選択すべきか、価値の対立が起きる場合に自己決定の支援が単純にはいかないという問題や、「対話」それ自体に権力構造があり、援助者が対話を過大評価し、利用者の意思を誘導してしまうことに無自覚になる恐れがあることを指摘することができる。実践における困難は、援助者の持つ価値が利用者のそれと異なる場合、利用者の自己決定と利益に沿った援助をいかにすべきかという難題が横たわる。一つの解決法は、援助者の目指す目標に利用者の目標を一致させることである。自己決定が表出される前段階で内的な選好が誘導され変化した場合、それは強制的パターンリズムにはあたらないと考えることができる。しかしそうした一連の行為を自律性の操作として問題視することも可能である。これを新たなパターンリズム論として注目されるリバタリアン・パターンリズム論から、誘導とは何であり、どのように成立するのかを考察した。リバタリアン・パターンリズム論におけるナッジとは、「注意喚起のために優しく押すこと」であるが、ナッジするために「デフォルト・ルール」の設計や「フレーミング効果」を活かした提示の仕方、そして強制的パターンリズムにならないように「オプト・アウトの自由」を設けるなどの議論戦略が仕掛けられている。この選択的アーキテクチャーと呼ばれる設計者は、そのまま社会福祉政策立案者、あるいは直接援助に当たる援助者・ソーシャルワーカーと置き換えて議論することが可能である。社会福祉の現状の制度や実践の多くは、ナッジそのものであると説明することができる。そして社会福祉政策およびソーシャルワーク論における誘導とは、主にデフォルト・ルールという「設計」とフレーミング効果という「関わり方」の二つが重要であると考えられる。この二つによって選好形成の段階で明確な抑圧感を抱かせることなく、緩やかに一定の方向へ意思を誘導することが可能となる。これは母親的包容力を持つ、パターンリズムの一形態である「マターナリズム」ということもできるし、自律性を操作するが、本人の決定を支援する限りにおいて「自律を尊重するパターンリズム」というパターンリズムの正当化論とも合致することになる。リバタリアン・パターンリズム論におけるナッジは、誘導の概念と構造を明らかにする一つの議論戦略であるといえる。しかし、リバタリアン・パターンリズム論にもいくつかの問題点がある。それは、主に「価値の問題の不在」である。政策立案者や援助者が考える厚生や福祉、利益がどのような価値観に基づいているのかがほとんど考察されていないため、価値の序列化や一部の人々を貶める言説を生み出すことになりかねない。またそもそも現状の福祉において「オプト・アウトの自由」がなく、他の選択肢が用意されていない、離脱のためのパワーを奪われた状態を強いられることが数多くある。リバタリアン・パターンリズム論から学べることは、誘導を正当化するための方策ではなく、利用者の自由の保障や恣意的な誘導に陥らないための方法論の模索や、実践者の自己点検に一定の示唆を与えることができるだろう。

第2会場（第2分科会）場所 322教室

9：00～9：50

- ① 【研究報告部門】市民後見人による支援の公共性に関する研究

東京大学大学院博士課程2年／日本学術振興会特別研究員 DC
税所真也

9：50～10：40

- ② 【研究報告部門】消費税と給付付き税額控除のマイクロシミュレーション分析

群馬医療福祉大学

白石憲一

■座長：新田秀樹氏

■コメンテータ：秋元美世氏

研究報告部門

市民後見人による支援の公共性に関する研究

東京大学大学院博士課程 2 年 / 日本学術振興会特別研究員 DC 税所 真也 (008203)

[キーワード] 市民後見人, 公共性, 批判的公共性

1. 研究目的

高齢化の進展に伴い、市民後見への取り組みが注目されている。その背景には、今後の後見人の担い手が専門職だけではまかないきれないという事情があるが、本研究は、市民後見人を単なる人手不足の解消というだけでなく、福祉や地域社会のあり方を大きく変える可能性を持つ存在として位置づける。その理由は、市民後見が、以下の公共性をもって、これまでの福祉に新たな風を吹き込むものだからである。

第一は、判断能力が低下した身寄りのない者の意思や希望は、潜在的なものに留められてきたが、市民後見人は、それを掘り起こし、公共空間への接続によって、本人の社会的な関係性と公共性を回復できることである。第二は、本人への福祉は、これまで本人の家族や支援者などの関係者のみがかかわる一種の閉鎖的な環境に置かれてきたが、市民後見人は、市民の目線で、批判的にそのあり方を問い直すことができることである。第三は、市民後見人の活動は、同じ地域に住む市民という視点から本人の生活を支援することであるが、これによって、公共である市民社会によって、市民の財産と意志決定のマネジメントがなされることである。

以上の理由から、本研究は、市民後見を公共性との関連から論じる。とくに上記の第一と第二の点に焦点を絞り、市民後見人による支援が、現在の福祉に与える影響を考察することを本研究の目的とする。

2. 研究の視点および方法——市民後見における公共性とはなにか

公共性には、大きくわけて3つの種類がある(齊藤 2000: ix)。第一に国家に関係する公的なもの(official)という意味での公共性、第二にすべてのひとに共通する公共のもの(common)という意味での公共性、第三がだれに対しても開かれている(open)という意味での公共性である。そして、これらの公共性は互いに対立する関係にあるとされる。本研究は、アーレントの公共性の議論と、ハーバマスの市民的公共性の議論に依拠しながら、市民後見にみられる公共性について論じる。

2.1 本人の公共性について

これは、だれに対しても開かれている(open)という意味での公共性に関連する議論である。公共性は開かれたものである一方で、そこへのアクセスはだれにでも開かれたものではない。とくに成年後見制度を必要とする認知症高齢者や知的障害者に、それは顕著である。公的な領域に入ることが許されない状態や、公共性へのアクセスが遮断された状況は、他者によって見られ聞かれる体験を喪失した状態である(Arendt = 1994: 87)。自分が他者によって見られ、聞かれ、受け止められ、応答されるという経験が保障されていないことは、ひとりの人間の存在意義にかかわる深刻な問題である。ここでの他者とは、本人の私的な生活を支援する施設の職員や支援者ではなく、その外に存在する公共空間の第三者のことである。人間にとって、こうした他者の前に姿を現すことは絶対的に重要なことであり、それが侵されていることを、本人の公共性が失われた状態と呼ぶ。

2.2 市民後見人の批判的公共性について

市民的公共性とは、公権力に対して、市民が私的な利害に捉われることなく、普遍的な価値観にもとづいて、平等な立場で、自由に討議することである(Habermas = 1994)。それは公権力に対抗的に主張される批判的な公共性であり、政治権力を外部から監査する働きを持つ。本研究では、福祉施設などにおいて本人の支援が図られる中で、その支援を捉え直し、それが望ましいものであるか、適切で妥当なものであるかを、同じ市民という立場から批判的に検討し、問題提起する機能を市民後見人の批判的公共性とよぶ。

3. 倫理的配慮——研究方法の妥当性

市民後見人の支援事例を分析するには、第二次データの分析が望ましいといえる。そこで考慮すべきことは、成年後見制度の利用事例がもつ特質と、市民後見人の利用実態についてである。特質とは、成年後見制度の支援事例を把握するには、本人の家族事情やその背景、財産状況に加えて、ときには虐待などについての情報が必要になり、そのアクセスには徹底した慎重さが求められることである。利用実態とは、市民後見人の採用件数が、専門職後見人に比べて圧倒的に少ない現状のことである。その限られた情報資源の中で集められた少数の事例から本研究が設定した公共性の基準を見出し、かつ論じることには困難が予想される。よって、他験例の分析がより適しているとの結論が導かれる。そこで本研究は、岩間伸之・田村満子（2012）らが市民後見人を支援する中で集め、『市民後見人の理念と実際』に掲載した報告事例の二次分析を行うことを選択した。

4. 研究結果

4.1 市民後見人によって、本人の公共性が回復された事例

事例1（田村 2012:160-3）では、本人は施設内という閉鎖された空間に置かれていたが、市民後見人は本人が「外に出たい」という希望を持っていることを引き出し、さらに、自費契約によるヘルパーを活用することで、外出機会を定期的につくり出した。施設という私的な生活領域だけで完結する本人の生活は、他者との客観的な関係を奪われた状態といえる。公共性は、人々の間に形成されるものであり、自分が存在する者として自由に第三者の前に現れることによって、担保されるものだからだ。よって、市民後見人によるこのような支援は、単なる外出機会の創出を超えた、本人の公共性を回復する支援である。このように、市民後見人は、外部の公共性（公共空間）との接続機会を生み出し、本人の公共性と、社会的な関係性を回復することができる。

4.2 市民後見人の批判的公共性によって、福祉が改善された事例

事例2（田村 2012:167-70）では、市民による批判的な公共性に福祉現場がさらされることによって、支援をめぐる緊張関係が生み出される実態を確認できる。たとえば、福祉施設とは、公益に資する公共の福祉を生み出す空間であるが（official で common）、市民後見人は本人の代理人として、そこで提供される支援に改善要求を行うことができる。これは、当事者と家族、福祉提供者による一種の閉鎖的な環境に置かれてきた福祉が、批判的公共性にもとづく公共の視点のもとにひらかれることを意味する（open）。このような、福祉現場がもつ公共性と、市民がもつ批判的公共性の衝突（公共性をめぐる葛藤）は、結果的に支援の質を高めるのである。

5. 本研究の意義

本研究は、市民後見人による支援を公共性の観点から捉えて分析することにより、ふたつのことを論じた。第一に、市民後見人による支援が、閉鎖された施設空間に留め置かれた本人の生活を公共空間と結びつけることによって、本人の公共性を回復し、うしなわれた社会関係を回復する契機をもたらすことである。第二に、福祉現場で提供される支援に対し、市民後見人が本人の代理人として、批判的な公共性をもって向き合うことで、支援に緊張関係が生まれ、支援内容が改善される機会がつくり出されることである。本研究の知見は、学問的には社会福祉学や地域福祉学における市民後見人の役割や意義を提起するものとして、また実践面では人数の少ない市民後見人の今後の展開に理論的な根拠を示すものとして、理論と実践の双方に貢献するものといえよう。

Arendt, Hannah (1958) *The Human Condition*. (=1994, 志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫.)

Habermas, Jürgen (1990) *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Suhrkamp. (=1994, 細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換』未来社.)

岩間伸之・井上計雄・梶田美穂・ほか編（2012）『市民後見人の理念と実際』中央法規出版。

齊藤純一，2000，『公共性』岩波書店。

研究報告部門

消費税と給付付き税額控除のマイクロシミュレーション分析

群馬医療福祉大学 白石 憲一 (7275)

[キーワード] マイクロシミュレーション、給付付き税額控除、消費税

1. 研究目的

現在5%の消費税率は、2014年4月に8%、2015年10月には10%へと、2段階で引き上げられることになった。消費税は逆進性の問題が指摘されており、欧米諸国の中には軽減税率の導入や給付付き税額控除の導入を実施している国もある。本報告では日本において消費税率の引き上げが実施された場合に、各世帯の負担にどのような影響を及ぼすのか実証的に明らかにすることを目的とする。また仮に消費税の軽減税率や給付付き税額控除を日本に導入した場合に、各世帯の負担にどの程度軽減するのか実証的に明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

税制や社会保障制度改革による負担や経済効果に関する実証分析をするための分析手法として、おもに2つの方法が考えられる。第1は、典型的な仮想的な家計を想定して分析する方法であり、簡便な分析手法であり有益である。しかし典型的な家計を想定することが困難な場合には、分析結果の解釈に偏りが生まれる危険性がある。またデータの収集面で困難が生じることがある。第2の方法は、個票データを用いて、実態に即して多様な世帯に政策変更が及ぼす効果を測定するもので、マイクロ・シミュレーションと呼ばれている。マイクロ・シミュレーションは、第1に政策変更によってどのようなタイプの世帯が利得を得て、どのようなタイプの世帯が損をするのか、詳細に明らかにすることができ、第2に、個票データを集計することによって、政策変更が一国全体のマクロの財政収支に及ぼす影響を推計することが可能となる利点がある。本稿では、「全国消費実態調査」の個票データを用いて、上述の第2の分析手法に基づき分析を行っていく。

3. 倫理的配慮

本研究では、統計法に基づいて、独立行政法人統計センターから「全国消費実態調査」(総務省)に関する匿名データの提供を受け、独自に作成・加工した統計であり、個人が特定されることはない。したがって、個人のプライバシーを侵害する恐れはない。

4. 研究結果

本研究では消費税を10%に引き上げたケース、消費税の軽減税率を導入したケース、アメリカのEITCを導入したケース、イギリスのWTCを導入したケース、カナダのGSTを導入したケースで全国実態調査の個票にあてはめてシミュレーションを行った。消費税の軽減税率では、外食費を除いた食糧費の消費税を5%軽減した場合のシミュレーションである。イギリスは世帯人員が増加するとともに、年間所得に占める給付割合は低下傾向がみられる。アメリカは逆に世帯人員が増加するとともに、年間所得に占める給付割合は増加傾向がみられる。アメリカの場合には、子どもの数が増える程、給付が大幅に増える仕組みとなっているのが影響していることが原因として挙げられる。消費税の軽減税率とカナダのGSTを導入した場合には、アメリカとイギリスほど効果は大きくないが、世帯人員の違いで数値に大きな変化が見られな

い。

二人以上世帯の等価所得別のシミュレーションでは、いずれのシミュレーションにおいても、等価所得が高いほど年間所得に占める効果の大きさが小さくなる傾向が見られる。アメリカ、イギリス、カナダ、軽減税率のケースの順番に所得階級間での格差が大きくなっている。等価所得が最も低いグループでは、イギリスのケースで年間所得に占める効果が最も大きい。

単身世帯の等価所得別のシミュレーションでは、いずれのシミュレーションにおいても、等価所得が高いほど年間所得に占める効果の大きさが小さくなる傾向が見られる。カナダ、アメリカ、イギリス、軽減税率のケースの順番に所得階級間での格差が大きくなっている。等価所得が最も低いグループでは、カナダのケースで年間所得に占める効果が最も大きい。

第3会場（第3分科会）場所 323教室

9:00～9:50

- ① 【研究報告部門】女性労働問題とホームヘルプ事業創設との関連
ー通知・通達・議事録などの公文書の分析からー

帝京平成大学

中嶋 洋

9:50～10:40

- ② 【研究報告部門】性風俗関連産業に巻き込まれた子どもの支援をめぐる課題に関する研究ー子どもを対象とした性的搾取の態様と被害に焦点をあててー

立教大学大学院博士後期課程2年

赤嶺恵理

10:40～11:05

- ③ 【萌芽的研究報告部門】婦人相談所一時保護所における職種の実態と課題 その1
ーアンケート調査からー

和洋女子大学
城西国際大学

庄司妃佐
堀 千鶴子

11:05～11:30

- ④ 【萌芽的研究報告部門】北米における女性アルコール依存症者と自助グループ研究の動向ーフェミニズムからエンパワメントへー

上智大学大学院博士前期課程2年

月岡 幸

■座長：野城尚代氏

■コメンテータ：堅田香緒里氏

研究報告部門

女性労働問題とホームヘルプ事業創設との関連

—通知・通達・議事録などの公文書の分析から—

帝京平成大学 中畷 洋 (5048)

[キーワード]ホームヘルプ事業、女性の積極的雇用、家庭養護婦派遣事業

1. 研究目的

わが国のホームヘルプ事業の発祥地は、長野県とされる（竹内 1974:51-69 など）。しかし、こうした歴史的経緯を原資料を基に正しく捉え直すことが重要である。なぜなら、訪問型介護サービスを旧来もち得なかったわが国で、ホームヘルプ事業が昨今の超高齢社会をも支えてきた歴史的経緯を正しく把握することが、これからの福祉社会形成・発展の検討に寄与すると考えられるからである。とりわけ本研究では、長野県初の家庭養護婦派遣事業を中心事例とし、同事業の進んだシステムがいかにして構想されたのかを、広く背景事情を視野に入れつつ検討する。その際、貧困・窮乏といったマイナス面のみならず、「女性労働力の可能性」がいかに重視され始め、それをどのように具現化していったのかということに着目し、女性労働問題への対応策の考案過程を自立支援の観点から明確にすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

1950年代の長野県下において、県及び市当局は家庭養護婦派遣事業の創設過程を通じ、女性労働問題をいかに論じていたのか。この視点こそが、1人ひとりの福祉を保障する社会福祉の基本理念にアプローチする手がかりを得ることになる。ホームヘルプという時代に先駆けた事業・制度の創設は、各時代に生きる人々の生活を豊かにし、生活の質や自立度を高める上で重要であるため、その経緯の詳細を労働問題の視点から捉え直すことが肝要である。そこで本研究では、自立支援策を歴史的アプローチにより探究するという目的の下、第1に、ホームヘルプ事業創設を誘った当時の長野県下の社会問題を浮き彫りにし、第2に、その問題に対し、長野県庁が示した方向性及びその影響と、上田市を中心とした地方自治体における生活改善策の検討が女性労働問題への対応策としていかに進められたのかを実証的に論考し、第3に、上記2点を踏まえつつ、女性労働問題とホームヘルプ事業創設との関連性を考察する。

研究方法は、長野県内のホームヘルプ事業に関する私的史料である『信濃毎日新聞[北信版]』・『信州民報』・『家庭養護婦書類綴』（上田市社協蔵）及び、1950年代の公的史料である『長野県通知』・『長野県議会会議録』・『上田市議会会議録』・『信州自治』（創刊号-第10巻、長野県庁内信州自治研究会）などの第一次資料を収集・分析することである。これまでも山田（2005:178-98）は『家庭養護婦書類綴』などの私的史料の一部を活用しているが、本研究では民間側からの一面的把握に留まらず、私的史料と公的史料の双方を擦り合わせることで、当時の行政指針や社会問題を実態に即し、重層的に把握する。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮として、県関係史料については、調査実施日に同県議会事務局議事課・同図書館資料情報課から研究範囲内での使用許可を得、市関係史料については、同様に上田市役所議会事務局から2007（平成19）年12月28日に書面で許可を得た。個人名はアルファベット表記か略記するなど配慮した。

4. 研究結果

上記3つの課題に対し、以下のような研究結果を得た。まず、第1に、1950年代における長野県下の女性労働問題として、『信濃毎日新聞[北信版]』第26633号、1956年4月22日、第4面記事や、第114回長野県議会会議録(1954年)などを分析し、同県下では戦後復興を十分に果たし得ないなか、貧困・窮乏を生成する「失業問題」と「未亡人問題」が大きな課題になっていたことを明確にした。「ジェンダー不平等」を社会福祉の構造が内包していると杉本(2004:15)は言及するが、単身女性や母子世帯出身者といった1950年代当時、社会的自立が容易でない人々の立場を汲み入れ、女性の人間性を適職という枠組みのなかで具現化することを論じていた同県下では、必ずしも女性労働への不公平な捉え方に終始せず、むしろ、その限界を超越するための方策が積極的に問われていた。

次いで、第2に、1950年代における長野県下の女性労働問題への対応策としては、まず「郡部に専任給食婦を各地で県費補助要請の声」(『信濃毎日新聞』第25985号、1954年7月9日、第3面)や、「学校給食婦に未亡人を採用」(『北信毎日新聞』第14909号、1956年3月6日、第3面)などの地元新聞報道に象徴されるように、地元新聞メディアが未亡人問題の対応策を報じたところに特徴が窺えた。さらに、家庭養護婦派遣事業の創設に関する通知・通達の捉え直しから、その要点が単なる人々の主体的意識の向上のみならず、女性同士の協働や他者とのたすけあいに力点が置かれていたことを明確にした。

これらを踏まえ、女性労働問題とホームヘルプ事業創設との関連を考察した。限定的ではあるが、通知・通達をまとめた一覧表から、同事業の構想過程では上田市を中心とした市町村の先進性を汲み取れた。このことは市町村の先例が県庁側に摂取されたことに他ならない。上意下達を超えた「共感的理解」を育む場として注目される。2009(平成21)年以降、「地域主権」を標榜する政策展開がみられる。古くはBARTLETT(1970)が、社会福祉実践の共通基盤として、「価値」「知識」「介入」を重視しているが、同事業の創設・展開過程では、「失業問題」や「未亡人問題」を前提とし、緊急性を要していた女性や生活困窮者のニーズが、当時としては目新しかったホームヘルプ事業の創設に反映されたことで、「知識」「介入」を推し進めていた。さらに、従来サービス受給者となるが多かった未亡人や単身女性たちがサービス提供者として認識され、「女性の積極的雇用」の検討を通じ、「価値」の側面においても大きな転換がみられた。つまり、性別役割分業が根強かった時代に、生活困窮者に対する内職や授産、ホームヘルプなどによる職業的自立が志向され、母子世帯出身者を中心とした女性の就業が生活自立を目ざし推奨されたことは、ジェンダー問題やセルフ・ヘルプなどの今日的議論へと通じており、女性の「個人の尊厳」が見直されたことに他ならない。ホームヘルプ事業の創設・展開過程では、貧困の原因を必ずしも他者や社会構造などの外的要因のみによるものとせず、女性自らの力で抑止し、自立促進や主体意識の増幅をも図り得るものとして把握でき、ここにこの事業が秘めていた先駆性や開拓性を認識できる。

5. 文献

HARRIETT M. BARTLETT (1970) *The Common Base of Social Work Practice*.

杉本貴代栄(2004)『福祉社会のジェンダー構造』勁草書房。

竹内吉正(1974)「ホームヘルプ制度の沿革・現状とその展望」『老人福祉』46,51-69。

山田知子(2005)「わが国のホームヘルプ事業における女性職性に関する研究」『大正大學研究紀要 人間学部・文学部』90,178-98。

研究報告部門

性風俗関連産業に巻き込まれた子どもの支援をめぐる課題に関する研究 —子どもを対象とした性的搾取の態様と被害に焦点をあてて—

立教大学大学院博士前期課程 2年 赤嶺恵理

立教大学 湯澤直美(002148)

[キーワード] 子ども 性的搾取 社会福祉

1. 研究目的

「子どもの権利条約」とその選択議定書においては、子ども買春や性的な業務に子どもを使用することを、子どもに対する「性的搾取」として禁止している。そして、禁止されている行為を受けた子どもを「被害者」として位置づけ、子どもを保護の対象としている。日本においても、いくつかの法令で18歳未満の子どもを買春することや性風俗店で雇用することを禁止している。しかしながら、「性的搾取」の定義は曖昧であり、18歳未満の子どもは保護の対象とされているが、逮捕されたケースも見受けられる。保護の体制についても、既存の児童福祉や司法制度の枠組みの中で対応がなされており、子どもへの対応は様々である。

先行研究では、日本における「性的搾取」に関する研究は非常に少なく、子どもの「性的搾取」といえる事象は、いわゆる個人間の買売春を中心に「性非行」「性逸脱行為」「援助交際」等という言葉により語られている。一方で、性風俗店のような組織により性的に利用された子どもの状況については、ほとんど触れられていない。また、これらの研究では、子ども側の動機や背景に焦点があてられ、性風俗関連産業側の仕組みに焦点をあてた調査や研究は、管見の限りではほとんどみられない。そのため、性風俗関連産業側が子どもを吸引している状況が見えにくくなり、子どもに対する「性的搾取」という視点ではなく、子どもが行為主体であるかのように語られてきた。

本研究は、子どもの権利擁護と子どもの福祉の保障において、性的搾取へのアプローチが不可欠であることに着目している。性の商品化が興隆するなか、社会福祉領域においても性を取り巻くリスク状況を射程にした新たな制度対応に迫られており、その具体化に貢献することを目的とするものである。

2. 研究の視点および方法

本研究においては、近年の子どもの性に関する記事やルポルタージュなどを参考に、「性的搾取」の背景には、子ども自身もつ属性だけではなく、子どもをとりまく家庭の状況や社会環境が関係しているが、性風俗関連産業のもつ仕組みも深く関係しており、それによって子どもが「巻き込まれている」状況があると捉えた。「性的搾取」としてアプローチするためには、子どもだけに焦点をあてるのではなく、性風俗関連産業に「巻き込まれる」状況を把握することが必要であると考え、巻き込まれるプロセスを把握するために質的調査を行った。

性的搾取に晒された子どもの状況は、性的搾取の性質や保護・支援体制の未整備から把握することが非常に困難である。しかしながら、子どもシェルターに関する文献や調査報告書から、性風俗関連産業に巻き込まれた経験がある10代の女子が、子どもシェルターで保護されていることが把握できた。よって、本研究では、子どもシェルターに保護された10代女子のケースを対象として、ある子どもシェルターのスタッフと弁護士に、第1次調査としてドキュメント調査、第2次調査としてインタビュー調査（半構造化面接）を実施し、①子どもが性風俗関連産業に巻き込まれるまでにどのような状況にあったのか、②性風俗関連産業に巻き込まれていたときにどのような状況に晒されたかを把握し、社会福祉領域による支援の課題を検討した。

3. 倫理的配慮

本研究においては、「日本社会福祉学会研究倫理指針」、「立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理指針」に則り、調査を実施した。調査協力者には、知り得た情報は研究目的のみに使用すること、執筆においては個人が特定されないよう万全の配慮を行うこと、データの管理方法等を書面により説明し、了解を得ることができた。また調査においては、個人が特定されない範囲で、研究に必要な情報のみ提供を受けた。

4. 研究結果

1) 10代女子が性風俗関連産業に巻き込まれる状況

本研究では、ある子どもシェルター退所者のうち性風俗関連産業に巻き込まれた経験をもつ10代女子30ケースがどのような状況において巻き込まれたかを把握した。その結果、①養育者による虐待や関係不調、成育家庭が安定しておらず家を飛び出す子ども（脱出型）、②施設に入所もしくは警察に保護されたが、その後養育者が引き取りを拒否し居所を喪失した子ども（居所喪失型）、③家に一緒に住んでいるけれども実親からは適切な養育が受けられておらず、精神的に不安定な子ども（同居・ぬくもり希求型）、④同居する養育者から安定的な養育が保障されているとは言い難い環境に置かれている状況の中、友人からの誘いを受け入れる子ども（同居・友人同調型）に分けられた。また、長期的な虐待や実親の精神疾患、生活拠点の変化など他のカテゴリーと似たような状況をもつが、①～④の特徴が確認できなかった子どももいた（「その他」）。すべてのパターンにおいて、安定した養育が欠如している状況であることが共通していた。また、10代の子どもの対する福祉の支援体制の不足（福祉）、生活不安定による不登校・退学による低学歴（教育）、10代女子の就労・自立生活の困難（就労）などの課題を抱えていた。これらによって養育が欠如している10代女子は孤立・排除状態となり、性風俗関連産業に巻き込まれるリスクが高まる傾向にあった。

2) 性風俗関連産業側の仕組み

本研究の聞き取り調査から、性風俗関連産業側には子どもの置かれている状況を利用した仕組みが用意されており、子どもたちが大人に利用されているという意識を持たないまま、性的に利用されていることが分かった。その仕組みは大別すると、①吸引する仕組み（保証人代理、寮の提供、即日払い等）と、②脱出困難にする仕組み（軟禁・強迫、ペナルティ、犯罪行為の強要、ホストクラブへの誘引等）であった。それらの仕組みにより、子どもが行為主体であるかのように見え、また、ときには虞犯、触法少年として警察とつながり、子どもの「被害」は見えにくくなり、子ども自身が支援を求めにくい状況に置かれていた。性風俗関連産業に巻き込まれるということは、性的に利用されるだけでなく、そのための手段によって安心で安全な生活が保障されるべき子ども期の剥奪ともいえる状況が起きていることが分かった。

3) 本研究のまとめ・今後の課題

性的搾取は、社会福祉における10代女子の生活保障の課題さえも浮き彫りにする社会問題であるといえる。本研究の調査においては、要保護性が高いにも関わらず、社会福祉の支援の枠組みから零れ、一方で、性的搾取に晒されても支援を求めにくい状況、もしくは被害が見えにくい状況におかれ、社会福祉の支援にたどり着かなかった10代女子がいることを把握できた。子どもシェルターによる退所に向けた支援をみても、既存の児童福祉からのアプローチでは、10代女子のもつ複合的な困難な状況に対して支援が困難であることが示唆された。今後の課題として、困難な状況から逃れる場（シェルター・相談窓口）、就学・就労が困難な状態の子どもを保護する場、自活する子どもを支える拠点（アフターケア）、性的搾取の発見・保護のシステム（アウトリーチ）、司法・医療・教育との連携、児童福祉から女性福祉へつなげる切れ目のない支援、これらを備えた支援体制の構築すること急務であるといえる。

萌芽的研究報告部門

婦人相談所一時保護所における職種の実態と課題 その1

—アンケート調査から—

和洋女子大学 庄司 妃佐 (4653)

城西国際大学 堀 千鶴子 (1845)

[キーワード] 婦人相談所、一時保護、心理職

1. 研究目的

婦人相談所の利用者は、従来、売春防止法に基づく「要保護女子」であったが、2001年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立以後、「暴力被害女性」が対象に加えられた。さらに、2004年には「人身取引被害女性」が対象として規定された。このように、婦人相談所の対象女性は拡大し、婦人相談所が果たす機能に多様性が求められている。婦人相談所にはDV被害母子の利用が目立ってきており、精神的・心理的に課題を抱えた利用者の存在が指摘されている。これに伴い、婦人相談所における相談内容は多岐にわたっている。そのため、婦人相談所の相談業務は多様な名称の職種によって担われているが、それぞれが行っている業務内容や実態についてもほとんど明らかにならなかった。本研究では、婦人相談所における相談援助職の中でも、特に心理職（以下、心理判定員・心理療法担当職員の両者を指す）に焦点をあて、心理職がどのような資格を有し、どのような業務を実施しているのかなど、その実態と専門性について明らかにすることを目的とする。平成14年厚生労働省通知によって、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設に「心理療法の技術を有する職員を配置し、配偶者からの暴力被害女性及びその同伴する家族等に対し、カウンセリング等により心理的回復を図り、自立に向けた支援の強化を図ることを目的¹⁾」として、心理療法を担当する職員の設置が予算化された。これらをふまえ、婦人相談所の相談援助職の一環として、心理職の実態を明らかにし、課題を抽出することを目的としている。

2. 研究の視点および方法

2011年10月1日現在の婦人相談所における相談援助職調査として、47都道府県の婦人相談所にアンケートを郵送し返信を依頼した。都道府県に複数ある場合は代表として中核となる婦人相談所1か所に郵送した。返信のあったものは37か所で、回収率は、78.7%であった。

3. 倫理的配慮

本調査においては、調査を実施した婦人相談所名・連絡先などについての秘密保持や、被調査者個人が特定されないよう配慮している。収集したデータは、細心の注意を払って管理し、統計的に処理し、地域別・都道府県別の結果を公表しないことと守秘義務遵守を併記した。

4. 研究結果

第一に婦人相談所、一時保護所ともに非常勤職員の割合が多く、6割を超えていた。制度上「心理療法担当職員」として採用されている可能性が高い「その他心理職」の常勤職での採用は、37か所の回答のあった婦人相談所の中では1か所のみであった。またほとんどが一人職場であった。

第二に相談援助職である相談員、婦人相談員、電話相談員、心理判定員、その他の心理職の資格取得状況の中で半数以上が保持している資格は、社会福祉主事資格であった。心理判定員では、46.15%が臨床心理士を取得している。これらはいずれも採用に必須の資格ではなく、職務を遂行する上で自発的に取得された資格である。

第三に心理職の職域で、ケースワーカーのサポート業務や生活支援業務の支援をしていたり、本来の心理職としての業務を發揮できなかつたり、利用者への対応がばらばらであったりした。

第四に精神科等の医療機関との連携体制について、婦人相談所一時保護所に精神障害等を有している利用者が多いことは先行研究で指摘されている²⁾が、関連機関の情報提供にとどまっているところが大半であった。

第五に婦人相談所における心理職の専門性支援として、カウンセリング技術、トラウマケア、DV法などの福祉制度の知識などはもちろん、利用者や相談員との間に起こる様々なストレスに対する対処方法についての実際的な対応が求められると考えられた。また、来所相談、一時保護所における期間が短いため、カウンセリングを行うことの難しさが指摘された。

¹ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発（2002年5月30日）「婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴する家族に対する適切な心理学的指導体制の確保について」

² 戒能民江研究代表（2012年3月）「厚生労働省科研費研究事業「DV対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究」p35

萌芽的研究報告部門

北米における女性アルコール依存症者と自助グループ研究の動向 —フェミニズムからエンパワメントへ—

上智大学大学院前期課程 2年 月岡 幸 (8000)

[キーワード] アルコール依存症、女性、自助グループ

1. 研究目的

我が国においては未だ女性がアルコール依存症者になることに対する社会的な偏見や差別が根強く残っており、女性アルコール依存症者に対するサービスや支援も不十分であることが問題視されている。このような現状の中、女性アルコール依存症者が回復するうえで地域における自助グループの存在が重要になってきているという指摘があるが、我が国においては女性当事者と自助グループの関係についての研究はまだ数が少ない。この研究の目的は女性アルコール依存症者研究において長い歴史を持ち、多くの学術領域が研究に参加している北米の研究の動向を概観し整理する中で女性アルコール依存症者当事者と自助グループの関係について考察することである。北米の女性アルコール依存症者研究の流れにおいて自助グループの存在がどのように扱われてきたのかその変遷を考えることは我が国の女性アルコール依存症者の社会的差別の軽減や支援の構築に役立つと思われる。

2. 研究の視点および方法

論文データベース EBSCOhost を用いて alcoholics, women, の 2 つのキーワードを含む論文を検索した。その結果 374 本の論文が検索でき、そのうちデータベース内で重複している論文を除いたうえで、学術雑誌に掲載された査読論文 83 本のうち入手可能な 62 論文をレビューした。同時に women, alcoholics anonymous, の 2 つのキーワードを含む論文を検索した。こちらは 21 本の論文が検索でき入手可能な 11 本をレビューした。

3. 倫理的配慮

本研究は文献研究である。本研究は日本社会福祉学会の研究倫理指針に従って、文献やデータの著作権を最大限に尊重して取り扱った。

4. 研究結果

北米における女性アルコール依存症研究は 1985 年を境に論文数が伸びていることから 1980 年代後半から研究が盛んになったことが伺える。90 年代に依存症専門雑誌が多数創刊されたことが論文数を伸ばす一因になったと考えられる。主な論点としては①クロスアディクト、②子供の虐待や福祉、③家族関係論、④鬱病をはじめとした精神疾患、の四点があげられる。女性アルコール依存症者と自助グループの研究は 90 年代に入ってから、自助グループにおいて男性と女性の回復の仕方の差異、そして男性アルコール依存症者と同様女性アルコール依存症者の回復に対して自助グループが有効であるかという観点から研究がはじめられるようになった。フェミニストを思想的背景にした研究者らはマイノリティである女性当事者が男性中心文化を持つ自助グループで回復することに懐疑的であったが、2009 年に発表された Blonigen らによる 296 人の女性当事者を対象に 16 年にわたる研究によって自助グループが女性当事者の依存症からの回復に効果的であると立証されたことで自助グループの有効性が広く認識されるようになったと考えられる。最近の新しい論点としては自助グループ内部における女性当事者同士の相互作用、自助グループ内のエンパワメントなどに関心が高いことがうかがえる。

第4会場（第4分科会）場所 324教室

9:00～9:50

- ① 【研究報告部門】 知的障害当事者の政策立案への参加・参画に関する一考察
～新たな視座に基づく知的障害当事者「参加・参画モデル」
（協働関係の構築）の検討～
立教大学大学院博士課程後期課程4年／立教女学院短期大学
遠藤美貴

9:50～10:40

- ② 【研究報告部門】 私立学校における特別支援教育の体制整備に関する実証的研究
－「幼小中高一貫」したシステム開発の視点から－
東京学芸大学大学院博士課程3年／成女学園中学校・成女高等学校
田部絢子
東京学芸大学
高橋 智

■座長：小野孝嘉氏

■コメンテータ： 沖倉智美氏

研究報告部門

知的障害当事者の政策立案への参加・参画に関する一考察 ～新たな視座に基づく知的障害当事者「参加・参画モデル」(協働関係の構築)の検討～

立教大学大学院博士課程後期課程4年/立教女学院短期大学

遠藤 美貴 (5028)

キーワード: 参加・参画、協働関係、知的障害当事者

1. 研究目的

2006年12月13日、第61回国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約(以下「障害者の権利条約」と略記する)」の前文に「障害者が、政策及び計画(障害者に直接関連する政策及び計画を含む。)に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し⁽¹⁾」と明記されている。それはまた、「Nothing about us without us(私たちに関することは私たちを交えて決めてほしい)」という障害当事者たちの声を反映したものである。こうして「障害者の権利条約」に示された以上、今後、「政策及び計画の策定過程」つまり「政策立案」への障害当事者の参加・参画は必須となるであろう。しかし、「積極的に関与する」とは、あるいは「交えて決める」とはどのような状況を指すのかが明確ではない。それゆえ、「ただその場に座って居るだけ」の状況を障害当事者の「参加・参画」とみなし、アリバイ工巧的に使用されるおそれもある。

そこで、本研究報告では、知的障害当事者の政策立案への参加・参画を確実なものにしていくための新たな視座に基づく知的障害当事者「参加・参画モデル」を構想することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

まず、いくつかの市民参加論を概観し、発表者なりの「修正・市民参加・参画モデル」を提示する。次に、障害当事者のなかでもその障害特性ゆえ、参加・参画の機会を奪われてきた知的障害当事者に焦点をあて、このモデルが政策立案への「知的障害当事者参加・参画」の場を分析していく際の視点となり得るかどうかを、実際に知的障害当事者を交え計画策定に取り組んだある自治体の策定委員会の実態に照らし合わせ検討する。そこから「能力を参加・参画の基準にしない」、「『協働関係』に集う全ての人との相互関係に着目する」という2点が知的障害当事者の参加・参画を可能にする上で重要であることを導き出す。さらに、この2点を補うための新たな視座の提示を試みる。

なお、「障害」の表記については「私たちを排除する社会にこそ障害がある」「そのような社会を変革していく、そのシンボルとして『障害』と表記する」という障害学の考えに共感し、この表記を使用する。

3. 倫理的配慮

発表にあたり、個人が特定されないようアルファベット表記とした。

4. 研究結果

まず、市民参加を「市民」と「行政」の「相互作用」と捉える4人(シェリー・アーンスタイン(Sherry R. Arnstein)、篠原一、原科幸彦、佐藤徹)の市民参加論を概観した。これらのモデルを整理してみると「市民参加」は「市民」と「行政」の両者の「相互関係」であること。そのなかでの市民の「影響度」や「権限の強さ」、「関与度」に注目し、その度合いが高まると行政と市民の対等性も高まったと捉えていること。そのことが参加度の高まりであると考えていることが見えてきた。要するに「市民」と「行政」の相互作用が存在する場が「参加」であると言える。そして、これらを鑑み、発表者は、「行政主導ではあるものの、市民関与がある程度認められる段階から、市民と行政が対等な立場で活動する段階を経て、行政が市民に権限を委譲し、最終的には市民がその権限を掌握するまでの段階」を「市民参加」と定義づけた。さらに、佐藤モデルを参考に、「市民と行政との関係性」を分かりやすく表すために、それぞれの段階を「行政主導」、「協働関係」、「市民管理」と表記し、「修正・市民参加・参画モデル」として提示した。さらに、政策立案への参加・参画は、「協働関係」レベルに該当すると考えた。以上のことから、参加・参画の場になり得ているか否かは障害当事者である「市民」と「行政」との「協働関係」が成り立っているかという視点で検討していくことになると考えた。

そこで次に、この「修正・市民参加・参画モデル」を用いて、知的障害当事者の参加・参画の実際の場合が市民と行政との「協働関係」レベルに該当していたか否かを検証した。発表者は2004年11月から2006年1月までD市で開催された地域保健福祉計画策定委員会（以下、「策定委員会」と略記する）で参与観察をおこなった。この策定委員会のメンバーには身体障害、精神障害、知的障害当事者も委員として含まれていた。この策定委員会は高齢者部会としょうがいしゃ部会に分かれていたが、しょうがいしゃ部会はゆっくり進めたために高齢者部会より3倍多い回数の会議が開催された。また、知的障害当事者が議論に加わりやすくするための様々な手だてが講じられていた。最初は戸惑っていた他の委員も知的障害当事者が議論に加われるような配慮を心がけるようになっていった。

この事例からは「修正・市民参加・参画モデル」だけでは語れない実態が見えてきた。政策立案の場は専門用語がたくさん使用されるうえに、会議に費やす時間や回数が限られている。そのような状況で、他の委員と同様に議論に加わる能力をもっていることを参加・参画の基準にすることは、知的障害当事者が「協働関係」の場に参入することすら阻害することになる。また、知的障害ゆへの「困難さ」に対する配慮、支援が必要である。それは行政のみならず、その場を構成する人たちの関与なしに語れない。そのため、「行政」も含め「協働関係」の場に集う全ての人たちとの相互作用も視野に入れて検討する必要がある。そして、この「能力を参加・参画の基準としない」、「協働関係」に集う全ての人との相互作用に着目する」という2点こそが知的障害当事者の政策立案への参加・参画を考える上で最も重要な新たな視座になると考えた。

一つ目の「能力を参加・参画の基準としない」という視座だが、これまでのような「能力」を知的障害当事者個人にのみ求めている限り、参加・参画は実現しない。そこで「能力」について竹内章郎の「新機会平等論」「新能力的平等論」を用いて考えた。「新機会平等論」とは、不平等は能力によって作り出されるものであるが、この能力を個人に還元するものと捉えるのではなく「社会・文化といった環境はもとより、他者から補填・補償される機会として捉える（竹内2010:139）」。「新能力的平等論」も能力を個人に還元しない考え方である。能力とは「初発から他者や社会・文化に培われたものであり、それらとの関係としてのみありうるもの（竹内2010:163）」。つまり、個人の能力の違いは、「個人の自然と環境（社会・文化）との相互関係自体」がもたらした差であり、環境の不備ゆえ生じるということであった。言い換えると知的障害当事者の「他の委員と同様に議論できない」という状態は「協働関係」の場の環境を整えることで補うことができるということであり、延いては個人の能力の違いを理由に参加・参画を阻むことはできないということでもあった。

二つ目の「協働関係」に集う全ての人との相互作用に着目する」という視座だが、福島智の「創造的コミュニケーション」を援用することができると思った。この考え方は、能力（差）に価値の順位をもち込まず「相互コミュニケーションを通して、二人ないしそれ以上の複数の人々が共同で新しい意見・情報・価値観を生み出し、育てていくプロセスを含んだ営み（福島2011:397）」であり、質的に異なる能力を有する人たちが相互コミュニケーションを通して新しい意見・情報・価値観を生み出し、育てていく場に意義があるという考え方であった。

これら二つの新たな視座から知的障害当事者「参加・参画モデル」に生かすことのできる三つの基本的視点を導き出すことができた。

- ①社会（ある場）には、異なる（差がある）能力を有した人々が存在する。
- ②人々が有する能力とは個人にのみ還元されるのではなく、他者との相互関係総体自体である。
- ③異なる能力を有する存在は、相互コミュニケーションを通じて、新しい意見や情報・価値観を生み、育む。

知的障害当事者「参加・参画モデル」に基づいて展開される政策立案の場が、異なる能力を有する人々から成り、相互関係のなかで個人の能力の違いを補い合うことができるなら、その場から創出される政策は新たな価値観を生むようなものになるかもしれない。

注

（1）障害者の権利に関する条約（日本政府仮訳文）より

引用文献

福島智（2011）「盲ろう者と障害学」『知的障害の歴史—イギリスと日本の事例』松井彰彦・川島聡・長瀬修編『障害を問い直す』東洋経済新報社、381-400。

原科幸彦（2005）『市民参加と合意形成—都市と環境の計画づくり—』学芸出版社。

佐藤徹・高橋秀行・増原直樹・森賢三（2005）『新説 市民参加—その理論と実際』公人社。

篠原一（1977）『現代都市政策叢書 市民参加』岩波書店。

竹内章郎（2010）『平等の哲学—新しい福祉思想の扉をひらく』大月書店。

研究報告部門

私立学校における特別支援教育の体制整備に関する実証的研究

—「幼小中高一貫」したシステム開発の視点から—

東京学芸大学大学院博士課程3年／成女学園中学校・成女高等学校 田部 絢子

東京学芸大学 高橋 智 (1878)

〔キーワード〕 特別支援教育、発達障害、私立学校

1. 研究目的

2012年度の学校基本調査によれば私立学校在籍者は273万4千人（幼稚園約130万人、小学校約8万人、中学校約25万人、高校約110万4千人）である。これに2012年に文部科学省が示した通常学級において学習や生活において困難を示し、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の割合＝「6.5%」をかけると私立学校に在籍する特別な配慮を要する幼児児童生徒数は約17万8千人と予測できるが、現在、特別支援教育が未整備で関心もきわめて低い私立学校においても、特別支援教育の体制整備を早急に進めていかなくてはならないことが理解できる。

しかし、文部科学省（2011）「平成22年度特別支援教育体制整備状況調査結果」によれば、私立学校は「国公立に比べ、全体的に私立学校の体制整備が遅れが見られる。『校内委員会の設置』、『特別支援教育コーディネーターの指名』などの基礎的な支援体制づくりも遅れが見られる」と言及されているものの、具体的な施策には至っていない。特別な配慮を要する幼児児童生徒等に関する実態の把握や支援に関する調査研究もそのほとんどは公立学校に関するものであり、私立学校の特別な教育的支援を必要とする生徒等の実態や支援に関する先行研究はほとんど皆無である。

特別支援教育をわが国の基礎的な教育支援とするためには、公教育の一端を担う私立学校においても特別支援教育への意識を高め、体制整備をはかることは早急な課題である。文部科学省（2007）「特別支援教育の推進について（通知）」に明示されているように、特別支援教育は国公私立の区別なく実施されるべきであり、その実現には解明が大きく立ち遅れている私立幼小中高校に在籍する発達障害等の特別な配慮を要する生徒の実態と特別支援教育体制整備の現状を把握することが不可欠の前提作業である。私立学校の特色をいかした幼小中高一貫の特別支援教育システムの開発に取り組むことは私立学校の実態にも即している。中教審答申（1999）に示された学校段階間の連携・接続は、発達障害等の特別な配慮を要する生徒等の対応にも重要な課題であり、本研究において私立学校における幼小中高一貫の特別支援教育のあり方を検討することは、公立学校も含めたわが国全体の特別支援教育のあり方を検討する際にも重要な視点となる。

以上のような私立学校の実態をふまえ、本研究では「私立学校における特別支援教育の体制整備に関する実証的研究—「幼小中高一貫」したシステム開発の視点から—」というテーマのもとに、私立学校（幼小中高）に在籍する特別な配慮を要する幼児児童生徒の実態や特別支援教育の体制整備の状況を総合的に明らかにし、私立学校の現状や特色に適合した幼小中高一貫した特別支援教育システムの開発に向けた課題を検討することを研究の目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究の課題遂行のために6点の分析視点を設定し、15種類の郵送質問紙法調査を実施・分析した。本研究は、研究目的・分析視点および研究方法に従い、序章・終章および本論13章の合計15章から構成されている。

① 私立学校の特別支援教育に関する議論の動向や施策の進展状況を明らかにするため、文部科学省の政策動向、発達障害の当事者団体や私立学校長会・私学協会・教職員組合などの職能団体の議論・提言の動向、学界等の研究動向をレビューする。さらに各都道府県・政令指定都市の首長部局私立学校主管部課および教育委員会が私立学校の特別支援教育に関してどのように認識し、施策に反映しようとしているのかを調査・検討する。

② 全国868園の私立幼稚園管理職、全国204校の私立小学校の管理職・養護教諭、全国728校の私立中学校の管理職・養護教諭、全国1379校の私立高校の管理職・養護教諭の悉皆又は抽出調査を通して、私立学校に在籍する発達障害等の特別な配慮を要する生徒の教育実態と特別支援教育体制整備の課題を検討する。

③ 全国1170の私立学校法人（幼小中高）理事会および全国47の私立学校協会（私立中学校・高等学校協会）対象の悉皆調査を通して、私立学校に在籍する発達障害等の特別な配慮を要する生徒に対する同一学校法人内における一貫した支援の実施状況と課題について検討する。

④ 本人・保護者からみた私立学校の特別支援教育の現状とニーズを明らかにするために、発達障害生徒の中学校と高校との接続問題について、発達障害の本人（51人）・保護者（89人）がどのように認識しているのかを調査を通して検討する。また高校における発達障害生徒の学習、学校生活、進路・移行支援の困難・ニーズについて、発達障害の本人・保護者への調査を通して検討する。

⑤ 私立学校における特別支援教育体制の動向を明らかにするために、建学の精神や独自の教育理念・伝統・方針にもとづいた教育を展開する私立学校のウェブサイト調査を通して、現在実施されている特別支援教育に関連する取り組みを収集し、私立学校における特別支援教育のあり方を検討する。

⑥ 私立学校における特別支援教育体制整備が公立学校と比較して遅れている現状を受け、その背景や今後の促進における課題を検証するとともに、私立学校のプライオリティを活かした幼小中高一貫した特別支援教育システムの開発に向けた課題を明らかにするため、本研究において実施する各種調査結果をもとに検討する。

3. 倫理的配慮

本研究は、私立学校（幼小中高）における発達障害等の特別な配慮を要する生徒等の実態や本人・保護者への質問紙法調査を実施するために、とくに人権や個人情報保護の遵守に努めなければならない。それゆえに、①調査内容については、日本特殊教育学会研究倫理規定・東京学芸大学研究倫理規定と照合するとともに、事前に発達障害関係当事者団体の責任者にチェックを受けており、②また調査結果について、人権と個人情報保護のためにデータ整理を行う研究補助員に対して研究倫理の指導を行うなど、十分に研究倫理面に配慮して研究を進めた。

4. 研究結果

(1)私立学校における特別支援教育体制整備の推進

本研究の各種調査を通して、私立学校（幼小中高）に発達障害等の特別な配慮を要する多数の幼児児童生徒の在籍が確認されたが、私立学校（幼小中高）の特別支援教育体制整備は大きく遅れており、文部科学省が毎年実施している「特別支援教育体制整備状況調査」結果を全体的に下回る現実が明らかになった。

私立学校における特別支援教育推進に関する早急の課題として、①歴史や伝統、建学の精神、独自の教育理念・方針と特別支援教育の接合のあり方の検討、②全教職員が一体となって組織的総合的に対応できる校内支援体制の整備と教職員の意識・知識の平準化、③特別配慮を必要としない生徒・保護者の特別支援教育やインクルージョン教育に対する理解・啓発の課題、④小学校・中学校・高校の一貫教育など、公立学校とは違った同一学校法人内での各学校種連携のあり方や特別支援教育の一貫的体系化の検討、⑤各学校段階間連携と支援の引き継ぎを「公私」の壁や「入学者選抜試験」の壁を越えてスムーズに行うためのツール（個別の教育支援計画や個別の指導計画など）や機会の活用、⑥公私の違いや地域の違いによって支援が滞ることなくアクセスしやすいネットワーク（行政、教育委員会、各種専門機関、公立各種学校等）の構築、⑦私立学校の独自性や特色的な教育活動を特別支援教育と接合させた柔軟性の高い評価基準の設置や入学試験や単位取得・卒業認定・欠時数への配慮、⑧私立学校の特別支援教育推進に必須である国や行政からの財政的措置、が挙げられる。

(2)私立学校における特別支援教育の推進

私立学校（幼小中高）特別支援教育は公的支援がないなかで大きく遅れ、各校の自助努力に任され、同一学校法人において特別支援教育を一貫して行うための組織的基盤そのものが私立学校には不十分であることが明らかにされた。さらに学校教育法、発達障害者支援法等に規定される発達障害児者の教育の権利保障や特別支援教育の実施を、私立学校法で認められた独自の教育方針、建学の精神などを根拠に遂行していない私立学校の現実が明確に示される結果となった。これは、従来の私立学校教育における「私立学校法と学校教育法」「独自性・選抜制と公共性」という二項対立の反映でもあるが、一方で、特別支援教育の制度化により、「私立学校法と学校教育法」「独自性・選抜制と公共性」という二項対立が特別支援教育により次第に解消され、特別支援教育を行うことが私立学校においても最適な教育を準備するという意味において現代的意義を有していると考えられる。

学校法人理事会や管理職は「特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である」（文部科学省：2007）ことを学校法人全体に周知徹底する責務がある。

(3)私立学校における特別支援教育の一貫的体系化

本研究により初めて私立学校に在籍する発達障害等の特別な配慮を要する生徒等の在籍実態と特別支援教育の全貌が明らかにされた。その結果、私立学校の特別支援教育は同一学校法人内の各学校種の特別支援教育を連続的に、一貫して行うための組織的基盤そのものが、私立学校には不十分であった。こうした問題を踏まえ、私立学校には、同一学校法人内の複数学校種に連続して在籍する生徒等が多く、教育の理念・方針への共感や情報共有、教育の連続性・継続性を保ちやすい環境等があることを先ず最大限に活用すべきである。さらに私立学校の各学校種において一貫・連続して特別支援教育を推進するための課題として以下の3点を挙げる。

①各学校種の特別支援教育の体制整備を確実にし、実質的な運用を図ること。そして同一学校法人内の連携・協働が私立学校における特別支援教育の確たる基盤となるよう、法人内のネットワークを構築すべきである。各私立学校と私学協会等の連携によって、各学校法人の取り組みは安定と拡がりを得る。

②行政・教育委員会・教育センター、公立学校、医療・福祉・労働等の専門機関などが私立学校、私立学校協会等各組織も含みこんでネットワークを形成し、協働していく必要がある。

③国・行政、学界等は、特別支援教育の整備と対応が不十分である私立学校においても特別支援教育の体制整備を早急に進める必要があることへの認識を改め、私立学校に在籍する特別な配慮を要する生徒等の在籍実態と支援の状況を把握するための実態調査・研究、議論を活発化すべきである。国・行政は私立学校における特別支援教育推進に必要な財源の保障のために、従来の私学助成金とともに必要な財政措置を行なうこと、私立学校が公的資源を弾力的に活用できるようにする体制の検討が緊要である。

【文献】

- ①田部絢子（2011）高校における特別支援教育の動向と課題、『特殊教育研究』第49巻3号、pp.317-329、日本特殊教育学会。
- ②田部絢子・高橋智（2012）私立中学校における特別支援教育体制整備の現状と課題—全国私立中学校管理職悉皆調査から—、『SNEジャーナル』第18巻1号、日本特別ニーズ教育学会。
- ③田部絢子（2013）私立学校における特別支援教育体制整備に関する実証的研究—「幼小中高一貫」したシステム開発の視点から—、博士（教育学）学位論文、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科。

第5会場（第5分科会）場所 326教室

9:00～9:50

- ① 【研究報告部門】少年非行・矯正教育分野における発達障害児の実態と支援に関する調査研究

東京学芸大学大学院修士課程2年
東京学芸大学

内藤千尋
高橋 智

9:50～10:40

- ② 【研究報告部門】 障害乳幼児支援施策の形成過程－戦後の保健・福祉・教育施策視点をあてて－

東洋大学大学院博士後期課程3年／福山市立大学教育学部

高橋 実

■座長：高橋一弘氏

■コメンテータ：佐藤信人氏

研究報告部門

少年非行・矯正教育分野における発達障害児の実態と支援に関する調査研究

東京学芸大学大学院修士課程 2年 内藤千尋

東京学芸大学 高橋 智 (001878)

[キーワード] 少年非行、発達障害、社会的自立

1. 研究目的

近年、児童自立支援施設などの児童福祉分野や、少年院等の矯正教育分野において施設不適応や虐待、触法行為と発達障害との関係について、注目されてきている。2006年に厚生労働省から出された報告書では、児童自立支援施設において、虐待児や発達障害児に対して個々のニーズに応じた支援・指導の必要性が述べられた（厚生労働省：2006）。また、少年矯正教育施設である少年院では発達障害等を有する少年への処遇充実を目的とした検討会や、医療少年院のみならず一般の少年院においても個々に合わせた処遇が取り組まれ始めている。

発達障害が直接の原因になるわけではないものの、発達障害の無理解・誤解・放置、いじめ等の不適応な対応の結果として非行・触法行為・犯罪行為につながっている可能性を十分に考慮する必要がある（高橋・内藤・田部：2012、内藤・田部・横谷・高橋：2012）。児童自立支援施設や少年院などに入所している少年はいずれ社会に出ていき自立が求められる。児童自立生活援助事業である自立援助ホームにおいても知的障害や発達障害を有する少年が入所しているが、青年期に重なるこの時期において特に彼らは多様な困難や課題を抱えている（橋本：2011）。適切な教育指導や支援がないために「誤学習」をしてしまっている少年には一つひとつ具体的な支援が必要とされ、彼らの自立や社会参加に向けて児童自立支援施設や少年院等の矯正施設においてもコミュニケーションスキルの獲得に向けた指導などが一部で行われてきているが、各施設における少年の抱える困難や支援の実態は多くは明らかにされていない。

そこで本研究では、児童自立支援分野と矯正教育分野における発達障害問題の研究動向を明らかにするとともに、児童自立支援施設職員、自立援助ホーム職員への調査を通して、発達障害を有する少年が抱える困難・ニーズやそれに対する指導・支援の実態を明らかにし、少年の社会的自立に向けた支援を検討することを目的とした。

2. 研究の視点および方法

本研究では、課題遂行のために以下の3点の分析視点を設置し、研究動向のレビューと児童自立支援施設職員および児童自立支援施設併設の分校・分教室教師、自立援助ホーム職員への面接法調査を実施・分析した。

①児童自立支援分野および少年矯正教育分野における発達障害問題や特別支援教育に関する議論の動向や施策の進展状況を明らかにするために、先行研究およびウェブサイト調査、各実態調査から特に児童自立支援施設、自立援助ホーム、少年矯正教育施設に着目して、研究動向をレビューする。②児童福祉施設のうち、特に非行傾向や虞犯により入所がされている児童自立支援施設における発達障害児の困難や支援の実態と課題を明らかにするため、調査協力を得られた全国45カ所の児童自立支援施設職員および全国33カ所の児童自立支援施設併設の分校・分教室教師を対象に、構造化面接法により調査検討する（調査期間2010年10月～2011年3月）。③発達障害を有する青年が自立や社会参加に向けて抱える課題を明らかにするために、全国40カ所の自立援助ホーム職員を対象に、構造化面接法により調査検討する（調査期間2012年7月～2012年12月）。

3. 倫理的配慮

本研究においては「東京学芸大学研究倫理規程」および「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守し、特に面接法調査に関しては個人情報保護・データ管理に十分配慮した。また調査結果は個人・団体が特定されないように配慮して研究を進めた。

4. 研究結果

(1) 児童自立支援分野および少年矯正教育分野における発達障害問題の動向

発達障害の抱える問題と非行リスクの関係としては、例えばセルフコントロールの弱さや衝動性と多動性、不正直、低学力、読み書き能力の弱さ、しつけ不足、学校不適応が挙げられ、再犯のリスク因子としては衝動性や攻撃性、問題解決能力、生活能力や雇用が関係していることが挙げられている（渡部：2006、鳥塚ら：2005）。

非行傾向や虞犯による入所がほとんどである児童自立支援施設においては、2009年の「児童養護施設入所児童等調査結果」では知的障害とADHDについて増加が見られ、LD、ADHD、広汎性発達障害の割合は情緒障害児短期治療施設に次いで高い割合を示している。また児童自立支援施設における児童の特徴が「キレる、物にあたる」「自己表現力が乏しい」へと変遷しており、その背景には発達障害や虐待が挙げられている（金田：2009）。発達障害児への対応の困難性も少しずつ報告されており、そういった状況をふまえて近年では、発達障害を理解した支援やカウンセリングのほか、施設の丁寧な対応として高校進学支援などの取り組みも行われてきている。

少年院などの矯正教育施設においても近年、指導が通じにくい少年やコミュニケーションや注意の切り替えに困難を抱える少年が多いことが明らかとなってきた（金子：2006）。これらの現状から、矯正教育の現場では再非行防止

の観点として非行少年のコミュニケーション能力や自己表現力を身につけさせることに力点が置かれつつあり、身体的距離の取り方や自己表現力をつけるためのマンガ化ワークシート等を使った処遇の工夫が徐々に行われ始めている。知的障害や発達障害を有する少年の退所後の受け入れや環境調整の難しさを西村（2008）は指摘しており、矯正教育施設での適切な指導に加え、社会的適応や自立に向けた支援の充実が必要である。

（2）児童自立支援施設および併設の分校・分教室における発達障害児の実態と支援

児童自立支援施設では細かく決められた日課に沿って生活をしており、そのことで安心して生活を送れている一方で、集団生活における個別対応の難しさや、障害特性に加え家庭環境などが影響した対人関係のトラブルが回答された。また対人関係困難が影響した性的問題については多くの施設で指摘され、性加害防止プログラムが実施されていた。このプログラムは本人の認知・理解や気持ち・意欲が大きく関わるため、知的能力の低さや集中力のなさが効果に影響しているとの回答も挙げられている。暴言・暴力については例えば ADHD の子どもがカッと成って暴力となることもある一方で、「自分の気持ちをうまく表現できないので物や職員にあたる」ということも明らかとなった。定期的な連絡でのやりとりや訪問などがアフターケアとして行われていたが、家庭や学校での居場所がなく不適応を起こしていることが挙げられ、アフターケアの充実が必要と考えられる。

児童自立支援施設には 1998 年の児童福祉法改正による学校教育の導入により分校・分教室が設置されている。そこでは児童自立支援施設での安定した生活が基盤となり、加えて分校・分教室での少人数・TT 体制指導等の丁寧できめ細やかな対応が、子どもにおける落ち着いた学習態度の形成や学力の向上に大きく影響し、自信や自尊感情の回復にもつながっていると推測できた。具体的な教科では数学が困難として挙げられたほか、手先の不器用さによる作業での困難などが回答されている。今後は集団指導と個別指導のバランスを取りつつ、集団力の効果を高めていく方略が必要である。分校・分教室では各々の子どもが多様な困難を抱え、学力差も大きいために個別指導が中心となりがちだが、退所後の転校先などを考慮すると集団指導の機会・場面を増やすことや、施設と連携して退所後のケアを行うことが今後の課題である。そのためには児童自立支援施設職員および分校・分教室教師一人ひとりが特別支援教育に関する理解・専門性を高めていくことが必要である。家族からの相談が増えていることを踏まえると、今後は困った時に支えられる体制を家族を含めて築いていくことが重要な課題である。

（3）自立援助ホームにおける発達障害青年の実態と支援

発達障害に加え、自立援助ホーム入所までの家庭貧困・虐待や不適切な対応の結果、二次的障害や症状からくる困難・トラブルの現状が明らかとなった。日常生活においては言語理解の低さが影響する困難が挙げられたほか、整理整頓が極端に苦手であることやこだわりからやるべき行動に移れないことが困難として回答された。また対人関係における困難は職場での困難にも影響が見られ、「ミスをして受け入れられずに謝ることができない」とことや、被害的・差別的に受け取ってしまうことで上司や同僚との関係が築きにくいことが職場をすぐに辞めてしまう大きな理由となっていることが明らかとなった。それゆえに今後は職場の理解啓発も含めた支援が必要である。ほとんどの自立援助ホームが、貯金ができたことや安定して仕事に就けていることが退所の基準となっているが、実際には自立援助ホームの対象年齢の上限から十分な準備や専門機関等との支援体制がないままホームを退所している事例もあげられた。退所後は「金銭に関するトラブル」「就労の継続困難」「居場所の不安定さ」「頼る先」での困難が挙げられた。近年、自立援助ホームの設置数が急増してきているが、彼らの支援は自立援助ホームだけで担うのではなく、各専門機関と連携するなど横のネットワークを拡充して支援体制を構築することも今後の課題である。

5. おわりに

本研究を通して児童自立支援施設や少年矯正教育施設における非行・虞犯に至った発達障害少年が、劣悪な家庭環境や不適切な指導・支援を受けてきた可能性が高いことについて明らかにしてきたが、児童自立支援施設退所後に全体の約 3 割が少年院に入所していること（高橋：2008）や自立援助ホームにおいて 20 歳以上の支援も継続的に行われていることをふまえると、彼らの安定した自立には時間を要することが予想される。そのため彼らが自立していく上での支援は継続的かつ長期的に行われる必要があり、教育・福祉・矯正などの各分野や関係機関が対象児への共通理解を図り、サポートネットワークを構築することが今後の課題といえる。今後は少年院・少年鑑別所や児童相談所への調査も行いながら、関係機関連携の在り方やより具体的な支援内容の検討を行う必要がある。現在、法務省矯正局少年矯正課と共同研究のもとに「少年院における発達障害等の特別な配慮を要する少年の実態と支援に関する調査」を実施中である。

【文献】①橋本和明（2011）発達障害と思春期・青年期 生きにくさへの理解と支援、明石書店。②金田眞宏（2009）児童自立支援施設に今後求められる学校教育とは—入所児童の特性と特別支援教育の現状から—、『非行問題』215。③金子陽子（2006）非行・犯罪と気になる行動 他機関・他職種との連携—法務関係、『特別支援教育研究』592。④厚生労働省（2006）「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書。⑤厚生労働省（2009）児童養護施設入所児童等調査結果。⑥内藤千尋・田部絢子・横谷祐輔・高橋智（2012）児童自立支援施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究—全国児童自立支援施設併設の分校・分教室の教師調査から—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』63。⑦西村朋子（2008）知的障害・発達障害を持つ少年院在院者の環境調整について、『更生保護と犯罪予防』41(1)。⑧高橋一正（2008）児童自立支援施設の現状と課題、『こころの科学』137。⑨高橋智・内藤千尋・田部絢子（2012）児童自立支援施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究—⑩全国児童自立支援施設調査から—、『SNE ジャーナル』19(1)、日本特別ニーズ教育学会。⑪鳥塚通弘・森川将行・林竜也・太田豊作・中川恵樹・長内清行（2005）司法事例化したアスペルガー症候群が疑われる 1 症例、『臨床精神医学』34(9)。⑫渡部淳（2006）発達障害の視点を取り入れた矯正教育の実践効果、『LD 研究』15(1)。

研究報告部門

障害乳幼児支援施策の形成過程

—戦後の保健・福祉・教育施策に視点をあてて—

東洋大学大学院博士後期課程3年/福山市立大学教育学部 高橋 実 (01607)

〔キーワード〕 障害乳幼児、障害児保育、児童発達支援

1. 研究目的

1989年に子どもの権利条約、2006年に障害者の権利条約が国連で採択され、ノーマライゼーション理念を発展させたインクルージョンの理念が我が国にも浸透してきた。同時に、健常と障害の区別が明確でない発達障害児が急増し、2005年から発達障害者支援法が施行され、教育の分野では特別支援教育が2007年から施行されることになった。

また、2006年には、障害者自立支援法が施行され、障害児の施設でも契約制度が導入された。そして、障害者自立支援法を改正する動きの中で、2012年からは、障害児通園施設、事業が、児童福祉法にもどされるとともに、児童発達支援センター、児童発達支援事業に改正された。さらに、保育の分野では、幼保の一体化が目指され、2006年から認定こども園の制度が施行され、さらに2012年には、子ども・子育て関連3法案が可決され、保育所、幼稚園、認定こども園が、同一の施設給付費によって運営されることとなった。

このような子どもの権利擁護に対する理念の変化、発達障害児の増加、障害乳幼児支援施策、保育・幼児教育施策の変化の中で、障害乳幼児支援のあり方も大きく変化しつつある。しかし、急増しているといわれている就学前の発達障害児の多くは、通常の保育所、幼稚園、認定こども園などに在籍する場合が多く、これまでの障害児に対する加配の制度や障害児通園のしくみだけでは、対応できにくい場合も生じている。

そこで、本研究では、我が国の戦後の障害乳幼児支援施策の形成過程を、総合的に分析し、明らかにするとともに、障害乳幼児を含む、すべての乳幼児の健やかな成長、発達を保障できる支援施策の課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

就学前を中心とした障害児支援の施策の発展を保育・教育・療育・保健、事業、保育所、幼稚園・学校、通園施設・通園事業、母子保健事業、国際・国内の制度・理念に分けて、年表（別紙配布）を作成した。そして、保健・福祉・教育が連携した就学前の障害乳幼児支援の発展過程を5つの期に分けることを試みた。

3. 倫理的配慮

施策の年号や用語については、通知や要綱のタイトルを調べて、そのまま掲載するとともに、複数の資料で確認をとるよう配慮した。

4. 研究結果

I期（1945年から1971年）は、入所施設での保護が中心で、就学前の在宅での障害児保育の制度がなかった時期とした。この時期は、保育所による保育、幼稚園における幼児教育、障害児施設における療育、養護学校の幼稚部による特殊教育とそれぞれの領域で一部の先駆的実践がそれぞれになされてきたが、入所施設での保護・療育と養護学校での就学猶予の学齢期の子どもの教育を補完するための精神薄弱児通園施設（1957年）、肢体不自由児通園施設（1963年）がつけられたのみで、就学前の知的障害を含む発達障害児の通える場は、ほとんど整備されていなかった。

第II期（1972年から1979年）は、就学前の保育・療育の開始、制度の確立期とした。1972年、厚生省中央児童福祉審議会保育制度特別部会で心身障害児通園事業実施要綱が提案され、1973年には、中央児童福祉審議会が、「当面推進する児童福祉対策について」（中間答申）の中で、「心身障害児の保育」を推進すべきことを提起した。これをうけて、厚生省が1974年に「障害児保育事業の実施について」の通知を出し、「障害児保育事業実施要綱」を発表した。この年から、定員90人以上の保育所で、保育所の入所基準に該当する、中軽度の集団保育が可能な障害児を1割程度入所させた場合には、2名の加配保育士が配置されるという制度であった。全国18か所を指定して、開始された。同年には、

幼稚園でも私立学校特殊教育補助として、障害児の受け入れと加配のしくみが制度化された。さらに精神薄弱児通園施設が、通園児の満6歳以上条件を廃止し、就学前の子どもの受け入れを開始した。そして1975年には、難聴幼児通園施設が制度化された。

1978年からは、「保育所における障害児の受け入れについて」（厚生省通知）により、指定園方式を改め集団保育が可能な中程度の障害児を受け入れている保育所に対し、障害児4人に保育士1人を配置する補助金を出すことにした。翌1979年に全国的に養護学校義務制が施行され、同時に心身障害児総合通園センターの制度が整備され、就学前の重度の障害児にも通園できる場が広がっていった。

Ⅲ期（1980年から1994年）は、ノーマライゼーション理念に基づく、在宅福祉サービスとしての障害児保育・療育の拡充期とした。この時期は、1981年の国際障害者年を契機にノーマライゼーションの理念が、国内に浸透し、WHOによる国際障害機能分類が提示され、医療モデルに基づく、障害の早期・発見、早期療育の理念が浸透した時期である。また、1989年には、重症心身障害児通園モデル事業が開始され、精神薄弱者グループホームの制度が創出され、1990年には福祉八法の改正で、在宅福祉サービスの充実と市町村への一元化が強調され、心身障害児通園施設機能充実モデル事業が開始され、在宅サービスとしての障害児保育、通園施設機能の充実が目指された。

Ⅳ期（1995年から2002年）は、地域療育の観点からの障害児保育と療育の連携開始期とした。保育所や幼稚園での障害児保育と障害児通園施設での療育の制度とは、それぞれが独立した制度であった。これらが、1995年の障害者プランの中で、地域療育の観点が提案され、障害児（者）地域療育等支援事業が創設されることにより、相互の連携が開始された。その後、社会福祉基礎構造改革が打ち出され、1998年、保育所が契約制度となることをきっかけに、保育所と障害児通園施設の並行利用が認められた。また、「障害児通園（デイサービス）事業について」の通知が出され、対象が12歳まで拡大された。同年に地域保健法の改正により、母子保健の健診を市町村が担うことになった。

Ⅴ期（2003年から2012年）は、障害児保育・療育制度の市町村への権限移行期とした。2003年から保育所の障害児保育の補助金と障害児（者）地域療育等支援事業が、地方自治体へ一般財源化された。また障害者支援費支給制度により、児童デイサービス事業が、居宅支援事業の一つとして位置づけられ、市町村の管轄となった。

2006年には、障害者自立支援法が施行され、障害児通園施設、障害児施設が契約施設にかわった。また障害者相談支援事業が市町村必置となった。そして児童福祉法の改正により、2012年4月から障害児通園施設が児童発達支援センターとなり、市町村の管轄で、地域の障害児支援のセンター的機能を果たすこととなり、障害児相談支援が位置づけられるとともに、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業が創設された。さらに、2012年6月子ども子育て関連3法案の可決により、認定こども園、保育所、幼稚園の運営費が施設型給付費として統一されることとなり、これまで私立幼稚園が県の管轄であったものが、施設給付費の支給を通して市町村の管轄とされることが決定された。

こうして、障害児の就学前の支援にかかわる、保育所、幼稚園、認定こども園、障害児通園施設・事業が、①措置から契約へ、②在宅福祉、地域療育の重視、③市町村への権限移譲という方向性で、市町村を基盤に行われることとなった。

今後の障害児支援の課題は、①地域に偏在する児童発達支援センター、児童発達支援事業の増設による均質化と市町村の子ども資源との連携のシステム化、②障害が顕在化していないいわゆるグレーゾーンの子どもに対する発生子防、早期親子支援、保育支援システムの確立、③子どもの育つ権利の視点に立った一般の子ども・家庭支援施策との連携、などである。また、障害児支援に対する専門性が十分蓄積されていない市町村も多く、都道府県や国による地域支援モデルの構築やバックアップ体制、子ども・子育て新制度ともリンクした総合的な財政支援体制の構築も大きな課題であろうと考える。

5. 参考文献

一番ヶ瀬康子監修（2002）障害児福祉・家族援助のあり方、一橋出版、伊藤健次編（2007）新・障害のある子どもの保育、株式会社みらい、大井清吉・北沢清司編（1983）障害児教育・福祉入門、晩成書房、林邦雄・谷田貝公昭監修、青木豊編著（2012）障害児保育、一藝社 他

第6会場（第6分科会）場所 327教室

9:00～9:50

- ① 【研究報告部門】 市民参加型の在宅緩和ケア体制
—B組織における組織学習過程を通して市民と専門職との協働
の可能性を探る—

上智大学 鍋木奈津子

9:50～10:15

- ② 【萌芽的研究報告部門】 ソーシャルワーク研究における質的内容分析法の適用

ルーテル学院大学大学院博士後期課程2年
乙幡美佐江

10:15～10:40

- ③ 【萌芽的研究報告部門】 終末期ケアにおけるアドボカシーの意味
—ナラティブ・アプローチの視点からの考察—

東洋英和女学院大学大学院博士後期課程
遠藤紀子

10:40～11:05

- ④ 【萌芽的研究報告部門】 久坂部羊作品に見る、現代医療・介護・福祉の問題点

筑波大学大学院博士前期課程2年
野田晃生

■座長：田嶋英行氏

■コメンテータ：北本佳子氏

1. 研究目的

住み慣れた自宅で最期の時間を過ごしたいと願う国民意識の高まりや、医療保険財政の効率性という観点から、近年、在宅緩和ケア体制の整備が進められている。実際に、各自治体や医師会、医療機関等が中心となって独自の在宅緩和ケアモデルを開発したり、諸外国の取り組みに範を求めた研究が進められている。現在のところ、これらの研究の多くは、専門職の働きに焦点を当てたものであり、市民はサービスの受益者として位置付けられている。しかし、在宅で療養する患者は、地域や従来の人間関係から疎遠になりやすく、入院して療養する患者以上に社会的孤立に陥るリスクが高い。このため、患者と同じ文化や慣習を持ち、加えて患者と対等に関わり合える地域住民が、ボランティアとしてサポートする市民参加型の在宅緩和ケアが有用となる。WHO や在宅緩和ケアを実践する一部の医療機関は、ボランティアの重要性を指摘する。ところが実践現場では、専門的領域に市民が加わることへの懸念など、市民が専門職と協働することへの困難性が課題の1つとなり、その必要性に比して十分に普及していない。

市民参加型の在宅緩和ケアに関する先行研究は、事例研究が多数を占めている。今後、この体制が整備・普及されていくためには、理論的、実証的な研究の蓄積が必要と考える。そこで、本研究は、この体制を導入した組織を対象に実証的な調査研究を行う。市民との協働によって組織にもたらされたメリットに着目し、普及にむけた方策を検討する。調査対象の組織は、13年間にわたり市民参加型の在宅緩和ケアを実践する医療法人(以下、B組織)であり、ボランティアグループ、在宅療養支援診療所、訪問看護事業所、訪問介護事業所、倫理委員会、研究部門を持つ医療法人の医療福祉複合体である。研究目的は次の3点である。

- (1) B組織における組織学習プロセスを明らかにする
- (2) 一連の組織学習プロセスが展開されたスパンを明らかにする
- (3) 市民参加型の在宅緩和ケア体制がB組織にもたらす有益性を明らかにする

2. 研究の視点および方法

調査目的 (1) (2) の視点：組織体制の経年的変化に着目する。B組織が現在の安定的体制に至ったプロセスを明らかにすることを通して、今後の市民参加型の在宅緩和ケアのあり方について示唆を得る。

調査目的 (3) の視点：社会科学技術論の視点から、専門性の高い緩和ケア領域に市民が参加することの有用性を説明する。

調査方法は、参与観察法およびインタビュー調査法である。参与観察は、2009年9月から開始し、現在も継続している。インタビュー調査は、2011年8月～2012年11月に行った。インタビュー協力者は、B組織に所属する、院長、看護部長、事務長、訪問介護事業所責任者、ボランティアコーディネーター、各部署の責任者を務める看護師3名、ボランティア11名である。分析方法は、Loflandら(1995:191-93)の質的分析方法を用いた。

3. 倫理的配慮

調査研究は、日本社会福祉学会研究倫理指針(以下、指針)の「C 調査」に則り、プライバシーの保護に配慮した。

また、B組織の倫理審査会で承認を得た後、調査協力者に文書及び口頭で説明を行い、協力への同意を文書で得た。学会発表では、指針の「B 事例研究」「G 学会発表」を遵守する。

4. 研究結果

調査目的 (1) : 組織学習プロセスは、組織体制の変化に応じ、第 1 期(2000 年～2004 年)、第 2 期(2004 年～2010

年)、第 3 期(2010 年～現在)の 3 つの時期に分類された。B 組織は、上図のように知識獲得→情報配分→情報解釈→棄却→組織記憶という一連のプロセスを経て、現体制に至ったことが明らかになった。

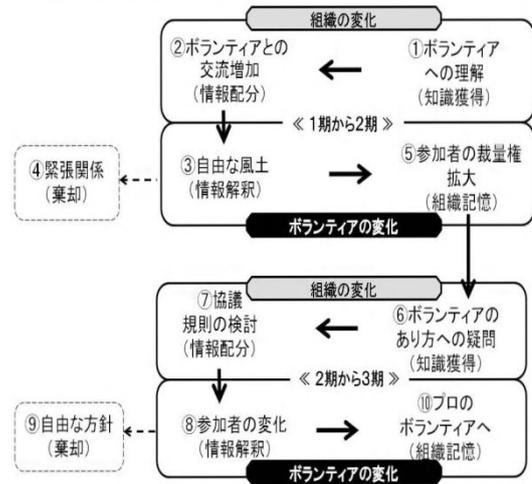
調査目的 (2) : 組織学習の一連のプロセスが起きたスパンは、1 回目が約 4 年半(第 1 期～第 2 期)で、2 回目は約 5 年半(第 2 期～第 3 期)であった。組織論では、職場集団は形成後、4 年半前後でピークを迎えるが、その後は緩やかに衰退する性質を持つと考える。このため、集団の存続には、衰退前に内部の規範や構造を見直す必要がある。B 組織は、4 年～5 年の周期で改革を実施していることが明らかになった。この結果は、長期に亘りボランティア集団を維持するためには、職場集団と同様に改革の必要性があると示唆するものといえよう。加えて、体制の調整・変革を行う人材が重要であり、ソーシャルワーカーやボランティアコーディネーターの配置が求められる。

調査目的 (3) : 院長がボランティアを導入した要因は、「医療者とは異なる視点から患者と関わることができ、医療者に気付きを与えてくれる」ことであった。この点を科学技術社会論の立場から捉えると、ボランティアに期待される役割は、社会的合理性が担保された知識を組織に導入することだといえる。藤垣(2003)は、この条件には「公共空間モデル」「双方向理解モデル」の双方が必要であると指摘する。第 2 期において B 組織は、自由な風土の中で、希望者は誰でもボランティア活動に参加できる環境をつくり上げ、専門職とボランティアが共に活動する「公共空間モデル」が構築された。しかし、両者の関係は友達感覚であり、対等に在宅緩和ケアについて議論し合う「双方向理解モデル」の関係には至っていなかった。第 3 期に入り、ボランティアには「責任をもって参加する意欲」が求められ、研修への参加など、一定の義務が課せられるようになる。これにより職員は、ボランティアを、専門職にはない生活知や経験知を有する確固たるチームの一員として強く認識するようになり、両者の関係は「双方向理解モデル」となった。結果として、第 3 期の体制は、社会的合理性が担保された知識に基づくサービス提供を可能とした。これは、医療・福祉・看護学的視点だけではなく、市民の視点を取り入れた組織運営ができるという有益性を B 組織にもたらし、院長の理念を具現することに寄与したといえる。

参考文献：藤垣裕子(2003)『専門知と公共性—科学技術社会論の構築へ向けて』東京大学出版会。

Lofland, John. and Lofland, Lyn. H. (1995) *Analyzing Social Settings : A Guide to Qualitative Observation and Analysis*, 3rd Ed., Wadsworth Publishing Company.

B 組織の組織学習プロセス



萌芽的研究報告部門

ソーシャルワーク研究における質的内容分析法の適用

ルーテル学院大学大学院博士後期課程2年 乙幡 美佐江(8138)

[キーワード] ソーシャルワーク、質的内容分析、文献研究

1. 研究目的

ソーシャルワーク研究法には、主として量的研究法と質的研究法がある。原因が明らかでない社会問題現象を捉えるには、誰に、どのような問題がどれくらい現れ、どれだけの期間継続しているか等の量的な理解も必要である。しかし、虐待等社会問題現象で言えば、虐待者や被虐待者が生活している家族というシステムや、地域システム、様々な関係機関の専門職システムなどが相互に関係している中で、その問題現象はどのようなプロセスを経ているか、一例一例におけるその問題の成り立ちやプロセスなど、複雑さを増す社会のさまざまな関係性をときほぐす上で、質的研究に特別な意義が出てくる。日本において、質的内容分析法を用いたと明記された論文は、近年看護分野においてみられるもののソーシャルワーク研究においては、あまりみられない。

よって、ソーシャルワーク研究の方法論の発展として、質的内容分析法の適用効果と課題の検討を行なうことは意義があり、ソーシャルワーク研究における質的内容分析法の適用効果と課題を論じることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

文献調査を通して質的内容分析法の適用意図、プロセス、分析方法等を整理し、効果と課題を明らかにする。学術論文データベースから質的内容分析法を用いた文献、CiNii Articles(1987年～2011年、46本)とSocIndex(2002年～2011年、61本)を研究対象とした。

3. 倫理的配慮

個人情報を含む事例などは扱わないが、文献調査にあたり、統計や引用文献など、「倫理指針」に則り、倫理的配慮を行った。

4. 研究結果

質的内容分析法は、アメリカやフィンランドを中心に2000年代より用いられ始め、ヨーロッパを中心に独自の調査法として発展し、日本においても医療、看護、保健、福祉、教育、心理、社会等様々な分野において広まりつつある研究法である。質的内容分析法の目的としては、理論の生成ではなく、膨大なテキストを削減することである。手法としては、具体的なリサーチクエスションからテキストの分析範囲を決定し、データからカテゴリーを生成する帰納的手法と、データ以外から作成した理論由来などのカテゴリーを用いる演繹的手法が存在した。手法の特徴としては、カテゴリーはデータに照らして検討され、適宜変更可能だが、既存のカテゴリーにデータを割り振る演繹的手法が用いられることがあげられる。ソーシャルワーク研究においては、質的内容分析法を用いていると明記されていたものは少ない。

質的内容分析の適用効果としては、1) 分析手法が決まっているものもあり、異なる事例の比較がしやすく、ひとつの図式にすべての事例を当てはめることができること、2) 社会問題現象に対し、人々の取組行動や方法の具体的実態を明らかにできること、3) 人々のQOLの向上への影響要因などを明らかにすることが可能であった。限界としては、1) サンプル数が少ないことや地域や定点が特定されていることなどで一般性に欠けること、2) 分析手順や方法が世界的に統一されていないこと、3) 分析結果の信頼性や妥当性を高めることが難しいこと、4) 演繹的手法の場合、テキストの様々な側面の探索が不十分になってしまう可能性があることなどがある。

よって、ソーシャルワークにおいて質的内容分析法を用いる効果としては、複雑さを増す社会のさまざまな関係性をときほぐすに有効な分析法であることが確認できたが、その分析結果の普遍化を図るには、量的な調査によって補う必要がある。

終末期ケアにおけるアドボカシーの意味 —ナラティブ・アプローチの視点からの考察—

東洋英和女学院大学大学院博士後期課程 遠藤 紀子 (7998)

[キーワード] 終末期ケア、ナラティブ・アプローチ、アドボカシー

1. 研究目的

発表者は、単身者の終末期ケアを行う施設のソーシャルワーカーとして 100 人以上の方の死に立ち会ってきた。これまでの実践の中で、人は死が近づくとき心身の状態が弱くなることによって ADL や意欲の低下がおり、また会話が困難になり、意思表示ができにくい状態になるということを経験してきた。特に発表者が対象とする人たちは、家族やキーパーソンの方が不在であり、看取りのあり方を第三者の手にゆだねざるをえない状況にあり、当事者のアドボカシーとしての役割を担うことの必要性を認識してきた。意思表示能力が弱くなっている人たちについて、アドボカシーの意味をナラティブ・アプローチの視点から考察することを試みる。

2. 研究の視点および方法

終末期にある人の権利とは何なのか、またその権利が疎外されている状態とは何なのかを明らかにし、実践経験の中で聞く当事者の語りから、死を前にした時に人が何を求めるのかを考察し、社会的・心理的両面からのアドボカシーの意味について考察する。

3. 倫理的配慮

発表の中でとりあげる事例や当事者の語りの内容について、対象者の個人情報すべて匿名化し、本人と特定できないように配慮している他、事例本来の意味内容を損なわない程度の加工を施してある。

4. 研究結果

国際ソーシャルワーカー連盟の「ソーシャルワークにおける倫理—原理に関する声明」(2004) に示された「人権と人間の尊厳」の 4 つの原理を、死を前にした人にあてはめると、①自己決定の尊重：治療方針や、どこでどのように過ごしたいかという希望を尊重する、②参加の権利の促進：医療や生活の方針を決定する場に本人が参加する、あるいは決定できるように支援する、③個々の人間を全体として捉える：本人が生きてきた人生の歴史に関心を持ち、生き方や価値観を尊重した最期であるように支援する、④長所の識別と発展：本人がこれまでの人生の中でやってきたこと、今やろうとしていることに焦点をあて、自分の人生に対して肯定感をもって死を迎えられるように支援する、と考えられる。①と②に対しては、「リビングウィル」や「エンディング・ノート」などの活用によって、自己決定能力がなくなった時に備えて、あらかじめ意思表示しておいたことを代弁・代行するという対応で従来のアドボカシー概念が適応できると考えられる。③と④は、当事者の価値観やストレングスを重視し、ナラティブ・アプローチに近い概念を示している。死を前にした人が求めていることは、これまでの人生を意味づけたり、喪失した関係性を回復することへの希望などのように、あらかじめ意思表示したり書面に残すことが困難なものもある。このような希望に対しては、ナラティブ・アプローチの視点で関わり、人生の再構築を行うことによって、自分の人生の意味をとらえなおすことが可能になると考える。終末期ケアにおけるアドボカシーは、本人の希望が社会的に履行されることと、自分自身の人生に肯定感を持つこととの社会的・心理的両面からの支援を行うことが必要であると言える。

萌芽的研究報告部門

久坂部羊作品に見る、現代医療・介護・福祉の問題点

筑波大学大学院博士前期課程 2 年 野田晃生(008268)

〔キーワード〕 現代医療の問題点・文学・久坂部羊

1. 研究目的

現代社会を見ると、医師不足、医療ミス、過疎地の医療、等、医療問題の他、高齢化社会、介護における虐待、老老介護、等介護・福祉の面においても多くの問題が見られる。これらの問題を論ずるにあたっては、当事者の声を聞いたり、数字のデータを検討したりすることが重要であることはいままでもない。

それと同時に重要であることは、このような社会問題がどのように文学に描かれたか検討することである。文学作品は、社会を反映したものであると言えるためである。

本研究では、文学作品を検討することによって、現代医療・介護・福祉の問題点を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

現代医療・介護・福祉がどのような問題を抱えているのかについて、久坂部羊(くさかべよう・1955～)の作品を検討することによって考察する。久坂部は、医師であり、小説家である。その著作は、医療・介護・福祉をテーマとしたものが多い。久坂部の作品を検討することによって、現代社会の医療・介護問題の現状、久坂部が訴えたかったことは何であるのか、について検討する。

研究の方法は、久坂部の作品を用いた資料研究である。現代医療・介護・福祉の問題点がどのように描かれているか、を主眼に研究を行う。

3. 倫理的配慮

資料(文学作品)を用いた研究であるため、特に申請等を行わないが、研究によって差別・偏見を助長することがないように、配慮する。

4. 研究結果

久坂部の作品が描く医療・介護・福祉の問題点は以下のものであった。

(以下に述べる作品は、全て久坂部による作品である)

『廃用身』

介護における、腰痛等の身体的問題、高齢者虐待問題、高齢者が抱える自尊心の問題を描く。

『破裂』

医療ミスおよびそれを隠ぺいする体質、高齢者の人口・処遇問題を描く。

『無痛』

刑法 39 条(精神障害者は刑の減免がされる)の是非を描く。

『神の手』

安楽死をどう考えるか、を描く。

『第五番』

新型疾病がもたらす社会的混乱、日本人の疾病観を描く。

第7会場（第7分科会）場所 328教室

9：00～9：50

- ① 【研究報告部門】夫婦を対象とした予防的心理教育プログラムの開発評価
ーインパクト理論の妥当性の検討を中心にー

日本社会事業大学大学院博士後期課程3年
日本社会事業大学

宇野耕司
大島 巖

9：50～10：40

- ② 【研究報告部門】保育所保育士における「保護者に対する支援」の現状と課題

東洋大学大学院博士後期課程1年

橘田康世

■座長：山本真実氏

■コメンテータ：中野敏子氏

研究報告部門

夫婦を対象とした予防的心理教育プログラムの開発評価

—インパクト理論の妥当性の検討を中心に—

日本社会事業大学大学院博士後期課程3年 宇野 耕司

日本社会事業大学 大島 巖 (000228)

[キーワード] プログラム評価, 心理教育プログラム, 不適切な養育の予防

1. 研究目的

本研究では、夫婦（養育者）を対象とした心理教育的アプローチの実践方法を開発する研究の一環として、開発したプログラムを実際に適用することによって、開発したプログラムの妥当性を検討することを目的にする。特に、プログラム理論を構成するインパクト理論に着目して検討を行うことによって、プログラムが想定している因果関係の妥当性を検討する。

2. 研究の視点および方法

1) 開発したプログラム

不適切な養育との関連が示唆される養育者の育児不安に着目し、プログラム評価（Rossi, Lipsey & Freeman, 2004）の理論と方法を用いて、育児不安や育児負担の低減を目指した予防的心理教育プログラムの開発を行った（宇野 2013 未公開）。このプログラムは「子育てユニット形成促進プログラム（Promoting Formation of Parenting Units）」と呼ばれる。説明会と5つのセッションで構成されており、1回およそ2時間半から3時間で行う。グループ（夫婦）で展開するもので、保育つきのプログラムである。

2) 対象者と実施時期

地域子育て支援拠点事業を利用している就学前の子どもを持つ夫婦9組（18名）を対象として、X年5月～X年8月（隔週実施、5組）、X+1年6月～X+1年8月（毎週実施、4組）の2クールを実施した。

4) 分析方法

公表の同意が得られた8組の夫婦（16名）から得られたデータを分析対象とした。プログラムの実施前後におけるアンケート（アウトカム指標）への回答を統計的に分析する。また、セッション中のエピソードを事例的に検討する。これら2つの方法を総合的に検討することによって、プログラム開発において作成したプログラム理論の中の一つであるインパクト理論の妥当性を検討する。とりわけ、理論的に提示した「親密性を基盤とした夫婦関係モデル」をプログラムに参加することによって学べているのかどうかを検討する。

分析するアウトカム指標は、「愛着の知識評価尺度」と「愛着コミュニケーショントレーニング評価尺度」と「夫婦間の安全基地行動評価尺度」と「子育てユニット形成尺度」である。これらの尺度は、開発したプログラムの有効性を検討するために新たに開発した尺度である。また、「育児不安スクリーニング尺度」（吉田ら1999）も使用した。

また、事例的に検討するセッションは、「第2回」（粘土造形法）と「第3回」（愛着コミュニケーショントレーニング）である。これらのセッションは、「親密性を基盤とした夫婦関係モデル」を学ぶのに最も適したセッションであると考えられる。

3. 倫理的配慮

日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の承認を得て実施した。事前に、研究への説明を文書と口頭にて行い、参加に際しては任意であり、途中で辞退することも可能で、プライバシー等の個人情報を守り、公表に際しては個人が特定されないようにするといったことを説明し、同意を得た。

4. 研究結果

1) 対象者の属性

夫（n=8）の平均年齢は、36.5歳で、年齢の範囲は20代から40代であり、妻（n=8）の平均年齢は31.8歳で、年齢範囲は20代から40代である。

第1子が3か月から4歳までであった。子どもの数が2人なのが1組であった。すべて子どもと夫婦からなる世帯である。夫は、一人のみ求職中で、残りは常勤雇用されている。妻は、専業主婦が4名で、常勤雇用されているのは4名であり、この4名とも育児休業中であった。教育歴は、専門学校・短大卒以上が75.0%と比較的高学歴層であった。

2) プログラムへの参加状況

第1クールでは5組中2組が全会出席した(40%)。また、第2クールでは4組中2組が全会出席した(50%)。継続参加ができなかった主な理由は、セッションが別の用事と重なっていたことであった。また、中断となったケースは、2ケースであった。第1クールと第2クールを合わせて、全会出席できたのは9組中4組であった(44.4%)。

3) 分析結果1(アウトカム指標)

アウトカム指標について、プログラムの実施前と実施後の得点の差を比較した。「愛着の知識評価尺度」の得点は、夫と妻の両方で得点は有意に上がっていた(夫:t(8)=4.97, p<.01, 妻:t(8)=4.12, p<.01, 全体:t(16)=6.06, p<.01)。また、「夫婦間の安全基地行動評定尺度」の下位因子である「夫婦間の安全基地行動得点」と「夫婦間のFR行動得点」と分けて分析したところ、「夫婦間の安全基地行動得点」だけに有意な傾向が認められた(t(16)=-1.99, p<.10)。さらに、「夫婦間の安全基地行動得点」を、夫と妻に分けて分析した結果、妻のみ有意な傾向が認められた(t(8)=, p<.10)。一方、「夫婦間のFR行動得点」は、視覚的確認では実施後に少し下がっているかのように見えたが、有意差は認められなかった。さらに、「愛着コミュニケーショントレーニング評定尺度」の得点は、視覚的確認では、参加者の得点は上がっていることが確認できたが、統計的な有意差は認められなかった。「子育てユニット形成尺度」の下位因子の「パートナーとの土台作り」、「パートナーへのサポート形成」、「パートナーへのサポート要請」ごとに分析したが、「パートナーへのサポート要請」得点のみ有意な傾向が認められた(全体:t(16)=-1.76, p<.10)。

また、「育児不安スクリーニング尺度」の分析結果では統計的な有意差が認められなかった。しかし、育児不安の得点が極度に高く、何らかの支援が必要だと推察される参加者2名(妻)の得点は、実施後に平均的な得点に下がっていた。

4) 分析結果2(事例的検討)

「粘土造形法」を行ったセッションの記録からは、以下のような発言が見られた。

「楽しくてうれしい体験」

- ・「実際やってみたら、純粋に楽しめましたね。面白かったです」(B夫)
- ・「実現が難しいものでもなくて、そういう日常で普通にできることが自分にとっての幸せなんだなって感じてうれしかった」(B妻)

「夫婦で行うことで気がついたこと」

- ・「二人で同じものを作る機会っていうのはやっぱり、子どももいて、“できてたかな?”って」(C夫)
- ・「“いいのかなこれで?”って思いながら過ごすことが多くて、「もう少し家に帰って聞いてみようと思いました」(C妻)

「思い出が支えになる」

- ・「思い出とかすごい振り返ってきて」(D夫)
- ・「一緒にはしてるけど、二人でやるってことはあまりなかった」(D妻)

「子どもが開いてくれる世界」

- ・「今まで二人でやってたことを、三人四人でやろう」、「遊園地にしても子どもに連れて行ってもらえるみたい」(E夫)
- ・「夏に海に行きたいねって、子どもは泳げるのかなって。昨日とか話してて」(E妻)

当日の発表では、以上の結果を総合的に考察し、インパクト理論の妥当性について結論を述べる。

5. 引用文献

Peter, Rossi, H., Lipsey, M. W., and Freeman, H. E. (2004) *Evaluation: A Systematic Approach*, 7th Ed., Sage Publications.

(=大島巖・平岡公一・森俊夫・元永拓郎監訳『プログラム評価の理論と方法』日本評論社。)

宇野耕司(2013)「夫婦を対象とした予防的心理教育プログラムの開発評価：子育てユニット形成促進過程の分析」日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科平成24年度博士論文。

吉田弘道・山中龍宏・巷野悟郎・ほか(1999)「育児不安スクリーニング尺度の作成に関する研究：1・2か月の母親用試作モデルの検討」『小児保健研究』58(6), 697-704.

研究報告部門

保育所保育士における「保護者に対する支援」の現状と課題

東洋大学大学院博士後期課程1年 橘田 康世 (8329)

〔キーワード〕 保育士、保護者支援、ソーシャルワーク

1. 研究目的

今日、少子高齢化の進展や核家族化などの家族形態・機能の変化を背景として、子どもや家族を取り巻く環境が変化している。厚生労働省の調査結果によると児童相談所での児童虐待相談件数は2012年の速報値が59,862件となり、過去最多を更新したことが明らかとなり、親の養育力の低下が子育てにおける今日的課題となっている。このような課題を解決するために、2003年には保育士の国家資格化、2008年には保育所保育指針の改定がされ、「告示」として公布された。新指針では、保育士業務に、保護者支援が規定されたことによって、保育所は、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域における子育て支援に貢献する役割を担うことになった。以上の視点に着目し、保育士はどのように意識しながら「保護者に対する支援」を行っているのか、その現状を探り、「保護者に対する支援」の課題を見出し、保育の実践につなげていくことを目的として研究を行った。

2. 研究の視点および方法

保育士は、個々の保護者の背景にある複雑な家庭環境や心理状態を保育の念頭に置き、保育士としての専門性を生かして、日々の保育の中で保護者支援を行っているが、鈴木・横川（2009：13）は、「社会における価値化の多様化や保護者対応の難しさによる現場サイドの困惑が伝えられる」と指摘している。保護者支援を行う際、土田（2010：26）は「保育所でのソーシャルワーク支援の実施については、子どもの権利の最優先という価値と理念の共有のもと、施設長がソーシャルワーク支援を、保育士がケアワークをという役割分担として実施する可能性について言及しておきたい」と述べているが、「実際に『意識通りの支援が実施されているか』は確認できない。再調査が必要であろう」と研究課題を示唆している。以上の論点を研究の視点とし、実際に保育実践を行っている保育士の語りのデータを分析し、ソーシャルワークの必要性を確認していくことが重要であると考えた。

以上の点を研究動機とし、「保育所保育士における『保護者に対する支援』の現状と課題」という研究課題について検討し、本研究目的から「保育士における『保護者に対する支援』とは、『子どもの最善の利益を保障する支援』であるとともに、子どもの所属する家庭を支援するものであり、それを達成するにはソーシャルワークのスキルを援用することが有効な支援となる」という仮説を見出した。研究仮説を検討し、課題を明らかにするために保育所の保育士に対して半構造化面接によるインタビュー調査を実施した。

調査分析の方法は保育士の語りから得たデータに密着し、「保護者に対する支援」を行うための方法や意識を抽出、分析し、その解釈した意味を適切に表現する言葉は何か、記述データにおける意味の確認を行いながら、概念を生成し、検討を行った。さらに文脈を考慮しながらデータが語り示す意味を解釈し、意味が類似した語りを分析、分類、統合することで概念を生成した。

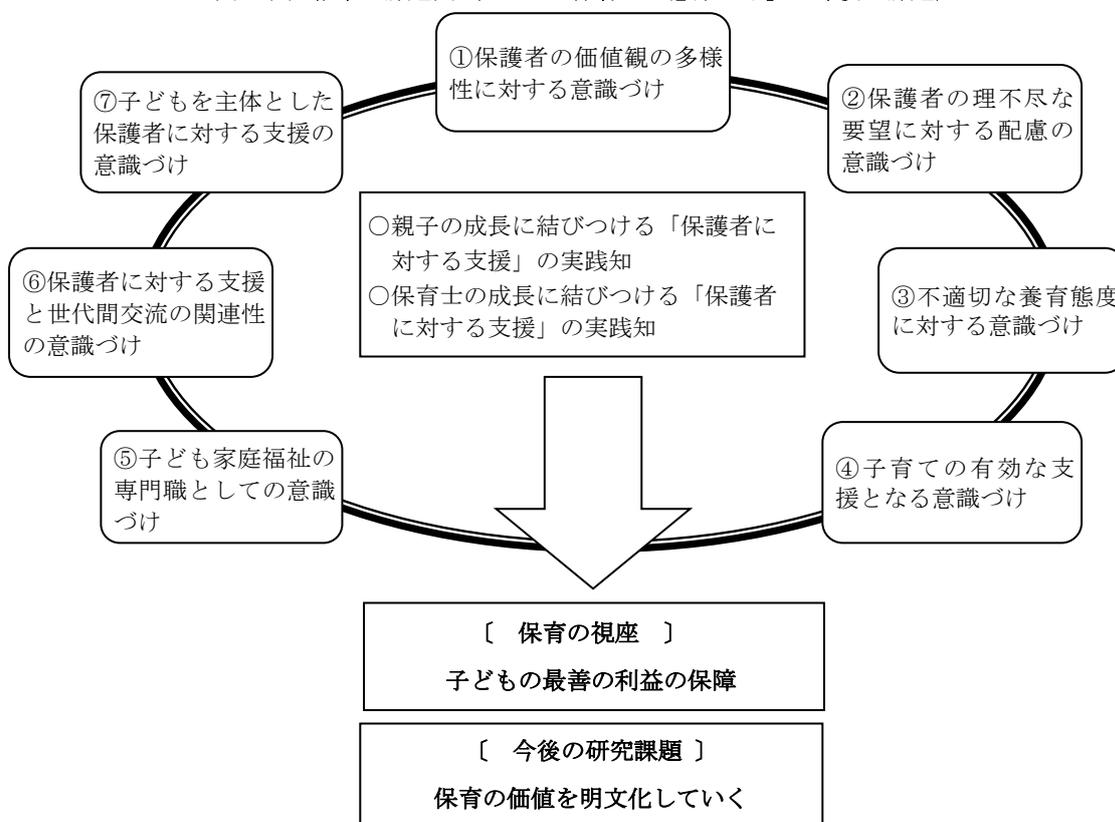
3. 倫理的配慮

東洋大学大学院倫理審査委員会において、承認を得、2011年6月末から同年9月までの期間に本調査を行った。調査対象者に対しては、研究ならびに調査の趣旨について十分な説明を行い、納得、同意の上で協力を得た。

4. 研究結果

保育士 11 名にインタビュー調査を行い、その内容を分析した。その結果、7つの「保育士の意識づけ」というカテゴリーが生成された。図に7つの「保育士の意識づけ」と今後の課題を示す。7つの保育士の意識づけは互いに影響しあっていた。さらに保育士が7つの意識づけを行うことによって、「親子の成長に結びつける実践知」「保育士の成長に結びつける実践知」は連動していることが確認され、「保護者に対する支援」の実践知となることが明らかとなった。この実践知はソーシャルワークのスキルと近縁関係にあり、保育士は「保護者に対する支援」を行う際、「親子が成長していくプロセス」に向けて保護者の多様な価値観を受け入れ、ソーシャルワークのスキルを援用していることが確認された。保育士の福祉専門職としての根幹となる視座は「子どもの最善の利益の保障」であり、そのための保育の実践知とは何か。すなわち、「保育の価値」を問うべき実践知を明文化していくことが保育の質の保障であり、今後の研究課題である。

図：研究結果・課題図（7つの「保育士の意識づけ」と今後の課題）



本研究において、保育士は子どもの望ましい人格形成と成長発達を促し、親子を成長へと導く福祉専門職であることが確認できた。「保護者に対する支援」を行う際、「保育の価値」の再検討が必要不可欠であるという課題が得られたことを今後の展望とし、保育の実践に活かせる研究活動を続けていきたい。

5. 文献

鈴木敏彦・横川剛毅（2009）「保育士の業務実践におけるソーシャルワーク機能に関する基礎研究—保育所保育士の保護者支援を中心に」『和泉短期大学研究紀要』30, 1—15.

土田美世子（2010）「保育所におけるソーシャルワーク支援の可能性—保育所へのアンケート調査からの考察」15

第8会場（第8分科会）場所 271教室

9:00～9:50

- ① 【研究報告部門】子育て課題を持つ母親の役割をめぐる保育士支援—Z保育所における保育士と母親へのインタビュー調査から—

植草学園大学／東洋大学大学院博士後期課程3年

小川 晶

9:50～10:15

- ② 【萌芽的研究報告部門】0歳児保育を利用する母親の就労と子育てに関する研究
～待機児童のいないA市における実態調査を手がかりとして～

東洋大学大学院前期課程2年
東洋大学

樋口和子
森田明美

10:15～10:40

- ③ 【実践報告部門】震災におけるこころのケア活動—医療機関のソーシャルワーカーの活動から—

東京女子医科大学病院／大正大学大学院

小野賢一

■座長：金子恵美氏

■コメンテータ：西郷泰之氏

研究報告部門

子育て課題を持つ母親の役割をめぐる保育士支援 — Z 保育所における保育士と母親へのインタビュー調査から —

○ 植草学園大学/東洋大学大学院博士後期課程3年 小川 晶 (008049)

キーワード：保育士支援・子育て課題・母親の役割

1. 研究目的と意義

1.1 目的

本研究の目的は、「困難性の高い」子育て課題を持つ母親に対して、母親の役割に着目しながら、保育士の支援が母親の子育て課題をどのように効果的に改善するかということを明らかにすることである。

1.2 意義

本研究では、保育士と母親とに個別にインタビューを行いマッチングさせて分析し、母親の変容プロセスと保育士の支援とが、どう影響しているかということを示す試みをした。このことは、母親支援の方法を確立することが十分でないまま、多様で困難度の高い子育て課題を持つ母親を支援することが求められている保育現場において、有効な母親支援を実践する方法を示唆するものとして意義があると考えられる。

一方で、本調査インタビューの母親は、Z 保育所や保育士に対して信頼を抱いている者に限定されたわけであるが、このことは調査上の限界でもあり、対象が限定的であるという点において本研究の限界でもある。しかし、支援の客体がその支援者に対して信頼を寄せているということは、支援に対して満足度の高い評価が得られていることであると考えられる。支援の客体から一定の評価を得られている支援を対象にすることは、利用者主体の支援のあり方を検討する方法として意義があると考えられる。

2. 研究の方法

2.1 調査方法

母親と保育士に対して、個別に半構造化インタビューを実施した。インタビューの母親は Z 保育所の在園児の母親で子育て課題を持つ。同じくインタビューの保育士とは 1～2 年前からクラス担任や担当制での担当保育士とその母親という関係を持つ。インタビューについての詳細は当日配布する。

2.2 分析方法

母親の変容プロセスと保育士の母親支援プロセスを関連付けて明らかにするために、「複線径路・等至性モデル (TEM)」（サトウ 2009）¹を用いた。分析に際して、森田（2011）²を参考に、母親の持つ役割を、「母としての母親」、「妻としての母親」、「子としての母親」、「個人的な母親」、「社会的関係での母親」、の 5 つに分類した。

分析手順については、当日配布する。

3. 倫理的配慮

調査協力者へは確実に説明を行い文書での同意を得た後に協力者への心身の影響に配慮してインタビューを実施した。また、情報の扱いには十分に注意を払い、匿名化のもと分析をすすめた。

なお、本研究実施に際しては東洋大学倫理規定にのっとり必要な手続きを行い、東洋大学倫理委員会の審査のもと承認を得た。

4. 結果と考察

4.1 分析結果

保育士は母親支援する際、「母としての母親」、「妻としての母親」、「子としての母親」、「個人的な母親」、「社会的

関係での母親」という母親の 5 つの役割にかかわっていることが分かった。また、担任保育士と所長保育士や主任保育士が 5 つの役割での母親に分担しながら重層的に関係構築してかかわっていることが分かった (Table 3)。

母親の家族的役割と保育士の支援の関係を図式化したもの (Figure 1) と、母親の変容と支援プロセスを示した TEM 図 (Figure 2)、上記 Table 3 については、当日配布する。

4.2 考察

担任保育士と所長保育士とでは、母親のかかわり方に差異がある。これは母親の自己開示がかかわる相手によって異なっているからである。担任保育士と母親は、子どもの担任と母親という一定の社会的関係であり、この社会的関係を保つことも母親にとっては保育所が心地よい環境であるための条件なのではないか。しかし一方で、「子としての母親」は所長保育士や主任保育士と密接に関係構築しており、その関係性は母親にとって「お母さん」のようで心地よく、「子としての母親」は担任保育士との社会的関係ではかかわることができない側面であると言える。担任保育士と所長保育士や主任保育士が分担して関係構築することで、母親を総合的に捉えることが可能となり、母親にとって支援者のかかわりが心地よいものとなるのではないか。

また、有効な支援は母親の変容の支えとなっている一方、一般的なアドバイスは母としての社会的方向付けにはなっていないが調査対象の母親の変容は促していない。母親らは一般的なアドバイスへの嫌悪感を語っていることから、むしろ逆に育児不安をもたらす場合もあると考えられる。また、子育てにかかわる母親の考え方が変容する時点があるが、それは「母としての母親」以外の役割において母親の安定や充実感が向上することでもたらされていることが分かった。

5. 総合考察

保育士は有効な母親支援をするために、母親を子どもの母としてだけでなく、母親のその他の役割を含めて総合的にかかわることが必要である。本研究で、特に「子としての母親」にかかわることが有効であったのは、困難性の高い子育て課題を持つ母親の場合、母親自身の「子として」の家族的な課題が潜んでいるからであると考えられる。母親の原家族との関係性での改善されていない課題が、母として子どもと向き合った時に「子どもがかわいくない」「子どもとどうかかわれば良いか分からない」といった子育て不安を生じさせ、子育て課題となっているのであろう。子どもや子育てに関する課題への対応にとらわれることなく、母親を総合的に捉えて母親の役割の一つひとつにかかわることが、結果的には子育て課題の改善につながると考える。

また、母親の状態を、母親との関係性の変容から読み取って支援を検討し、「子どものために」が受け入れられる状態であるか否か、子どものために「できそうな気がする」状態であるか否かなどの判断が求められる。母親の状態に合わない支援は有効ではなく、むしろ育児不安や育児ストレスを招く要因になりかねない。母親が保育士の助言や提案を採用しなければ、それは支援にはならない。母親が子どもにとって良い方法を自ら選択するような状態に母親をサポートすることが有効な母親支援となるのではないだろうか。

さらに、子育ての肯定感をも高めるような母親の安定は、母親が「母として」以外の役割において自信を持ったり充実したりすることでもたらされるのであるから、母親の役割に対して適切に関係構築して、母親にとって心地よい関係性を継続することが必要である。母親の役割ごとで関係の心地よさが異なるのであるならば、それに対応して担任保育士や所長保育士、主任保育士らが分担し、連携して母親の役割にかかわっていくことが、母親支援を有効にすすめる方法であると考えられる。

引用文献

ⁱ サトウタツヤ編 2009 『TEMではじめる質的研究—時間とプロセスを扱う研究を目指して』 誠信書房

ⁱⁱ 森田明美 2011 『八千代市母子世帯の子育て調査報告書』 東洋大学福祉社会開発研究センター

萌芽的研究報告部門

0歳児保育を利用する母親の就労と子育てに関する研究 ～待機児童のいないA市における実態調査を手がかりとして～

東洋大学大学院博士前期課程2年 樋口 和子

東洋大学 森田 明美 (646)

[キーワード]0歳児保育、母親の就労、子育て

1. 研究目的

利用者の状況が保育所入所に反映される「待機児童のいない地域」において、0歳児保育を利用する母親の就労と子育ての両立、および支援の状況について明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

1) 研究の視点：筆者は保育園に35年間携わってきた。近年、0歳児保育を利用する母親が、子どもに対する言葉かけが少なく、淡々としている姿をよく目にする。そこで、母親の就労と子育ての両立をどのように行っているのか、また、保育園は今後どのような支援をしていけるのかについて考えた。なお、本研究における0歳児保育の子どもは生後2か月から12か月とする。2) 調査対象者：群馬県にあるA市の私立保育園に0歳児入所させた母親258名3) 調査期間：平成24年10月10日～10月26日4) 調査票の構成：基本属性、入所前の状況、入所理由、就労状況と育児休業利用状況、家族の支援、保育園の支援、育児の感情、自由記述5) 分析方法：対象者の入所時の状況から、慣らし保育(就労日の1か月前から入園できる)を含め11か月入所及び12か月入所の、育児休業満了の母親を「満了群」、生後10か月以前入所の育児休業未取得、育児休業前倒しの母親を「前倒し群」、産前産後の職場が違っていたり、入園時に就労していない母親を「転職・求職群」の3群に分けて集計し、特徴をとらえた。なお、分析には統計ソフトSPSSを使用した。

3. 倫理的配慮

本調査研究は、東洋大学研究等倫理審査委員会に「人を対象とした研究等倫理審査申請書」の承認後実施した。

4. 研究結果

まず、3群の内訳は、「満了群」は112人(44.6%)、「前倒し群」は91人(36.3%)、「転職・求職群」は48人(19.1%)であり、育児休業を満了せずに早期に復職する母親が約4割近くいることが明らかとなった。次に、3群別の就労と子育ての状況をみると、「満了群」は、「育児休業が切れるから」という理由での入所が大多数であり、半数以上が第1子出産、父母の支援が最も多かった。「前倒し群」は、「仕事を休めない」、「早く仕事に戻りたい」という理由での入所が特徴的であった。さらに、約4割の母親が育児休業を早期に切り上げて復職することに満足していることから、仕事に対する責任感と積極性を持っていることが分かる。「転職・求職群」は、「気分転換したいから」、「社会とつながりたいから」という理由での入所が特徴的で、複数の子を持つ母親が約8割以上であった。また、臨時的雇用形態が中心であり、最も経済状況が悪かった。さらに、父母の支援は最も少なく、夫の支援のみに支えられており、大変苦しい状況であることが窺える。以上のことから、子育てに関しては未熟な「満了群」は父母に支えられ、また、子育てに慣れ、複数の子どもをもつ「転職・求職群」は夫に支えられることで、就労と子育てを両立していることが明らかとなった。そして、「前倒し群」は家族の支援を上手に取り入れながら、積極的に仕事に取り組むことで、就労と子育てを両立していた。また、A市のように待機児童がいないために、就労せずとも入所できることは「転職・求職群」の就労を支え、入所時期を母親が主体的に選択できることは、「前倒し群」の就労意欲の維持や向上を支えていると考えられる。このことから、待機児童を減少させ、保育整備を充実させることが重要といえ、母親の主体的選択を尊重することが、就労と子育て双方にとって望ましく、母親の前向きな生き方を進めていることが明らかとなった。(詳細データは当日の資料配布とする。)

実践報告部門

震災におけるこころのケア活動 ー医療機関のソーシャルワーカーの活動からー

東京女子医科大学病院 大正大学大学院 小野 賢一

大正大学 山田知子(00641)

[キーワード] 震災支援、こころのケア、専門性

1. 研究目的

1995年に発生した阪神淡路大震災では、震災にともなう支援の在り方についてさまざまな課題が提示された。そのひとつに、大規模震災における「こころのケア」への取り組みということが挙げられる。この「こころのケア」は、被災地における精神科医療機関が機能しないために発生した精神科医療ニーズのある人への医療の提供を目的としている。本報告では、この「こころのケア」にチームとして参加している医療機関のソーシャルワーカー（以下：SW）の活動を通して、大規模震災におけるSWが果たす活動の意義を明らかにし、どのようなニーズや課題があるのかということについて考察する。

2. 研究の視点および方法

大規模震災におけるSWの活動の意義を明確にするという視点から、被災県から要請を受け、派遣部隊の一員として「こころのケア」活動を行ったものとして活動実践を報告する。

3. 倫理的配慮

本発表では個人情報を取り扱うことはしない。関連情報、プライバシーの保護には十分留意する。

4. 研究結果

東日本大震災における「こころのケア」活動は、派遣地域も複数地あったこともあり、医師、看護師・臨床心理士・SWのいずれかが同行しペアで行った。震災直後の活動では、医師・看護師のニーズが高く、被災により負傷した重症者への直接的な治療の提供を精神科などの領域問わない要望が多かった。その後は、地域の医療が機能していない状況の中で元々の医療ニーズのある人への対応や急性ストレス反応、喪失による抑うつ状態の人のアセスメントと、後続チームへの引継ぎなどが主となった。SWの活動は、派遣地域の行政機関（役所や保健所など）への訪問、他医療機関から派遣されているチームの活動状況の把握、他チームとの現状活動の情報交換の場としてのカンファレンスの定例化の検討などである。地元の医療機関へ出向き、現在の医療の稼働状況など実態の把握、避難所における活動にあたり、身体的治療を行う医療チームとの協働カンファレンスの場の設定、看護師や保健師、介護職などさまざまなボランティアが派遣される中での医療ニーズや見守りなどが必要な人への継続的な支援が行われるためのミーティングの場の設定など環境の調整を行う活動がメインである。特に避難所においては、多数の医療専門職が支援活動を行っており、その支援活動部隊も順次交代をしていくので、避難所での生活を余儀なくされている人への継続した支援が行えないという問題がうかびあがったが、こうした環境を他職種専門性も理解し、幅広いチームとしての活動の継続性を持たせることがSWの専門的な機能であり、重要なニーズではないかと思われる。震災における「こころのケア」活動におけるSWの活動は、直接的なケアだけでなく、地域行政機関との情報交換、他医療機関との活動範囲や内容の情報交換と具体的展開の方法、避難所での相談環境の整備、避難場所での他職種との連携のためのコーディネート、地元の医療機関とのニーズの把握や被災者の支援の在り方の検討など、多岐にわたる。これはSWが直接的な相談機能だけでなく、被災地の医療状況や行政をはじめ、今までの「暮らし方」に注目しながら、各関係機関とのネットワークを構築していくなど、仲介機能や社会開発機能を有する専門職であることを意味している。このような活動によるソーシャルサポートの構築が「こころのケア」へとつながるものであると考えられる。

第9会場（第9分科会）場所 273教室

9:00～9:50

- ① 【研究報告部門】健全育成における保護と予防機能に関する分析
－1970年代の母親クラブ役割をてがかりにして－

東洋大学大学院博士後期課程3年／新潟県立大学 植木信一

9:50～10:40

- ② 【研究報告部門】被害者保護からサバイバー支援への転換－米国・ロサンゼルス
地域の人身取引問題に対する取り組み－

日本学術振興会特別研究員 佐々木綾子

10:40～11:05

- ③ 【萌芽的研究報告部門】住居不安定をともなう生活困窮者に対する住まい支援の課題
－地域社会の包摂に向けて－

首都大学東京

小田川華子

■座長：菱沼幹男氏

■コメンテータ：月田みづえ氏

健全育成における保護と予防機能に関する分析

—1970年代の母親クラブ役割をてがかりにして—

東洋大学大学院博士後期課程3年/新潟県立大学 植木 信一 (2922)

[キーワード] 保護機能 予防機能 家庭役割の補完

1. 研究目的

これまでの研究(植木 2011a, 2011b)においては、母親クラブの役割について考察してきた。1948(昭和23)年の制度発足時に「地域の児童文化向上の担い手」役割であったものが、その後変容し、1973(昭和48)年の母親クラブに対する国庫補助制度導入によって、子育て中の母親を教育の対象とした「母親教育の強化」と、子どもの健全育成に携わる母親を量的・質的に強化することを目的とした「地域活動の担い手の強化」という二面性を有していることがわかった(植木 2011a)。

さらに、1994(平成6)年以降、母親クラブは減少傾向に転じながらも、母親クラブメンバーによって地域活動の担い手意識が保持されている実態を明らかにした(植木 2011b)。

一方で、児童館は、1963(昭和38)年の児童館国庫補助制度の創設によって、その拡充が期待され、その後の1973(昭和48)年の母親クラブに対する国庫補助制度導入時においては、児童館を母親クラブの活動拠点と位置付け有機的に連携することが明確に規定された。つまり、1970年代における日本の健全育成を進めるために、児童館の拡充と同時に、母親クラブの役割を変容させ育成する必要性があったと考えられる。

したがって、このような1970年代における母親クラブの役割に焦点をあてることによって、日本の健全育成のはたす機能の特徴を明らかにすることを研究の目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、1970年代の健全育成施策について、児童館を母親クラブの活動拠点として明確に位置付けることによって、母親クラブの普及が開始された時期であることに着目した。

そこで、1970年代の児童館と母親クラブの関係性について検証するために、1960年代から1970年代の健全育成に直接かわっていた関係者へのインタビュー調査を実施した。インタビュー対象の(A)～(C)においては、それぞれ立場を異にしながらも、同時期に健全育成をすすめていた関連性が認められたため、分析のための言説をとるために適切であると判断した。

(A) 元厚生省健全育成施策担当官 A氏(2012年6月8日実施)・・・1970年代の健全育成施策の担当者

(B) 元D県E市児童館長 B氏(2012年8月16日実施)・・・児童館や母親クラブの国庫補助陳情活動を主導

(C) 元全国母親クラブ連絡協議会初代副会長 C氏(2012年8月16日実施)・・・上記E市児童館の母親クラブ活動を展開

あらかじめインタビュー項目を設定したうえで半構造化面接による調査とした。インタビューは、一人あたり約90分に行われ、おおむね以下の項目に沿って進めた。①1960年代～1970年代において児童館および母親クラブのはたした役割について、②児童館を母親クラブの活動拠点としたことの意味について、③母親クラブの役割の変容について。これらのインタビューガイドをもとに進め、日本の健全育成の推進と母親クラブの役割との関連について、どのような意味があったのかを質的に分析するためのコーディングを実施した。抽出されたコード(『 』で示す)をもとにカテゴリーをまとめ構造化した。

3. 倫理的配慮

インタビュー調査においては、研究計画についての説明を実施したうえで、書面による同意書を得た。また、あらかじめ所属の新潟県立大学倫理委員会に研究計画書の審査を申請し、承認の判定(2012年2月13日)を得て実施した。

4. 研究結果

日本の健全育成が、予防機能(カテゴリー1)と保護機能(カテゴリー2)を保持するために、家庭役割の補完と代替機能をはたすことによって健全育成とする考え方(カテゴリー3)を支持し推進する機能として変容する特徴を確認した。1960年代から1970年代にかけての健全育成を具現化するために、児童館を国庫補助制度によって増加させる方策がとられたが、そのためには、健全育成を一般児童対策としての「予防機能」のみならず、留守家庭児童対策としての「保護機能」を有するものとして位置付けなければならなかったのである。

(カテゴリー1) 予防機能として健全育成

コード	データ (インタビュー内容の一部)
児童文化向上の担い手	A: 母親クラブは、地域の児童文化向上の担い手として、古くからの組織として存在していたが、国庫補助以前は飛躍的には増加しなかった。 B: 母親クラブは、児童館になる前は、へき地保育所の父母の会として存在していた。 C: 母親クラブ国庫補助制度以前は、児童館のお手伝い程度の意識でしかなかった。
一般児童対策としての予防機能	A: 児童館に対して国庫補助を付ける場合に、一般児童の健全育成では難しかった。 A: 児童館で母親クラブを育成することで、一般児童対策としての予防機能の展開が期待された。

(カテゴリー2) 保護機能としての健全育成

コード	データ (インタビュー内容の一部)
留守家庭児童対策としての保護機能	A: 児童館の普及が進んでいなかったことと、留守家庭児童対策が必要な時代背景であった。 B: 児童館に国庫補助が付くことによる児童の保護機能 (放課後児童クラブ) に、現場としても関心を示す。 C: 児童館で実施する放課後児童クラブの保護者会が、母親クラブとして国庫補助以前から活動。
児童館の普及	A: 健全育成施策としては、留守家庭児童対策を児童館で実施することを想定することで、児童館の普及を考えていた。 A: 児童館は、実質的に児童の保護機能 (放課後児童クラブ) を有し、それは、児童館の国庫補助制度成立時の重要な条件となった。 B: 認可外保育施設 (へき地保育所) を保育所に転換するには条件が高すぎるため、児童館に転換することを決意し、国への陳情活動を開始した。

(カテゴリー3) 家庭役割の補完や代替機能としての健全育成

コード	データ (インタビュー内容の一部)
家庭役割の補完	A: 母親クラブと児童館が連携することで、家庭機能の補完をすすめる健全育成の発想があった。 A: 児童館において児童の保護機能 (放課後児童クラブ) を利用する母親たちであっても、母親クラブに参加できる下地があった。 C: 補助要件にある具体的な活動項目があることで、地域家庭に対する母親クラブの実施すべき内容がはっきりして、活動が表に見えるようになってきた。
母親クラブ機能の継続	A: 児童館と母親クラブ両方の国庫補助制度がセットになることで、児童館の増設に効果的だった。 C: 母親クラブの県・市連絡協議会組織によってリーダーが育ち、家庭役割の補完としての機能が継続されるしくみになっていた。

児童館は、『一般児童対策としての予防機能』をはたす健全育成として位置付けられていたものが、児童館の国庫補助の成立にともない、『留守家庭児童対策としての保護機能』をも有しなければならなかった。結果的に、それまで進まなかった『児童館の普及』は実現するが、一方で、『一般児童対策としての予防機能』をはたすための健全育成は十分に進展しなかった。

そのような変遷にともない、健全育成が、『留守家庭児童対策としての保護機能』を含みながら、本来はたすべき『一般児童対策としての予防機能』をも展開させなければならぬ機能的必然性から、児童館を活動拠点とする『母親クラブ機能の継続』を保持することで、「保護機能」を含みながらも「予防機能」を推進することが可能な健全育成の枠組みが成立した。

つまり、母親クラブは、児童館を活動拠点とすることで、児童館を「保護機能」として利用していた放課後児童クラブに所属する子どもや母親を対象としながらも、同時に、児童館による「予防機能」の対象となる地域のすべての児童の健全育成をも保持するためのマンパワーとして位置付けられた。母親クラブのもつ『家庭役割の補完』機能、すなわち母親教育の強化と地域活動の担い手の強化という二面性が機能することによって、健全育成における「保護機能」と「予防機能」のバランスを両立させ、日本の健全育成の枠組みを保つ役割をはたしたのである。

したがって、日本の健全育成は、児童館の普及によって一般児童対策がはたされたのではなく、むしろ、一般児童対策を十分に展開させるために、児童館に母親クラブを取り込むことによって、留守家庭児童を含む地域のすべての家庭を対象とすることを可能にする健全育成の実態が明らかになった。母親クラブの役割を地域で保持することによって、日本の健全育成が推進されていくことになるのである。

(文献) 植木信一 (2011a) 「母親クラブへの国庫補助制度導入の影響」『社会福祉学評論』10,

植木信一 (2011b) 「地域における母親クラブの役割の変化」『日本社会福祉学会第59回秋季大会報告要旨集』。

研究報告部門

被害者保護からサバイバー支援への転換

—米国・ロサンゼルス地域の人身取引問題に対する取り組み—

日本学術振興会特別研究員 佐々木綾子 (6002)

キーワード：人身取引 サバイバー支援 協働力

1. 研究目的

本研究では、2000年人身取引被害者保護法（Trafficking Victims Protection Act of 2000, 以下 TVPA）成立以前の1995年に、米国・ロサンゼルス（L.A.）近郊のエルモンテで発覚した人身取引事件（以下、エルモンテケース）を契機として活発化したL.A.地域での人身取引問題への取り組みの歴史を振り返り、連邦との関係を踏まえつつL.A.地域の現取り組みの特徴を明らかにする。

2. 研究の視点および方法

これまでの人身取引に関する主要な研究は、国際組織犯罪、女性に対する暴力、移民政策といった国家レベルでの対策に焦点を当てて進められてきた。だが、外国人被害者の9割が母国への帰国を希望しない米国では、人身取引は国家の安全を脅かす犯罪であると同時に、地域での被害予防（需要への対応）、被害の早期発見、被害者の生活再建支援をめぐる地域的な課題でもある。TVPAの成立から2011年9月までに、全米で約5,000名の被害者と被害者家族が特定のビザ（Tビザ）のもと米国で暮らし、永住権を認められた者も900名以上となった（U.S. Department of Justice, 2012:56-58）。また、2008年に人身売買の禁止に関する州法を制定したカリフォルニア（CA）州では、2010年度から2年間に州内9つの地域タスクフォースが認識した被害者約1,300人の72%が米国籍保持者であった（Harris, 2012:53）。2008年のTVPAの改正・再授權法であるTVPRAでは、司法省からの補助金枠を米国籍や永住権を持つ被害者の支援を行う団体にも広げ（U.S. Department of Justice, 2012:5）、被害者の国籍や滞在資格に拘わらず、一時保護ではなく中長期的支援を促しており、地域での啓発活動や社会資源の開発を積極的に後押ししている。

連邦犯罪である人身取引に対し、各地域の取り組みはどのように展開しているのか。文献、筆者の支援経験及び現支援者へのインタビュー調査をもとに、TVPA成立以前から人身取引に取り組んできたL.A.地域を取り上げ、その歴史を振り返るとともに、連邦との関係を踏まえつつ地域の現取り組みの特徴を明らかにする。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づき配慮を行った。インタビュー調査結果の公表は匿名を原則として同意を得たが、調査先の支援団体が実名で全米報道されていることを踏まえ、本稿の英文翻訳を支援団体に提示の上、承諾が得られた箇所については実名で公表する。

4. 研究結果

エルモンテケースの被害者72名のタイ人の保護に大きく貢献したThai Community Development Center (Thai CDC) は、問題解決に当たり、当時CA州内の縫製業関係の労働搾取問題に取り組んでいた市民団体と

協働し、ラテン系移民や中国系移民も交えてエスニシティを超えた連帯による労働運動や啓発活動にも力を注いだ。Thai CDC は 98 年、人身取引問題に特化した団体として Coalition to Abolish Slavery and Trafficking (CAST) の設立に関わる。L.A. 地域にはアジア系やラテン系の被害者が多く、エスニックコミュニティとの協働が盛んだが、拷問被害者を支援する団体、宗教団体等との協働やプロボノ弁護士の活用もなされている。連邦の補助金は主に司法省からと保健福祉省からの二つあるが、保健福祉省児童・家庭援護庁難民再定住局(ORR)からの補助金は、政府と契約した U.S. Committee for Refugees and Immigrant(USCRI)とのサブ契約を行った各支援団体に、毎月 1 人頭の規定金額で人数分が請求後に支給される。特定の連邦手続きを経た被害者は、難民と同等の連邦サービスの利用が郡を通して可能となり、就労もできる。CA 州では、州の財源によるサービスも提供しており、企業やモーター等の従業員、地域住民一般への啓発にも取り組んでいる (Harris, 2012:76-82)。

CAST は 99 年、全米初の L.A. 地域タスクフォース設立に貢献、2003 年にサバイバー顧問会議を開始、2004 年に司法省犯罪被害者庁の補助金を得て全米初の人身取引被害者専用シェルターを開設、2011 年には全米サバイバーネットワークを発足させた。開設当初のスタッフは既に一人も居らず、流動性も激しいが、現在は L.A. 地域のみならず全米の取組みを主導する役割を担う。CAST では、被害者の状態を衣食住や社会的・精神的健康、雇用・教育等 8 つの項目によって①危機②不安定③安定④安寧 safe⑤活況 Thriving の 5 段階で評価し、クライアントが自分で支援の終了を決定し、「卒業」後も心身が不安定な際に予約して相談できるクリニック制を採用する。また、すでに地域活動に根差した団体や人々とのネットワーク自体をアウトリーチの方法とし、人身取引への取組みを其々の活動と見合った形で再定義させ、「被害者保護」から「サバイバー支援」へと取組みの枠組みを転換させた。「サバイバー」という用語は肯定的意味と励ましの意図を持ち (末田・猿橋, 2008: 56)、DV や性犯罪、がん経験者等に使用されてきたが、サバイバーシップの持つ肯定的意味づけが過度に「被害者」に押し付けられた場合の負の影響を指摘する者もいる(Koyama, 2012)。その点 CAST の取組みは「被害者」に戻ることもできる流動性を含み、「支援者 vs 被支援者」といった二項対立的なものでも、「被害者→サバイバー」といった不可逆的なものでもない。人身取引問題を地域のあらゆるステークホルダーの関心と繋げ、エスニシティや性別等の枠組みに基づく資源だけでなく、その時の問題関心を共有するような人々の繋がりやネットワーク、流動的だが柔軟性をもつ多面的な協働力を活用した取組みが行われていることが明らかになった。

文 献

Harris, K. (2012) *The State of Human Trafficking in California*, California Department of Justice.

Koyama, E. (2012) *Reclaiming "victim": Exploring alternatives to the heteronormative "victim to survivor" discourse*, Nov. 22, 2011 (<http://eminism.org/blog/entry/291>, 2012.2.11).

末田清子・猿橋順子 (2008) 「ポジショニング理論からみたドメスティックバイオレンスサバイバー支援者のアイデンティティ: 支援の現場での学びから異文化コミュニケーション専門家へ提言できること」『異文化コミュニケーション』11, 53-71.

U.S. Department of Justice (2012) *Attorney General's Annual Report to Congress and Assessment of U.S. Government Activities to Combat Trafficking in Persons Fiscal Year 2011* .

萌芽的研究報告部門

住居不安定をともなう生活困窮者に対する住まい支援の課題

— 地域社会への包摂にむけて —

首都大学東京 小田川 華子 (3221)

〔キーワード〕 住居喪失者・住まい支援・制度化

1. **研究の目的**：本研究の目的は、住居不安定をともなう生活困窮者に対する、NPO および自治体による先駆的な住まいおよび地域生活支援の取り組み事例から、その課題を整理し、その継続、拡充のための制度化の必要性を指摘することである。

2. **研究の視点及び方法**：本研究において住居不安定をともなう生活困窮者とは、住居喪失者および宿泊所等の施設に起居する人々を指す。なかでもとりわけ困難な状態に置かれている住居喪失者に対する施策の変遷（2000年以降）および民間宿泊所の状況を振り返ったのち、住居不安定をともなう生活困窮者に対する NPO による住まいおよび地域生活支援について、その現状と課題を整理する。2013年1月に NPO 法人 Y に対して行った聞き取りおよび提供された資料に基づく。

3. **倫理的配慮**：NPO 法人 Y（以下 Y）には、研究の事例として取り上げる際、名称は明記しない旨、承諾を頂いている。

4. 研究結果

ホームレス自立支援法（2002年成立）によってシェルター（多くは相部屋共同生活型）付き就労支援が実施されるようになり、生活保護に頼らずに生活再建しようとする住居喪失者にとって大きな足がかりとなった。

生活困窮者の最後のよりどころである生活保護制度は 2000 年代始め頃まで、高齢の住居喪失者以外は受給させず、やむをえない場合は収容保護を原則とする差別的な運用がなされていた。2002 年、03 年に相次いで差別的運用を改善するよう通知が出され、徐々に生活保護は路上生活者にも開かれるようになったが、収容保護の慣行はなくなっていない。生活保護が住居喪失者にも適用されるようになった反面、保証人や緊急連絡先がない人々が入居できるアパートは少なく、第二種施設である無料低額宿泊所が増加する要因となったが、なかには悪質な業者がいることが問題となっている。

2008 年のリーマンショックを受けて、第 2 のセーフティネットとして住宅手当（総合福祉資金貸付併用）やチャレンジネット（住宅・生活資金貸付＋就労等相談）が実施されたが、低額所得者は返済能力がないとして利用できず、利用者数の減少により後者の貸付事業は 2 年で終了となった。これらは、施設ではなく一般住宅入居を支援したうえで就労等の支援を行うことから、ハウジングファースト施策の一種といえるが、対象となる層が極めて限定的であることが問題である。低所得者の住宅保障制度の本丸である公営住宅は減少傾向にあり、入居抽選は高倍率である。

全国的な施策を概観する限り、住居喪失者に対する住まい支援策は極めて手薄である。その結果、問題が指摘されいながら生活保護受給者が無料低額宿泊所を活用せざるを得ない状況になっている（2010 年 6 月現在、488 施設の入居者 14,964 人の 92% が生活保護受給者）。さらには、法的位置づけのない無届施設が増え、多くの生活保護受給者が入居している（2010 年 3 月現在、地方自治体が把握している 1,314 施設に 16,614 人）。この状況は、低所得者向けの住まいが決定的に不足していることを如実に表している。

住居不安定をともなう生活困窮者を地域社会に包摂していくにはまず、地域のなかの住居に入居し、住民登録をし、地域社会の成員であることを名実ともに確かなものにすることが第一歩である。アパート確保に際しての保証人と緊急連絡先問題を解消するためにケア付き保証人事業が全国各地の NPO によって実施されている。これを活用して生活保護受給者のアパート入居が進むようになったが、地域社会から再び転げ落ちないようにするには、地域移行した後の支援も不可欠だとし、路上生活者集住地域の自治体が NPO に委託する形で支援事業が行われている。また、Y は独自に支援拠点を設置し、訪問、憩いの場提供、総合相談、サービスコーディネート等の地域生活支援を行っているが、孤立の問題がある。別の NPO による支援住宅に入居する元路上生活の生活保護受給者に対する調査では孤独感が強いことが明らかにされている。

また、無料低額宿泊所や無届施設であっても、一般住宅あるいはグループホームのような形態の住まいを支援したうえで、就労支援やその他の生活支援を対象者の特性に合わせて提供する事業が展開されていることは注目すべき点である。Y は社会的入院患者の受け皿となるケア付き住宅、軽費老人ホーム、要介護高齢者を受け入れる宿泊所を運営しており、これらの入居者の前居所の 85% が病院をはじめとする各種施設である。施設退所時の住居喪失予防の観点から、支援付き住宅整備の必要性が指摘できる。現状では生活保護費からの利用料（ケア付き住宅）、一部行政からの人件費補助（要介護者宿泊所）で賄われているが、建物、設備の整備および人件費等に対する財政的支援を制度的に整えていくことが求められる。

第10会場（第10分科会）場所 276教室

9:00～9:50

- ① 【研究報告部門】1920年代の東京市における教育救済事業に関する歴史的研究
－関東大震災と震災復興事業を中心に－

東京学芸大学大学院修士課程2年
白梅学園大学
東京学芸大学

石井智也
石川衣紀
高橋 智

9:50～10:15

- ② 【萌芽的研究報告部門】精神保健福祉領域におけるリカバリー論の興隆に関する一
考察－わが国における障害受容論との比較に焦点を当てて－

筑波大学大学院博士前期課程2年
筑波大学

木原亜季
結城俊哉

10:15～10:40

- ③ 【萌芽的研究報告部門】自立生活センター介助サービス利用者・介助者間における
問題共有意識の検討－性をめぐる介助活動に焦点をあ
てて－

筑波大学大学院博士前期課程2年
筑波大学

北川 優
結城俊哉

10:40～11:05

- ④ 【萌芽的研究報告部門】若者自立支援型社会的企業Aへの調査に関する中間報告

横浜市北部児童相談所

宮竹孝弥

■座長：贄川信幸氏

■コメンテータ：坂本智代枝氏

研究報告部門

1920年代の東京市における教育救済事業に関する歴史的研究

—関東大震災と震災復興事業を中心に—

東京学芸大学大学院修士課程2年 石井智也

白梅学園大学 石川衣紀

東京学芸大学 高橋智 (001878)

[キーワード] 東京市、教育救済事業、関東大震災

1. 研究目的

2011年3月11日に発生した東日本大震災以降、被災地域の子どもの生活・学習上の困難が多様に顕在化し、未解決のままに推移している問題が数多い。例えば、度重なる避難や転校のために、学習に遅れが生じるだけでなく、人間関係が十分に構築できないなどの問題が指摘されているが、震災復興がほとんど進んでいない状況で、特別支援教育はどのような役割を担うべきであろうか。このような現代的課題を歴史的に考察するために、1923（大正12）年の関東大震災とその前後における東京市の教育救済事業に着目する。以下、その理由について言及していく。

関東大震災前の東京市は、第一次世界大戦後の失業問題を中心とする大規模な不況のために貧困層は膨張し、中産階級を含めた多様な人々の生活難が顕在化した。加えて貧民層の住むスラムは過密で上下水道を欠くために伝染病が蔓延し、また産業化・工業化による工場煤煙・廃棄物垂れ流しなどが深刻化し、都市問題が大きく顕在化していた。とりわけ、1918（大正7）年に生じた米騒動は都市下層・労働者による騒乱を促し、迅速なる治安維持政策としての社会政策の実施が求められた。こうした状況下で1920（大正9）年に東京市長に就任した後藤新平は、都市問題の改善のため、衛生、社会政策・社会事業、教育などの分野で近代化を進める計画を樹立する。

1923（大正12）年に関東大震災が生じた。東京の半分以上が焼失し、死者65339名、行方不明者34511名という多数の犠牲を出し、罹災者の多くは医療・食糧・住居を求めて徘徊せざるをえず、朝鮮人暴動に関するデモも生じ社会不安は一挙に高まった。多くの児童が帰るべき家を失い、学校も失った。東京市教育課は教育救済を実行するが、露天やバラック校舎などの不衛生な校舎での教授や二部教授・三部教授は学習の遅れや児童の健康状態をも悪化させる要因となり、一刻も早く十分な教育条件のもとでの教育がなされることが求められた。このように関東大震災下の社会混乱のために、児童の生活・学習上の困難が表面化するとともに、行政による積極的な介入が必要となり、東京市は復興事業を通して、教育の近代化を図り、その核に教育救済事業を据えるのである。震災直後から東京市長から内務大臣に就任した後藤は、いち早く復興事業に取り組む。こうした復興事業の一環として、東京市教育課も震災以前から推進してきた小学校教育改善事業を教育復興計画の中に取り込み、当時、東京市視学であった本田親二と藤岡真一郎が中心となって特別学級の迅速な復旧作業を行い、特別学級の組織化を目指した。

以上のように、東京市政は関東大震災の大打撃を受けたあとも、後藤新平による復興計画の一環として、教育救済事業を継続して学校教育の近代化に取り組んだ。とりわけ東京市における特別学級編制の促進は、震災下の貧困問題の深刻化や不良少年等の増加などの社会問題も踏まえて、児童の多様な学習・生活上の困難の解決をめざすものであった。本研究では1923年の関東大震災をメルクマールとして、その前後の東京市による教育救済事業の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

以上の研究の目的を達成するために、以下の6つの研究の視点を設定する。①1921（大正10）年に東京市長に就任し、震災後も復興事業を展開した後藤新平の都市政策に注目し、1920年代前後の都市問題をふまえながら、後藤が推進した都市教育政策の展開を明らかにする。そのうえで、こうした都市教育政策が1920年代に促進される教育救済事業にいかなる影響を与えるかを検討する。②1920年前後の東京市の貧困・児童労働・不就学に代表される児童教育・問題の実態を解明するとともに、こうした児童問題に対して東京市政がいかなる対応を行ってきたかを分析する。③東京市教育課による教育救済事業に注目し、貧困児童の中退・不就学問題や二部教授・三部教授、過大学級等の不十分な教育条件に関わる調査の実施を通じて、いかにして特別学級を設置するかを検討する。④東京市の児童・教育問題の具体的な解決策として東京市教育課によって設置された特別学級の児童実態と教育実践を検討する。⑤関東大震災下の児童の被災生活を分析しながら、後藤新平・帝都復興院や東京市が震災復興計画に児童保護・教育事業をいかに位置づけたかを検討する。⑥東京市教育課における教育復興事業の取り組みと、そこに位置づけられる教育救済事業の特徴について検討したうえで、東京市視学課が中心となって行って特別学級復旧作業と特別学級編制の実態を検討する。

3. 倫理的配慮

本研究は「日本社会福祉学会研究倫理指針」に則っている。なお本研究は歴史的研究であるため、今日使用が控えられている

用語等の引用に際してはカッコ書きで示している。

4. 結果

(1) 東京市長・後藤新平の都市政策論と都市教育施策

1920年代の東京市における教育救済事業の促進を支えた東京市長・後藤新平が実施した都市政策や社会政策の特徴を、後藤の都市政策の根本をなす衛生思想や社会政策論を踏まえて検討した。後藤新平は1920（大正9）年に東京市長に就任後、市政刷新とともに総合的な都市計画の樹立を行った。1920年前後の東京市は、貧民層の住むスラムは過密で上下水道を欠くために伝染病が蔓延し、また産業化・工業化による工場煤煙・廃棄物垂れ流しなどが深刻化し、都市問題が大きく顕在化していた。そのために後藤が企図した都市計画は、街路や交通幹線と街路の整備・中央市場の整備・港湾運等のインフラ整備だけでなく、衛生施設、学校、社会事業等の近代化を推進するものであり、児童を含めた住民の生活改善を都市計画の中核に据えるものであった。関東大震災以前に実施された主要な都市政策は、託児所・児童健康相談所・少年職業相談所等の児童保護事業、区・地域間の教育条件の格差を是正する学政統一、小学校増設案などであった。

(2) 東京市の児童・教育問題と東京市政

1920年前後の東京市における児童教育問題を明らかにしながら、1918（大正7）年の米騒動を契機に本格的に社会政策・都市政策を実施する東京市政がこうした児童問題に対していかなる対応をしていくかを検討した。スラムの拡大、産業公害、工場煤煙・汚水垂流等による都市問題に大きく影響を受けた貧困児童の生活は、住宅の不衛生環境や家庭環境のために多様な疾患に脅かされた。加えて貧困家庭の児童は児童労働を強いられた。こうした状況に対して、1920（大正9）年に後藤新平が東京市長に就任すると、東京市の都市計画の一環として、多様な児童保護政策が開始された。学校教育についても、後藤は東京市の児童の教育機会をできるかぎり均等にするために、学政統一や学校増設を実施した。その一方で、特殊小学校や尋常夜学校に通う児童は家庭貧困・児童労働、劣悪な教育環境などの背景を抱えていたために、多くが退学・不就学となり、これら児童の学力・健康・身体の状態は極めて悪化していた。

(3) 東京市教育課の教育救済事業と特別学級

東京市教育課は1919（大正8）年に渋谷徳三郎を教育課長に迎えると多様な都市児童調査を開始した。一つは小学校二部教授による児童への弊害調査で、二部教授の実施が児童の学習・健康面に悪影響を与えることを明らかにし、小学校の教育環境を改善する必要性を示した。もう一つは、貧困児童の退学・不就学調査で、この調査によって貧困児童は家庭貧困や児童労働によって健康状態だけでなく、学力・知力が極めて劣っていること、貧困児童の通う学校の教育環境がそれ以外の学校に比べてきわめて劣悪であることが明らかにされた。

(4) 東京市における特別学級の児童実態と教育実践

東京市教育課は児童労働・家庭貧困等の児童を取り巻く都市の生活問題を解決する最初の手段として、1920（大正9）年に特殊小学校である林町小と太平小に特別学級を設置した。林町小「促進学級」では劣悪な教育環境や家庭貧困、身体健康上の問題のために学業不振に陥ってしまった児童に対して、学業・知能・健康状態の科学的把握と個別的な対応を行うことを第一とした。一方で、太平小学校では児童労働・家庭貧困の実態を重く見て、児童が卒業後に職業に就くことができるような配慮を行った。二校の特別学級ともアプローチは異なっていたが、児童の個別的な教育対応を通じて、児童の教育改善をめざすものであった。

(5) 関東大震災下の震災復興事業と教育復興事業

1923（大正12）年に関東大震災が生じ、前東京市長で内務大臣に就任した後藤新平と東京市が震災復興計画を樹立し、事業を実行していくうえで、震災前より顕在化していた都市児童問題をいかに取り上げ、震災復興計画のなかに組み込んでいったかを検討した。後藤新平と復興院が策定した震災復興計画は東京市の総合的な都市計画であり、交通幹線と街路の整備・中央市場の整備・港湾運河などの都市設備と防火措置を実施し、下水道・塵芥尿尿処理・学校・社会事業・小公園等の公共事業を構築するものであった。

(6) 東京市教育課の教育復興計画と特別学級

復興院や東京市の復興計画の動向を踏まえながら、東京市教育課が復興事業のなかに教育救済事業をどのように位置づけていくかを小学校の特別学級の復旧過程に注目して検討した。小学校教育の復興計画の主要事業は焼失した117校の復興建築であるが、震災以前から設置されてきた多様な困難をもつ児童のための特別学級も東京市視学課と補助学級研究科の活動により、1924（大正13）年には漸次復旧し、震災前と同様の20校に特別学級が開設される。東京市は特別学級の組織化の取り組みとして、最初に特別学級児童の健康状態の把握を行い、各校の経営状態・指導方法などの情報共有を実施し、1927（昭和2）年には特別学級のさらなる増加をみている。関東大震災前から家庭貧困や児童労働による児童の生活状況を改善するために教育救済の具体策として設置された東京市特別学級は、関東大震災下の児童の健康状態悪化への対応や教育復興計画のなかで強調された教授方法や学級編制の改善においても大きな役割が期待され、迅速な復旧作業と特別学級編制の促進がなされたと推察される。

【文献】小林正泰（2012）『関東大震災と「復興小学校」—学校建築にみる新教育思想—』勁草書房。持田信樹（1983）後藤新平と震災復興事業—「慢性不況下」の都市スペンディング、『東京大学社会科学研究所紀要』35(1)。

萌芽的研究報告部門

精神保健福祉領域におけるリカバリー論の興隆に関する一考察

-わが国における障害受容論との比較に焦点を当てて-

筑波大学大学院博士前期課程2年 木原 亜季

筑波大学 結城俊哉(001748)

[キーワード] 障害受容、リカバリー、当事者性

1. 研究目的

近年、日本の精神保健福祉領域においてリカバリー論が拡がりを見せている。リカバリーの定義は画一化されていないが、障害受容という言葉が示す内容と類似的である。先行研究でも、リカバリーと障害受容の相関をめぐり、様々な解釈がされている。しかし、それらを比較検討した上で、なぜ精神保健福祉領域では障害受容論ではなくリカバリー論が拡がりを見せているのかを考察している研究は見当たらない。

そこで本研究では、障害受容論とリカバリー論を比較検討しながら、精神保健福祉領域におけるリカバリー論の興隆について考察を行う。

2. 研究の視点および方法

精神保健福祉領域で拡がりを見せているリカバリー論と、障害受容論と類似的な内容であることに着目し、まずは障害受容論とリカバリー論の相関について探る。その上で、障害受容論と比較しながらリカバリー論の興隆について考察を試みることを本研究の視点とし、文献研究を本研究の方法とする。

3. 倫理的配慮

研究を行うにあたって、先行研究に記述されている実在の人物の個人情報に対して、最大限配慮して扱う。

4. 研究結果

障害受容論は、障害者を援助する専門家たちの「語り」が、当事者不在の状況で構築されることを可能にするフレームであった。専門家の「語り」ばかりを汲み取り、そして当事者の「当事者性」を抑圧してきた為、障害受容論に対する批判的検討が増加したと考える。しかし、リカバリー論は当事者の「当事者性」を回復するという捉え方に重きが置かれているため、わが国の精神保健福祉領域で拡がりを見せているのである。精神障害者は、病名や病識といった言葉で表されるように、他者から自らを定義されてしまうという危機を伴う者である。そのような精神障害当事者は、専門家の「語り」ばかりを汲み取り自らの障害について「語る」ことを阻害されてきたことに対する異議申し立ても含め、当事者自身が障害について「語る」というワークをより一層重視している。

専門家などの他者の言葉で自らを定義されてしまう危機を脱するためにも、リカバリーのようなフレームを用いながら、当事者の文脈で障害について語る事が非常に重要であるということが、本研究によって見出された結果である。

(参考文献)

Onken,S.J.,Craig.C.M.,Ridgway,P.,Ralph,R.O.,and Cook,J.A.(2007) An Analysis of the Definitions and Elements of Recovery:A Review of the Literature. Psychiatric Rehabilitation Journal .

田島明子 (2007)『障害受容論再考-「障害受容」から「障害との自由」へ』三輪書店.

野口裕二 (2002)『物語としてのケア ナラティブアプローチの世界へ』医学書院.

萌芽的研究部門

自立生活センター介助サービス利用者・介助者における問題共有意識の検討

- 性をめぐる介助活動に焦点を当てて -

筑波大学大学院博士前期課程2年 北川 優

筑波大学人間系 結城俊哉（会員番号 001748）

〔キーワード〕 自立生活センター（CIL）、障害者の性、介助関係

1. 研究目的

自立生活を送る介助サービス利用者（以下：利用者）の生活において介助者の存在の影響は強く、長年多くの研究で介助関係は着目され、様々な課題が指摘されてきた。本研究で着目する利用者の性をめぐる問題は身体的な関わり、気遣い、性へのタブー視等からも、介助トラブルが生じやすい場面のひとつであると考え。また、性をめぐる事象への憧れや希求は施設や家族と暮らす障害者が自立生活をはじめめるきっかけになっており、障害者の性をめぐる問題と自立生活はとても強い結びつきがあると言える。よって、性を視点に介助関係を考察することは、介助関係において人間関係の本質を捉えるための新たな視点になりうると思え、本研究では介助サービス利用者と介助者に対し、性をめぐる介助への考え、性に関する悩みの共有についての意識を明らかにすることで、介助現場における問題の原因を探り、今後の介助関係の見直し、再構築への一助となることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

A 県と B 県の自立生活センターに所属する利用者（肢体不自由者）と介助者各 3 名ずつに面接調査を行った。面接内容は、事前の質問紙調査より抽出した質問内容を基に、半構造化面接法を実施した。内容は IC レコーダーに記録し、逐語録として使用し、KJ 法を基にキーワードを抽出しカテゴリー分けした表を作成した。

3. 倫理的配慮

対象者に研究内容等について口頭で説明をし、同意書への署名を以て同意を確認した。また、同意撤回書を用意し、一旦了承した場合でも撤回できるものとした。尚、調査にあたり筑波大学研究倫理委員会の審査を受け承認を得た。（倫理審査課題番号：筑 24-97）

4. 研究結果

性を話題とすることに対し、両者共にジレンマを感じており、これらを解消するためにアサーティブな環境を整備の必要性が示唆された。また、性をめぐる問題への利用者の積極的姿勢と消極的姿勢の両者の語りを得られ、性＝セックスという概念が強い中で、性をめぐる問題は利用者ひとりひとり違う価値観の下対応すべき問題であること、本来多様な見方、感じ方が存在し、様々な解決方法があることを利用者、そして利用者に関わる人々の意識の中で確認していく必要があることを示した。さらに、本研究において性をめぐる問題を扱うことについて、①介助範囲への意識と実際に行うことへの不安、②マニュアル等の不整備、③専門的な教育の不足の 3 点が現在の課題として挙げられた。性をめぐる問題は、自分自身を受け入れ理解し、対自することができる必要があるため、自立生活において性をめぐる問題と向き合うことは、利用者には自分自身と生活に改めて向き合う視点になり、介助者には自分自身と介助活動や利用者との関係について改めて見直すきっかけになると言える。よって、性をめぐる問題はどのように相手と向き合うか自然と考えることになり、利用者・介助者の介助関係を見つめ直し、介助関係を再構築するための一つの指標となりうることを提示したい。

萌芽的研究報告部門

若者自立支援型社会的企業 A への調査に関する中間報告

横浜市北部児童相談所 宮竹 孝弥(8254)

(キーワード) 社会的企業、伴走型就労支援、連携環境整備

1. 研究目的

社会的企業とは、労働市場において不利な立場にある人々の雇用を目的とする企業である。国際的には、イタリアにおける 1970 年代の精神病院の開放に続く社会的協同組合、イギリスのブレア政権下のワーク・フェアの取り組みからの労働統合型社会的企業(WISE)、韓国の金融危機を背景に脆弱層のための認証社会的企業が、顕著な成果を挙げている。この三カ国とも法制化されており、わが国でも法制化への要請活動は、高まっている。すでに活動を行っているわが国の社会的企業の取り組みから、論者はその成果を挙げる構造と役割を見出すために、社会的企業への調査に取り組んでいる。

2. 研究の視点および方法

わが国では社会的企業に関する固有の法律は、定められていない。しかし分野別に固有の社会的企業への発展する支援があり、横断的に就労支援に関わる制度を列挙する。すなわち、①障害者自立支援法における就労継続 A 型、B 型及び就労移行支援による就労支援 ②若者自立支援事業による就労支援 ③生活保護精度の自立支援プログラムによる各自治体の就労支援と、2012 年の生活支援戦略における中間的就労などがある。

今回は補助制度の背景なく、団体の取り組みによって支援を行う若者自立支援事業に、注目した。若者職業的自立支援推進事業(若者自立支援塾)は、2006年に始まり2010年3月31日まで実施された。若者職業的自立支援推進事業は、就労困難な若者(いわゆるニート)の就業支援を行うための助成事業である。この若者塾は、アメリカの若者のための寄宿制プログラムを参考にして始まり、日本では、参加者は3ヶ月や6ヶ月の短い合宿を通じて、集団生活を行いながら職場体験やワークショップを行う。共同生活による生活訓練と職業体験を通して、若者の就職を目指す。新規事業で、事業を起こしていた団体も多くはなく、初めから予算の予定数を大きく下回り、その成果の確認ができないうちに、民主党政権化の事業仕分けで廃案になった。

調査にあたっては、制度上の違いがあることから、同一の都市 X 市の社会的企業に限定した。X 市の若者自立支援型社会的企業 A は、20 年以上前に不登校などの教育相談から始まった。株式会社となり、若者の引きこもりや後のニートの相談に応じる。国の制度以前から共同生活による若者自立支援に取り組む。同時に、障害者自立支援法による就労継続支援 B 型の通所訓練を行う。この通所利用のために、初めて障害者手帳を取得した者もいる。国の若者職業的自立支援推進事業の廃止後、2010 年にリーマン・ショック後の緊急人材育成・就職支援事業訓練による基金訓練を行う。これも終了し、X 市型若者自立支援訓練にて、事業継続を行っている。職業安定所とも連携し、地域若者サポートステーションにも取り組み、全般的な若者相談を担っている。事業本体本部の周囲に、共同生活施設・通所施設・店舗・居場所などが点在する。

調査方法は、グランデッド・セオリー・グレイザー版により、社会的企業 A のスタッフへのインタビュー・ガイドを作成し半構造化面接を行った。インタビューを録音し逐語化し、記録を作成した。得られたデータについて、分析し理論的サンプリングを行った。

3. 倫理的配慮

東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科倫理審査委員会の調査承認を得て、調査前の事前説明、調査におけるプライバシーの保護、関係者の承諾に配慮した。

4. 研究報告

社会的起業 A への質的インタビューの中間報告である。現在までのインタビューによるコンセプトは以下のとおりであり、概念化に取り組んでいる。支援のプロセスを考え、列記すると、①利用者の自己否定と就労失敗体験による受傷感情 ②スタッフの参与生活観察アセスメント ③連携確認—家族、スタッフ、外部支援者、地域 ④同行型医療支援 ⑤就労目的コミュニケーションの構築 ⑥環境構造の整備変革 ⑦伴走型就労支援 ⑧快適就労体験—楽しく働くことを知る ⑨中間的就労と尊厳的就労 ⑩構造的な生活支援—批判的支援⑪呼応的ケア会議 ⑫利用者への喝采 ⑬協働の確立 ⑭セルフケア ⑮依存的自立から自己肯定的自立 ⑯再支援の入口

以上のプロセスから、自立支援型社会的企業の支援過程の考察を行っていく。

■■ 学会奨励賞受賞者講演 ■■

『生活保護は最低生活をどう構想したか～保護基準と実施要領
の歴史分析～』

神奈川県立大学 岩永理恵氏

場所 多目的コーナー

12:30～13:00

■■ 基調講演 ■■

場所 多目的コーナー

13:10~14:00

「生活再建と住宅・福祉～ソーシャルワーク実践・研究への期待」

講演者：大本圭野氏（前東京経済大学教授・生命地域研究所代表）

生活再建と住宅・福祉～ソーシャルワーク実践・研究への期待

報告者 元東京経済大学教授
大本 圭野

はじめにー現代が直面する課題と転換方向

(1) 現代が直面する課題

① 巨大災害に直面する課題

東日本大震災、原発事故における被災者の生活再建と支援のあり方
原発被害による放射能の不安と強制退去、かつて経験したことのない事態に対して
どう取り組むか。

② 日本の福祉が直面する課題

住居との関連において、一つは、非正規労働者、低所得者、ホームレスの生活再建、
および生活保護のあり方・基準のあり方。

二つは、高齢社会における高齢者介護サービスのあり方と介護労働の問題

③ 福祉をはじめ政治・経済・社会のあらゆる領域での居住問題、居住政策が等閑視されてきた。その結末の一つが、ホームレス問題、非正規労働者の問題、生活保護の問題など貧困問題、格差拡大問題が可視化された。二つは、自覚されず可視化されていない問題、一般勤労者の低質居住、および生涯にわたる持ち家ローン債務が生活の余裕を失わせているし、労働運動を阻んできた。

居住保障の問題が自己責任であり、福祉・医療、企業福祉によって代替されてきた。

(参考 河合克義編『福祉論研究の地平』法律文化社、2012年)

(2) 何をどう変えるか、21世紀初頭における日本の転換方向 (結論)

① ヒューマニズムの視点に立った福祉=生活政策

1人ひとりが尊重される、自己決定の保障、一人ひとりが生かされる社会

② 地域コミュニティにおける生活保障を軸にした居住福祉の権利

住みなれた地域での生活、強制退去の排除 (集合住宅の建て替え、原発被災)

③ 福祉民主主義 (=参加民主主義) を組み入れた政策決定

間接民主主義 (=代表制民主制) と直接民主主義の併存

④ 人々の利他的精神と協同・協働による働く場の形成

利他的精神の希薄化 (競争強化・エゴイズム社会) を克服

福祉における社会的企業のあり方と経営 例、居住福祉産業

協同・協働による働く場づくり

I. 福祉と居住の関係

(1) 生活に必須の居住の条件

- ・「生きる」「生活する」とは「住む」こと、「住む」とは「地域コミュニティをつくること」
 - ・安心して住み続けられること
 - ・地域社会のなかで支え合い、お互いに豊かに発達しあえる関係があること
 - ・住居は、生存の基盤、社会保障・社会福祉の基礎
 - 子どものいる家族、障がいをもつ人、高齢者、母子家族、低所得者
 - ・日比谷公園における派遣村から、新しい社会運動
- (2) 住居は、準公共財としての性格をもつ
- ・社会的外部不経済性
 - ・社会的関係資本
 - ・社会的ストック

II. 住居の問題がもたらすもの

- (1) 病や不健康をつくる、狭小住宅、遠距離住宅、高家賃・ローン、不衛生な住環境
- (2) 狭小住宅は、子どもの教育を阻害する
- (3) 地域社会からの孤立化をもたらすコミュニティ不在、コミュニティの破壊
 - 高層住宅、集合住宅、不良住宅、集合住宅の建て替え
 - 子ども、母親、高齢者、障がいをもつ人、若者
- (4) 社会福祉・社会保障における居住視点の欠落と社会的損失 (social cost)

III. 住居がない＝住所不定は、法治国家のなかで社会的排除、アルトロー化

- (1) 公的保障の受給からの排除
- (2) 就労の機会を奪われる
- (3) あらゆる社会生活における不利益

IV. 居住保障政策の原則的な枠組み

国連「社会権条約委員会」一般意見における「適切な住居の権利」による

- (1) 人間の尊厳が守れること
- (2) 占有の保障、安心して住み続けられること、正当な理由なくして強制的立ち退きをしてはならない
- (3) 支払い可能な住居費 (家賃・ローン) =アフォーダブルであること
- (4) 適切な居住の諸条件がそなわっていること=ハビタビリティ
 - 適切なスペースであり、かつ寒さ、湿度、熱、風、日当たり、空気など健康の脅威、構造的危機及び病原菌媒介動物から保護する。台所、トイレなど生活の諸条件がそなわっていること。
- (5) アクセス可能性=アクセシビリティ、障がいをもつ人、高齢者、子ども、不治の病人、慢性の医療問題を有する人、自然災害の被害者、災害を受けやすい地域に住み人

- (6)立地条件＝ロケーション、雇用選択、健康サービス、学校、児童ケアセンター
- (7)文化的相当性

V. 居住問題の社会および福祉に与える社会・経済的損失＝social cost

- (1) 病院における社会的入院、福祉施設（特養など）における社会的入所
高齢者、障がいをもつ人、ホームレス、
- (2) 母子世帯における家族離散→子どもの養護施設入所
- (3) 住居費の重い費用負担によるホームレス化、ネットカフェ暮らし
- (4) 生活保護受給化、社会保障費の増大
- (5) 低水準老人施設の火災事故

VI. 直面する社会的・福祉的問題への新たな社会的活動、社会的運動

(1) ボランティア組織の支援活動

NPO、協同組合、労働組合、企業などの民間の支援活動

- ①経済的問題に対する生活保護など公的受給の支援活動
- ②借家入居に対する保証人→代理保証人活動
- ③アパートなどの適切な入居の支援
- ④法的整備の活動

(参考 自律生活サポートセンター もやい編『貧困 まったなし!』岩波書店、2012年)

(2) 新しい社会運動、市民的不服従—アメリカの「オキュパイ運動」

- ・アメリカの1%の富裕層、迫り来る貧困におびえる99%の国民、声なき人々が怒りの輪を広げ、ウォール街を占拠したことに端を発する市民的不服従の運動。

オキュパイ運動からインターオキュパイ運動

- ・運動の発端、住宅バブルが弾け国民の一部の層が持っていた金融資産8兆ドルが紙くず。アフリカ系アメリカ人の資産はほぼすべて失われた。他方、富の集中が自動的に、政治権力の集中を生み、法律を変えていく。

- ・運動の特徴、要求は不平等の問題、金融機関の問題。協同的なコミュニティの創出、直接民主主義の要求

- ・運動の意味、ばらばらに孤立した人々を解き放ち、新たなコミュニティを生み出す。

(参考 ライターズ・フォー・ザ・99%著『ウォール街を占拠せよ—はじまりの物語』大月書店、2012年。ノーム・チョムスキー『アメリカを占拠せよ!』筑摩書房、2012年)

VII. 福祉民主主義＝直接民主主義による市民による主体的なまちづくり＝福祉づくり

住民が住みやすいまちをつくること

事例、三鷹市、藤沢町、佐久穂町

- ・市民による地区自治＝地域コミュニティの運営、防災に必須
- ・行政と市民の協議、協働による政策

介護（生活）、保健（健康と予防）、医療（治療、予防）、教育における
地域政策と住民の支援

- ・住民の意識が利他的、住民の市民活動・ボランティア活動が活発であり、市民自治が形成されている。
- ・住民の健康が確保される方向をつくっている。平均寿命が他市町に比べ長い
(参考 拙著『わが町はいかにしてつくられたか』日本経済評論社、2012年)

VIII. 居住保障と福祉政策——デンマーク、スウェーデンの北欧型モデル

経済産業省官僚の北欧型モデルの取り組み

翁百合・西沢和彦・山田久・湯本健治著『わが国へはどこまで応用可能か？

北欧モデル』日本経済新聞出版社、2012年

- ・福祉におけるサービスと住居の分離
- ・高齢者施設・障害者施設など施設の廃止と、地域における自宅、グループホームでの生活
- ・社会保障と家賃補助・居住保障との連携による生活保障
- ・利他精神

(参考 銭本隆行『デンマーク流「幸せの国」のつくりかた』明石出版、2012年)

IX. まとめ

まず、福祉・社会保障分野において居住の福祉・居住保障の視点を入れ、生活のトータルな観点から生活保障を考えていくこと。狭義の社会福祉では、現代社会において福祉の機能を十分果たせない。

(1)福祉・社会保障の分野に「居住の福祉」を組み入れること。

(2)福祉に「居住の福祉」のカリキュラムを組み入れ、人材を育成すること。

(3)福祉産業の分野に「居住の福祉」産業を入れ、連携させること。

大本圭野先生プロフィール

広島県福山市生まれ。千葉大学卒業後、東京教育大学大学院理学研究科修了。1965年から1991年まで、社会保障研究所（現在の国立社会保障人口問題研究所）勤務。1991年から2010年、東京経済大学経済学部教授、現在、生命地域研究所代表、学術博士。日本住宅会議理事長、日本居住福祉学会副会長などを歴任。福祉国家における人権としての「居住の権利」の観点から、戦後の住宅政策の展開を綿密な実証的研究を行う。『証言 日本の住宅政策』日本評論社（1991）、『日本の居住政策と障害をもつ人（居住福祉ブックレット）』東信堂（2006）、『わが町はいかにして先進自治体となったか—交響する地域自治と生活保障』日本経済評論社（2012）他多数。

■■ シンポジウム ■■

場所 多目的コーナー

14:10～17:00

テーマ

「被災地の生活支援、生活再建におけるソーシャルワーク実践、研究の役割と課題～ソーシャルワーク実践・研究に何ができるのか～」

【シンポジスト】

- ・ 被災地の医療ソーシャルワーク実践体制のあり方：山田美代子氏
(日本医療社会福祉協会)
- ・ 被災地の子ども支援で見えてくる生活再建の道筋：森田明美氏
(東洋大学)
- ・ 福島支援とコミュニティデベロップメント：佐藤信人氏
(武蔵野大学)
- ・ 国際NGOの支援活動とソーシャルワークの課題：西郷泰之
(大正大学)

(コーディネーター)

山田知子氏 (大正大学)

岡部 卓氏 (首都大学東京)

被災地の医療ソーシャルワーク実践体制のあり方

日本医療社会福祉協会

山田美代子

はじめに

本報告では、被災地における外部の専門家として取り組んだ医療ソーシャルワークの実践体制について、Ⅰ) 実践者としてのソーシャルワーカー、Ⅱ) 支援対象、Ⅲ) 支援内容から、災害時のソーシャルワーク実践の必要性と実施体制に関する現状と課題を述べる。

Ⅰ 実践者としてのソーシャルワーカー

*覚悟と調整

災害支援活動は自己完結、自己責任が原則であり、家族、職場等との調整を要する。

*立場

第一期は、任意団体の支援活動であり、第二期以降は、自治体事業の委託事業へ変化した。ソーシャルワーカーは、協会への協力委員、または、雇用職員。

*責任と権限

第一期は、被災自治体への協力団体であり、専門職としての権限と責任はない。

専門的判断は、担当者に伝達・協議の上実施した。

第二期以降は、被災自治体からの業務指示による実践と報告義務が発生した。専門的判断は、自治体からの承認後、実践した。

Ⅱ 支援対象

被災地は、地域全体が破壊され、地域福祉の実践基盤が崩壊し、個人、集団、機関、コミュニティの各レベルで危機状態に陥っていた。人と環境の相互・交互接触面に介入するソーシャルワーク実践と捉えると支援対象を3つに類型化することができる。

① 被災した住民（避難所・在宅・仮設団地・コミュニティなど）

*第一期

一般避難所・福祉避難所、または自宅で生活する個人および家族、集団。

*第二期以降

仮設住宅団地の個人、集団、仮設住宅団地が建設された地域の町内会、自治会の人々、コミュニティ

② 専門家・行政の職員、非専門家

*被災地の専門職・行政職員・非専門職

被災現地の専門機関や行政機関で機能する専門職、行政職員、非専門職

*外部の自治体職員・専門家・非専門家

県内、近隣県、全国、世界から集まった専門職および非専門職

③ 支援の関係機関

*被災現地の支援機関・団体

被災現地の市役所・県庁、医療機関、社会福祉施設、サービス事業所、専門職集団、任意団体

*外部機関支援機関・団体

行政機関、立法機関、医療機関、社会福祉施設、サービス事業所、学会、専門職団体、任意団体

*遠隔地避難の受け入れ機関

行政機関、医療機関、福祉機関、旅館

III 支援内容

① 相談援助

*導入期（ニーズ及び活動拠点の特定）

自治体・関係機関との協働による健康・生活調査（アウトリーチ）。

*第一期（福祉避難所を中心とした支援活動）

ケースワーク・グループワーク（インテーク面接・安否確認・退所相談・災害関手続き相談・心理的サポート・家族関係調整・受診受療援助）を実施

*第二期以降（地域における支援活動）

ケースワーク・グループワーク（仮設住宅団地の自治会設立支援、町内会との関係調整、管理費の管理、心理的サポート、受診受療援助、経済的援助）を実施

② 協働の形成

*関係者間

被災地で活動する外部支援者間ネットワーキング

被災地の保健・医療・福祉専門職と外部支援者間のネットワーク

*福祉避難所内の部門間

医療ソーシャルワーカー内ネットワーキング（部門内会議、スーパービジョン）

避難所内の部門間（朝礼、避難所運営会議、ケース会議）

*福祉避難所外の機関間ネットワーキング

機関間（自治体、医療機関、機関間会議、地元の専門職団体）協会への報告、一般市民への広報活動

③ 支援行動

*支援機関の運営体制の確立

協会内の運営体制を確立した（理事会、会員、対策本部、事務局、現地）

*現地の活動拠点における運営体制の確立

第一期

避難所内の協働体制づくり、業務開発と役割分担、マニュアル化、周知活動

第二期以降

自治体・機関間・職種間連携体制づくり、専門職・非専門職間連携体制づくり、外部の他団体との協働体制づくり

*財政・物理的環境の確保

交通費、宿泊費・ガソリン代、アパートの家賃・自動車の確保、駐車上代、通信手段の確保、常勤者の人件費・現地事務所の確保

*支援チームの責任・権限、役割の規定

協会本部の災害対策本部事務局と災害現地の担当者との連携

*報告機能

自治体、連携チームへの報告書・記録、協会への日報、会員への報告書の作成

*連携機能、ネットワーキング機能

被災地域における保健・医療・福祉システム内外の連携協働体制の構築

IV 考察

実践者としてのソーシャルワーカーは、被災地の専門職の補いであり、ソーシャルワーカー間のバトン方式を採用せざるを得ず、責任と権威は曖昧な状況に留まった。支援対象は、個人、家族、集団であるが、人に影響を与える環境としての関係機関、コミュニティの資源を変化の必要性から、関係機関や自治体、コミュニティも支援対象とした。支援内容は、福祉避難所という機関の目標に沿って行われた退所をゴールとしたものと、被災した住民の生活問題に焦点を当てた具体的解決である。マイクロ環境の問題は喪失と関連しており、被災地の人々が喪失を受け止め、どのように折り合いをつけていくかが課題となる。

被災地の状況の変化に伴い、ソーシャルワーカーの役割、支援対象、支援内容も変化した。現場を支える実践体制は、被災地への支援の質や量に影響を与える。被災地のソーシャルワーク実践は、業務として位置づけられており、ソーシャルワーカー個人の努力や力量に頼るべきものではなく、社会システムとして捉えなおす段階に入ったと言える。

おわりに

災害ソーシャルワークの体系化を急ぐ声がある。災害後のソーシャルワークは様々な現場で実践されており、現在も状況に応じて日々変化している。今後は、理論体系化、社会福祉専門職間・多職種間の横断的な協働体制の検討、災害時における社会福祉専門職派遣の制度化が望まれる。

「被災地の子ども支援から見えてくる生活再建の道筋」

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長
特定非営利活動法人こども福祉研究所理事長
東洋大学社会学部
森田明美

1. 東日本大震災での子どもの被災と子どもの困難

1) 東日本大震災で被災した子どもたちの状況

《学校での被災》文部科学省 2012.2.16 現在

- ・死亡（幼稚園から大学生まで）640人*参考：おとな 15781人
- ・教職員：34人
- ・行方不明：91人
- ・負傷：96人
- ・学校等の倒壊：4229施設

《保護者の死亡》厚生労働省 2011.08.31 発表

孤児：234人、遺児：1295人

《原発避難》福島県災害対策本部 2011.09.01

福島県外への避難（幼稚園・保育所、小中高生）11918人、
県内での転校 6450人、（文部科学省 2011.10.07 現在）

2. 東日本大震災で被災した子どもたちの現在

1) 災害時の心のケアの段階：災害とは自然や人為のなす脅威に対する地域の対処能力を 圧縮するような出来事。

第1期災害以前：災害への備え

第2期災害急性期：発生から2カ月頃までの対策

第3期災害急性期後期：2カ月以降の対策（心の中には発災時の衝撃的な記憶とそれにまつ
わる恐怖や強烈な不安等の感情が未分化な状態が詰まっている。この感情の処理を巡って
子どもたちの問題が顕著になる）

第4期災害後期：2年目以降（子どもの心の健康を支援するために関係者の連携協力が重要
になる）

2) 子どもたちは強烈な心理的な状態にどのように対応したか

一心の安定化に不可欠な愛着を、安心とつながりを得るための本能的行為として求める
（参考：宮城県子ども総合センター児童精神科医）

- ①. 子どもたちは自分の持てる小さな力を使って懸命に生き延びようとした
- ②. 教職員や保育士そして親などケアしてくれる人につながることで生き延びようとした

3) 子どもたちへの支援で注意しなければならないこと（固有性：レジリエンスと脆弱性）

- ①. 荒れた光景は子どもの心に深く刻まれる
- ②. 適切なケアを受けられなかったことはその後の社会に対する態度や人に対する関わり
方に大きく影響する
- ③. 子どもが信頼できる他者とつながることは救われることにつながる

④. 子どもが心から喜べる楽しめる体験とその機会を提供する支援が心の荒廃を防ぐ

3. ゾンタハウスでの子ども支援の構造（復興における子どもの権利の具体化の取り組み）

1) 山田町ゾンタハウス《国際ゾンタの寄付による実施》の特徴

- ①地元の大人が運営する：地域化
- ②日常の居場所づくり中心支援：寄り添い
- ③中学生以上は誰でも利用できる：普遍性
- ④市民による資金確保：市民との協働性
- ⑤専門家の支援：安心感
- ⑥子ども参加：子どもが主体
- ⑦街かどギャラリーとの共同活動：大人社会との接点

2) 山田町ゾンタハウス支援の構造

「おらーほ」と「街かどギャラリー」

ー子どもと市民の参加と協働による希望の循環ー

①<おらーほ>

【開設時間】

- ・平日/14:00~20:00
- ・土曜日/14:00~19:00（日曜日・祝日は休み）
- ・200人以上が登録(中学生約600人中)。
- ・毎日25~50人が利用中。
- ・子ども委員会も活動中。
- ・軽食を食べながら大人に相談する姿も

②<街かどギャラリー>火曜~土曜開設（日は随時）

- ・2012度上半期で、のべ1,300人が利用※震災以前の賑わい(年間3,000人が来場)にあと一歩！
- ・小学生が遊びに来たり、友達と待ち合わせをしたり、時には宿題をしたり。
- ・イベントを多数開催
- ・時には体育館等で「出張・街かど」も。
- ・子どもの笑顔と、大人の温かいまなざしが交わる場所

3) ゾンタハウスの活動からみる被災地子ども支援に求められる視点

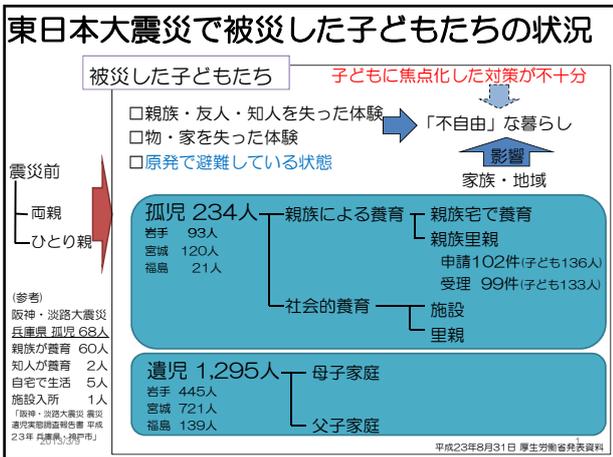
- ①特別のケアを子どもにするという決意
- ②市民社会との協働
- ③子どもの必要性に合わせた柔軟性
- ④多様な場面に対応する重層性
- ⑤子どもを中心に子どもの暮らし全体を支える総合性
- ⑥子どもを決して裏切らない継続性
- ⑦揺らがない子どもの権利の視点

4. 生活再建にむけて一今の課題

- 1) NGO/NPO 支援と復旧した社会福祉事業の調整
- 2) 仮の生活が仮であり続けることが病んでいく人を増やす
- 3) 特別に支援することは早く切り上げ、普遍化しなければ分断を促進させる
- 4) 子どもから高齢者まで地域の人全体が参加し、発言し、働き、支え合う社会の復旧を子どもたちは求める

《ゾンタハウスの子どもたちから大人たちへのメッセージ》

- ・震災があって多くの大人の人を見てきました。思うところは色々あります。でも、僕たち子供はその背中をみて育ちます。なので、これからも頑張る人が増えればよいと思います。
- ・復興復興といっているのにまったく進んでいない。又、子どもたちとむきあって話をしたり、協力して欲しい。子どもでも少しは復興のために協力できるはずだから。子どもと会話してほしい。(役場は「あれがだめだ」「これがだめだ」とたくさん山田の人は言うが、役場の人は山田のために努力しようと頑張っていることを理解して欲しい)
- ・大人も一生懸命頑張ってください。
- ・「ゾンタ」があったからこそ、関わることができた大学生や後輩と交流できてたくさん色々なことを学び感じることができて感謝してます。



福島への支援とコミュニティ・デベロップメント

佐藤 信人(武蔵野大学)

I. 福島におけるCDの前提

1. 災害復興の相違

- ・ 宮城県、岩手県においては時間は要するが、旧居住地付近で復興できるであろう。
- ・ 福島県は、放射能被害（見えない津波）のため、時間をかけても旧居住地付近での復興が実質的に困難なのではないか。（避難者数16万人）
（セシウム半減期30年、廃炉40年；子育てできる故郷に帰れないであろうことを政府側も被災者側も言い出せずにいる状態＝子供は未来＝子育てできない地域にどのような未来を描けるか）

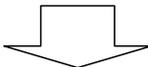
2. 自立・自尊の回復

- ・ 原発事故の最大の被害は、被災者の心・気力（生活意欲）の破壊
（既に限界＝被災者の主体性回復が急務）
- ・ 必要なのは「安定した住まいと仕事」
（被災者自身が、それを実現する目標を持ち、自ら活動することが重要）

II. 福島県におけるCDの適用

1. イネブラーの要請

○原発事故は国の責任→→→復興するのは国の責任（住宅・生活費の補償）
（国任せで被災者が主体性を持たないため被災者の心は荒廃の一途）

転換 

○生活する主体は被災県民→→→自分たちで生活を再建し国は最大限の支援
（現実を受け止め、主体的に復興に参画すれば被災者は希望・目標を得て士気が上昇）



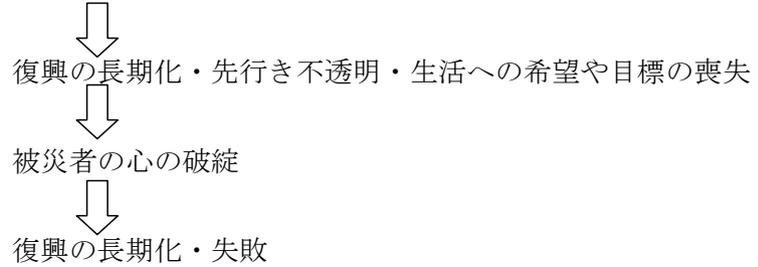
○ローカル・オーナーシップ（CDの中核）
（自分達の生活の主体は自分達なのだから、その暮らしのありようは自分達で決め
いく — 県民の県民による県民のための復興 — ）



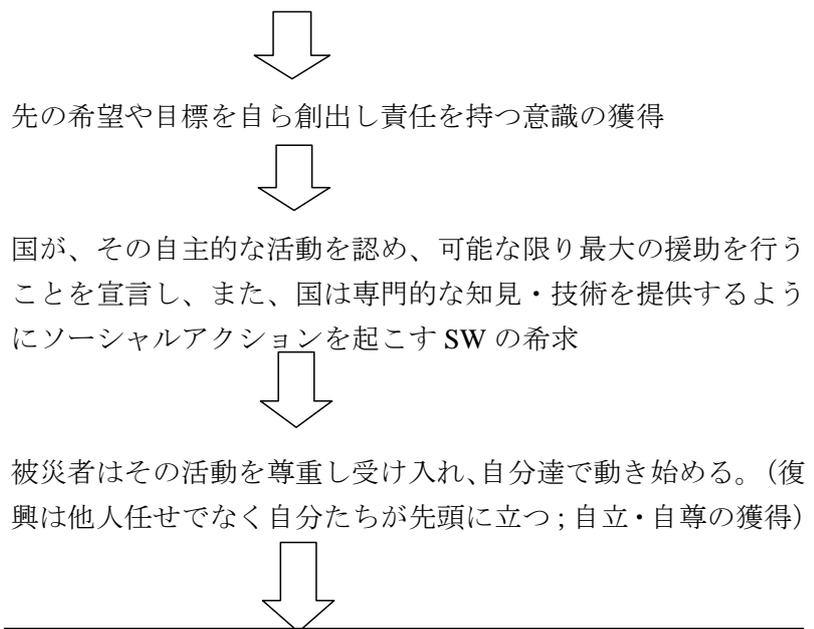
○ CD 早急なイネブラーの要請

2. 被災県民主導の復興

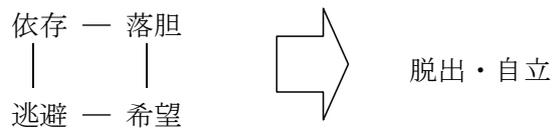
○政府主導の復興 ⇨ 国がどのようなものを示しても被災者は不満
(一方的で強い被害者意識)



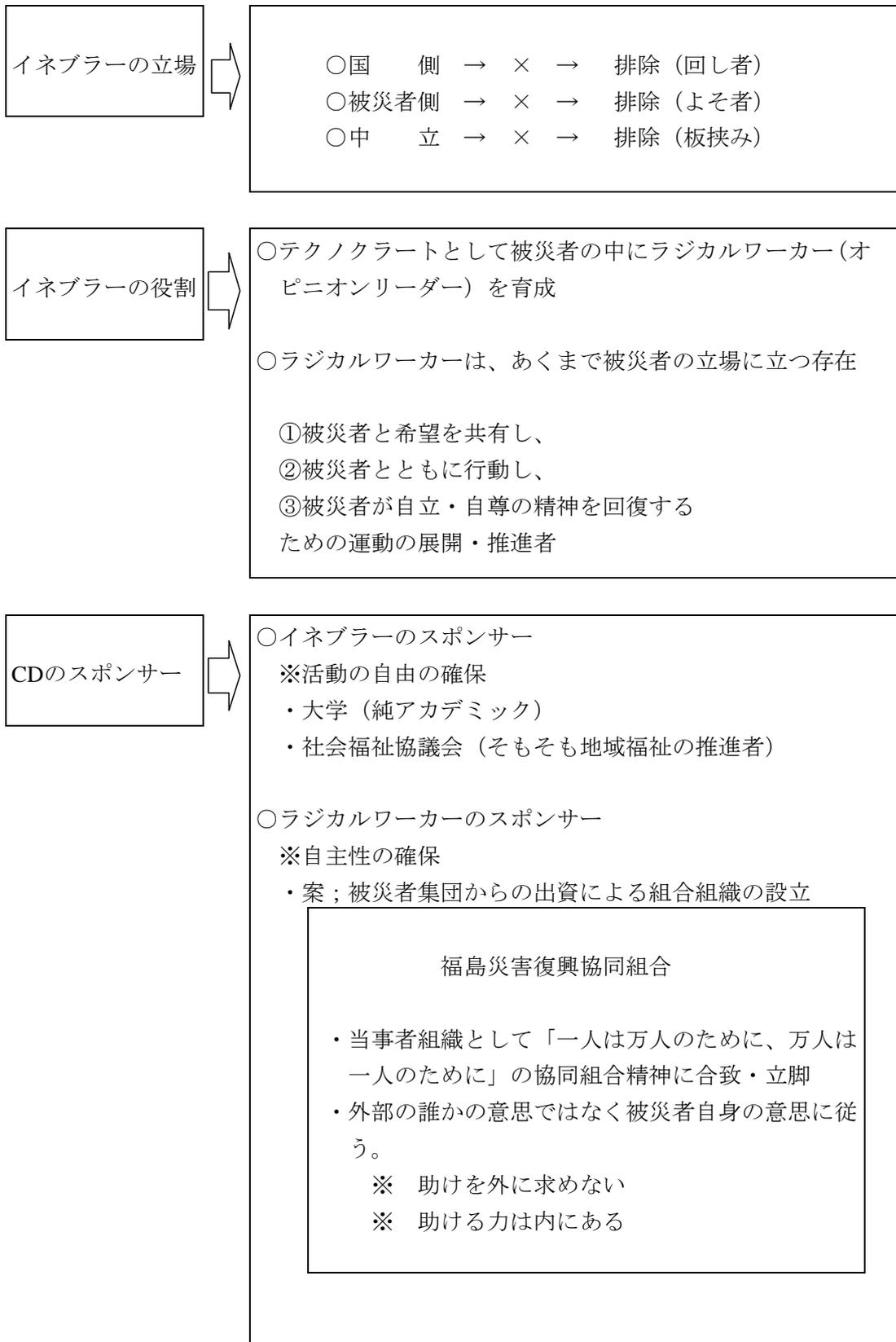
○県民主導の復興 ⇨ 被災者が生活の主体として、現実を冷静に見つめ今後の生活の再建は自分達自身の課題なのだから、自分たちで決めていこうとする気概を創出し、自ら復興再建活動に参画し、汗を流す状況を作り出すことが重要



CDイネブラーの要請



Ⅲ. 被災者ととともに歩む方法としてのCD



IV. 福島災害復興協同組合の活動（壮大な社会実験を仕掛ける CD）

① 帰還困難区域、居住制限区域の被災者に対する、新たな地域での職住接近型の暮らしを提案

② 新たな地域を代替地として確保し、集約的な農漁業、産業を開発・実施
（高齢化によりいずれ訪れることなので先取りする；50年後の高齢化率4割）

- ・代替地は被災者の感情に鑑みれば遠隔地ではないほうが良い。
- ・被災者は、復興協同組合の組合員であり組合に雇用される。
- ・代替地を過疎地に求めれば、その地域の人口増加、経済活性化につながる。
- ・都市部在住の若年層を含めた受け入れを図る。
- ・福利厚生、標準的な商業施設、コミュニティ施設の十分な設置・運営
- ・なお、代替地の確保、起業費用は国等が保証することでなければ被災者の納得は得られない。

国際協力NGOの取り組みからみたソーシャルワークの諸問題

西郷 泰之 (大正大学)

はじめに

1 被災地支援活動状況とその特徴

- ① 国内外からの支援の受け入れと調整が不調
 - ・ 東日本大震災においては3000のNGO・NPOが支援をしたとされる
 - ・ 発災直後の支援でもっとも大きな課題は、支援調整を官邸主導でマッチングしようとしていたため、情報の共有化が遅れ、実際のニーズとのギャップや重複が起こったり、まったく支援が行われない状況
 - ・ 必須物質の調達・輸送に当たり、被災者数の把握、年齢層、必要物資の数など、自衛隊が把握していたデータなども、すみやかにシェアされていなかった
 - ・ 政府が積極的に、諸外国政府代表、NGOや国際機関、民間企業との調整の場（個別ではなく全体を）を主導しなかったため、多くの混乱が直後に起こった
- ② 国連・国際機関による支援ではなく日本政府による支援が中心に
 - ・ 国連・国際機関の活動は抑制的に実施された

Joint FAO/IAEA Divisionによる福島事故対策

IAEA（国際原子力機関、The International Atomic Energy Agency）（IAEA）FAO
国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations）

WFP（世界食糧計画、World Food Programme）の判断と外務省の許諾（栄養強化ビスケットやUNHCR、各国政府からの物資の配布）

UNOCHA（国連人道問題調整部、Office for the Coordination of Humanitarian Affairs）の合意による派遣

UNICEF（国連児童基金、The United Nations Children's Fund）は日本ユニセフ協会による支援を援助

- ③ 支援当初の混乱

2 取り組みの成果と問題点

- ① NGOの成果

- ② NGO の問題点
 - <調整機能不調>
 - <組織体制がせい弱>
 - <直輸入型・開発途上国型支援技術>

3 今後に向けて —ソーシャルワーク実践、研究の役割と課題—

- ① 支援の評価
- ② 調整機能強化
- ③ 組織体制づくり
- ④ 日本型・先進国型支援技術の開発
 - ・ 現在のアプローチ
 - The Inter-Agency Standing Committee (IASC) 18 の国連機関や NGO などで作る各国際機関・NGO・赤十字で、クラスターアプローチ
 - ・ 現在の支援の基本原則等
 - UNICEF Guiding Principle として、Core Commitment for Children in Humanitarian Actions
 - NGOs の人道支援の標準を定めた、The Sphere Handbook Humanitarian Charter and Minimum Standards in Humanitarian Response
 - <その他の基準やガイド>
 - * 人道支援の説明責任と品質管理に関する HAP 基準 2010
Humanitarian accountability Partnership 87 の加盟機関、人道的なセクターの最初の国際的な自主組織
 - * 人道援助機関のための ALNAP ガイド
ALNAP Active Learning network for accountability and Performance in Humanitarian Action
 - * Inter-Agency Network for Education in Emergencies (INEE)
 - * Livestock Emergency Guidelines と Standards (LEGS)
 - * Small Enterprise Education and Promotion (SEEP)
Network's Minimum Economic Recovery Standards focus on minimum industry standards for facilitating economic recovery in crisis situations.

おわりに

■■ 総会・関東部会研究大会奨励賞授与式 ■■

場所 多目的コーナー

17:00～17:30

日本社会福祉学会関東地域ブロック総会

日時： 2013年3月9日土曜日 17:00～17:30

場所： 大正大学3号館多目的コーナー

1. 2012年度事業報告(2012年4月～2013年3月)

1) 運営委員会

○第1回(2012.7.24)、第2回(2012.9.19)、第3回(2012.12.19)、第4回(2013.3.9)の計4回開催

○執行体制

担当理事：大島巖(日本社会事業大学)、経理担当：森田明美(東洋大学)、
監事：福山和女(ルーテル学院大学)

○2012年度の運営委員体制

○各部会活動の実施・運営(ホームページ部会、ニューズレター部会、社会福祉学評論部会、大会部会、その他)

2) 関東部会研究大会

○2012年度研究大会を、2013年3月9日土曜日に大正大学にて開催。

・大会テーマ「ポスト 3.11 社会福祉学研究と実践の新たな枠組み～ソーシャルワーク実践・研究に求められるもの～」

・基調講演：生活再建と住宅・福祉～ソーシャルワーク実践・研究への期待(大本圭野氏、前東京経済大学教授・生命地域研究所代表)

・大会シンポジウム

テーマ：被災地の生活支援、生活再建におけるソーシャルワーク実践、研究の役割と課題～ソーシャルワーク実践・研究に何ができるのか～

シンポジスト：山田美代子氏、森田明美氏、佐藤信人氏、西郷泰之氏

・自由研究報告：28演題

3) 社会福祉学評論

○電子ジャーナルで、社会福祉学評論12号を発行予定。

○原稿締切を廃して、随時、審査する体制を整えた。

○2012年中に2件の投稿があり、いずれも審査中。

4) ホームページ

○2009年12月より運用開始し、この1年間、毎日平均100名を超えるアクセス。

○コンテンツには、電子ジャーナル化された機関誌『社会福祉学評論』の一般公開をメインに、研究大会、ニューズレター、運営委員会、新着のお知らせなど。その他、関東地方で行われる公開講座・講演会、博士論文公開審査、最終講義の情報を紹介するコーナーがある。

○メーリングリストと連携した情報発信を行う。

5) ニューズレター

○関東部会ニューズレターNo.16を、2013.2に発行。8ページ建てのニューズレターで、関東部会の会員に郵送した。

2. 2013年度事業計画(2013年 4月～2013年 3月)

1) 運営委員会

- 年4回開催する。
- 各部会活動の実施・運営（ホームページ部会、ニューズレター部会、社会福祉学評論部会、大会部会、その他）
- 研究大会（2014年3月開催予定）の企画、運営準備
- 研究奨励賞の実施方法の検討

2) 関東部会研究大会

- 2014年3月に開催予定

3) 社会福祉学評論

- 電子ジャーナルで、社会福祉学評論12号、13号を発行する。
- 投稿規程、編集委員会規程の改定を実施する。
- 年3回の締め切りを廃止し、随時投稿できるようにする。若手研究者などから積極的な投稿を募る。

4) ホームページ

- メーリングリスト、公式 twitter、FaceBook、RSS 機能を活用して、より多くの関係者に訪問して頂くことを目指す。
- 研究大会、ニューズレター、運営委員会、新着のお知らせ、関東地方で行われる公開講座・講演会、博士論文公開審査、最終講義の情報等、豊富なコンテンツを用意する。

5) ニューズレター

- 関東部会ニューズレター No.17 を、年度の早い時期に発行する。

6) 社会福祉学専攻協議会院生協議会との関係強化について議論を継続する

7) その他

3. 2013年度・関東地域部会運営委員の選出

4. その他

2012年度/2013年度社会福祉学会関東地域部会委員会・運営委員等名簿

連番	2012年度運営委員	所属機関・団体	2013年度運営委員候補
1	森田明美	東洋大学	継続
2	福山和女	ルーテル学院大学	継続
3	荒井浩道	駒澤大学	継続
4	岡部卓	首都大学東京	継続
5	小野孝嘉	東京都社会福祉協議会	継続
6	北本佳子	昭和女子大学	継続
7	小林理	東海大学	継続
8	齊藤順子	淑徳大学	継続
9	佐藤信人	武蔵野大学	継続
10	佐藤繭美	法政大学	継続
11	芝田英昭	立教大学	継続
12	高橋克典	聖徳大学	継続
13	田嶋英行	文京学院大学	継続
14	竹之内章代	社会福祉士会・東海大学	継続
15	月田みづえ	昭和女子大学	継続
16		上智大学	後任検討中
17	中野敏子	明治学院大学	継続
18	中谷陽明	日本女子大学	後任検討中
19	六波羅詩朗	目白大学	継続
20	山田知子	大正大学	継続
21	大島巖	日本社会事業大学	継続
22	木戸宣子	日本社会事業大学	継続
23	菱沼幹男	日本社会事業大学	継続
24	贅川信幸	日本社会事業大学	継続

※順不同、敬称略

**一般社団法人日本社会福祉学会
2012年度関東部会研究集会抄録集**

発行日 2013年3月9日

編集者 一般社団法人日本社会福祉学会
関東地域部会運営委員会

発行者 一般社団法人日本社会福祉学会関東地域部会

連絡先 日本社会事業大学社会福祉学部 大島 巖
〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30

Tel & Fax 042-496-3126

email oshima2.jcsw@gmail.com
